

厚生労働省 平成26年度セーフティネット支援対策事業（社会福祉推進事業）

貧困などによる子ども・若者を対象にした
セーフティネットの現状とその課題に対する提言に向けた

調査研究

一般社団法人
協同総合研究所

平成27(2015)年3月

はじめに

一般社団法人協同総合研究所

理事長 岡安喜三郎

本冊子は、厚生労働省の平成26年度社会福祉推進事業の「生活困窮者自立支援法に基づく学習援助事業その他の子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営のあり方に関する調査・研究事業」の報告書です。

この報告書で語られている実践は、地域の中で多くの周りの人たちを巻き込みながら、進められています。それは端的に言えば、アウトリーチの学習援助事業にとどまらず、子ども・若者と地域を結びつける社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の市民運動であり、社会運動だと思います。

学習援助にせよ社会的包摂にせよ、その取り組みの前提には必ず排除する側や「仕組み」の存在と社会や学校から排除された当事者が存在するのであって、個人責任には帰結できないものがあります。したがって、学習援助・社会的包摂の事業は決して単なる「支援するもの、支援されるもの」「スタッフ、利用者」のパラダイムで完結するものではありません。ここに現場でのさまざまな苦悩と努力があるのだと思います。

社会的排除・疎外、貧困の克服の政策実施に当たっては、当事者をはじめとして家族やその周りの人たち、一緒に問題に関わっている人たちに、その政策実現の権限付与（エンパワーメント）があるか否かが決定的に重要です。このことは、今年（平成27年）4月からの「生活困窮者自立支援法」実施の中で、「困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つ」として問題に関わることとなります。

では、学習支援の場合、子どもに何をエンパワーするのか、という疑問が出てくるかもしれませんが、これこそが実は重要な課題であると思われます。その一つの事例が本報告の韓国調査において地域児童センターの「こども自治」の実践です。自治は集団による主体形成の基本です。そして自治は市民教育でありデモクラシーの形成の基盤に関わるものですから、民法の成人年齢や選挙権年齢を18歳に引き下げる論議、これは「学歴」とは全く無関係～義務教育の範囲、と密接に関連していると思います。

世界的には、貧困克服と教育等の問題を結びつけて活動している有名な団体にBRAC (Bangladesh Rural Advancement Committee) という民間非営利組織があります。BRACを紹介した最新の本に、アマルティア・セン、ビル・クリントンとともに安倍晋三さんも推薦されている『貧困からの自由』（イアン・スマイリー著、明石書店、2010年10月刊）があります。

この本ではBRACに強い印象を受けたデーヴィッド・コーテン氏のまとめを紹介しています。「よくある過ちは、行動計画にしっかりと準拠することが農村開発に携わる機関にとって望ましい性格だと思い込むことである。実際に必要なのは、創造的な変化のプロセスに継続的に関わっていく能力を持った組織、過ちに建設的に対処する能力を持った組織なのである。」（下線は引用者）

コーテン氏はこれが「学習する組織」（ピーター・センゲ）の最大の特徴だと言っています。思いますに、「学習支援する組織」なら自らが「学習する組織」でなければならない。協同総合研究所が推進する「協同労働」の立場からすれば、「組織」は「働く人や人々」と読み直し、自らの成長を地域社会の改革に携わる視点で、本報告書のテーマを見ていくことになります。すなわち、当事者と一緒に活動した人・人々、私たちがこの過程でどう変わっていったかも重要な関心事です。

イタリアには、これらのような事業活動を進める「社会的協同組合」があります。もともとが1970年代末に精神科病院を廃止され、地域で健常者と一緒に生活するコムニタから発展した協同組合ですが、今は青少年の生きにくさの克服に対応する等幅広い事業も行っています。ほとんどがワーカーズコープ形式で運営していますので、当事者と健常者が対等な立場で働いています。必要に応じてはマエストロ（その手の達人）のボランティアによって職業訓練も行い、ワーカーズコープを立ち上げます。

本報告書が、様々に可能性を広げる一歩になることを願ってやみません。

目次

はじめに	一般社団法人協同総合研究所 理事長 岡安喜三郎	3
I ヒアリング調査		
訪問先リスト、訪問先別ヒアリング報告		
1. 学び塾「猫の足あと」		8
2. 子ども村：中高生ホッとステーション		13
3. 新宿区立かしわヴィレッジ		17
4. NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡		21
5. NPO法人山科醍醐こどものひろば		26
6. NPO法人ゆめ・まち・ねっと		29
7. 十勝びばっと		37
8. せたがや若者サポートステーション		40
9. NPO法人フリースペースたまりば		45
10. 山王子どもセンター		52
11. 熊本市自立支援プログラム推進（高校進学等健全育成支援）事業		58
12. 鳥取市学習支援教室すてっぷ		63
訪問先別ヒアリング調査員による分析と考察		
食領域総合考察		66
ミッションと現実のはざまから		69
ヒアリングの所見		73
学習支援調査の分析と考察		78
II 海外事情調査の報告		
訪問先リスト、訪問先別調査報告		
1. 虹の青色カエル地域児童センター（1318ハッピーゾーン）		82
2. 関連施設「楽しい家（か）」		83
3. ヒアリングからの考察		85
4. 日本と韓国の比較からの示唆		87
III 分析と考察に基づく提言	東京家政大学名誉教授 / 運営委員長 片岡輝	92
IV 総括		
子ども・若者のいる地域社会へー社会福祉の視点からー	沖縄大学名誉教授 加藤彰彦	102
「学び」と「育ち」の協同化によるセーフティネットの構築		106
	日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会 古村伸宏	
安定した国家基盤の構築の視点から	白梅学園大学学長 汐見稔幸	110
V 資料		
生活困窮者自立支援法		116
子供の貧困対策法		120
「貧困などによる子ども・若者を対象にしたセーフティネットの現状とその課題に対する提言に向けた調査研究」		
事業概要		125
最終報告会資料		126

I ヒアリング調査

訪問先リスト、訪問先別ヒアリング報告

1. 学び塾「猫の足あと」
山田恵子、中村央
2. 子ども村：中高生ホッとステーション
山田恵子、中村央
3. 新宿区立かしわヴィレッジ
山田恵子、中村央
4. NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡
阿比留久美、石井清孝
5. NPO法人山科醍醐こどものひろば
齋藤史夫、北川裕士、石井清孝
6. NPO法人ゆめ・まち・ねっと
阿比留久美、石井清孝
7. 十勝びばっと
宮下与兵衛、石井清孝
8. せたがや若者サポートステーション
齋藤史夫、石井清孝
9. NPO法人フリースペースたまりば
阿比留久美、石井清孝
10. 山王子どもセンター
齋藤史夫、石井清孝
11. 熊本市自立支援プログラム推進（高校進学等健全育成支援）事業
宮下与兵衛、齋藤史夫、上平泰博
12. 鳥取市学習支援教室すてっぷ
宮下与兵衛、齋藤史夫、上平泰博

訪問先別ヒアリング調査員による分析と考察

食領域総合考察

山田恵子

ミッションと現実のはざまから

阿比留久美

ヒアリングの所見

齋藤史夫

学習支援調査の分析と考察

宮下与兵衛

1. 学び塾「猫の足あと」

運営団体：みなし団体

所在地：東京都西東京市

ヒアリング協力者：岸田久恵

ヒアリング実施者：山田恵子、中村央

文責：山田恵子、中村央

1 事業の概要

1. 事業開始時期

2011年2月に立ち上げ、3月に利用者を募集、4月より2名の利用からスタートした。利用者を集めることについて社協に相談したところ、「ゆめこらぼ」（西東京市民協働推進センター）のホームページでの公募をと助言を得て掲載した。また、代表者のお子さんの出身中学校にチラシを持参した。学校にとって、元保護者からの働きかけということであってか、2校から2名の紹介を受けた。あとは、その子どもたちのネットワークから利用者が増えた。

2. 事業名ネーミングについて

自宅の庭を猫がうろうろしている姿に癒しを感じた。作った猫小屋に猫の足あとのプリントをした。

斉藤洋の児童文学作品『ルドルフとイッパイアッテナ』は、教養のある猫イッパイアッテナに習い、ルドルフが字の読み書きができるようになる。学ぶことで、人生を切り開いていく物語に関連つけた。

3. 事業立ち上げの経緯

教員である代表は、学校現場で給食費や教材費の払えない家庭があること、教材をいらないと言う子ども、修学旅行をあきらめる子ども、お金のかからない部活って何？と聞いてくる子どもと出会う。教職員組合専従となり学校現場を離れることで、就学援助制度などさまざまな課題がわかり、さまざまな講師を呼んで学び交流する中で、「学校は何やっているの？」という声を聴いた。子どものしあわせのために、生活のすべてを含めた活動をしたいと思うようになった。目の前の子どもを何とかしたい、つなげたい、自分も何かできないか、うちでやるしかない、といった思いで事

業を立ち上げた。

4. どのような子どもや若者を対象にしているか

都立高校希望で塾に行っていない中学三年生が対象。中三は、道が分かれるギリギリのところとの捉えによる。近所の子どもが口コミで利用している。利用人数は基本的に5名までとしている。

5. 事業の実施場所・時間帯、取り組んでいる内容

代表の自宅において、毎週月曜日19時から21時まで活動している。内、30分は食事時間に当てている。マンツーマンの学習支援で、定期試験対策、夏休みの宿題対応、入試過去問練習など、代表の娘さんが学校の授業に応じて計画している。

活動の時間が食事時間帯でもあり、以前より食事が重要であると考えていた。孤食や出来合いの弁当、家族と一緒にない食事・・・などさまざまな実態。代表の娘さん息子さんでさえ、家で食事をしなくなっている中で、大勢で食べる機会を持っている。

元利用者である高校三年生が、この夏休みに手伝い（教え）に来ている。自身が大学生になった際にはボランティアをすると、すでに友人の分も含めて予約しているとのこと。この若者は、利用している時に、「教師もいいな」との言葉を発しており、教わる中で教えることに興味を持ったのだろうとのこと。このように、地域のなかで、教わる教える、が循環していくことを、代表は願っていた。

6. 事業への参画

家庭内で行っている事業であるため、利用人数は基本的に5名までとしている。三つ子さんが利用していたときなどは、7名となっていた。以前利用した子どもの弟や妹が利用しており、現在はあまり宣伝・募集

をしていない(多子家庭が複数ある)。「ゆめこらぼ」関連で、議員からの紹介もある。

7. 利用料の徴収および活動資金

子どもの利用料はなし。大学生スタッフには、1回2,000円を支払っている。アルバイト代を受け取ることで、ちゃんとやらなくちゃ、との姿勢が見られる。主に代表の娘さんが、中高大の友人に募集の呼びかけをした。その後は、スタッフの友人、そのまた友人へとつながっている(交通費が出せないの、スタッフも地域の若者)。家庭内活動であり、ボランティア保険等はかけていない。

活動資金は、本業以外で得るもの(講演等)を当てている。社協や民間企業の助成金を得てきた。また、「食」関連で、子どもの朝ごはん支援をしていた地域のボランティア団体から寄付を受けることもある。

2 事業を通して伝えたいこと

孤立している家庭に向けては、困っている時にヘルプを出せば、「大丈夫」の声が返ってくることを伝えていきたい。教わる子、教える学生に向けては、世の中の出来事に関心を持ち、問題に取り掛かって欲しい。「これならできる」を発信していく。なかなかつながっていかないことでも、やってみて信用を得ていく。自分の関心欲求から立ち上がった人たちは、社会化していくことが必要。自己責任を負わせるのではなく、地域が開かれつながって、それぞれができることを、小さな形で、やれる形でやっていくことが大切でしょう。

3 事業を実施する上での工夫

さまざまな個性を持った大学生スタッフがいる。代表の娘さんが副代表として学習の計画を立て、息子さんも子どもたちに教えている。大学生には、子どもたちと共に育ち合えるという良さがある。代表のご主人は顧問として関わっているが、中学校教員であることで入試対策に強さを発揮している。マンツーマンの対応をすることで、子どものやる気を引き出している。

食事を共にすること。大勢でワイワイすることで楽しさが生まれる。リラックスできて、子ども同士や学

校の先生のことなど、いろいろな話が出てきて尽きない。子どもにとっていい時間となっている。活動を月曜日にしているのも、日曜日に食事の仕込みができるからとのこと。

4 事業の成果・課題

- ・高校選択については、入れる可能性のあるところを受験するようところがあつたが、個別で関わることで、子どもの興味を引き出し、子どもが自分の考えを言えるようになったことで、本当に入りたいと思うところにチャレンジすることができた。教わることで教えることに興味が生まれ、「教師になろうかな」という若者も出てきた。
- ・食事を一緒に取る中で、「わぁー」「初めて食べたぁ〜」などの言葉も聞かれ、家庭とは違った食生活を経験できている。食事が楽しみになっている。子どもに様子を聞いているらしく、保護者からの差し入れもある。
- ・高校合格した際、自分のお小遣いでチョコレートを買ってお礼してくれた子どもがいた。自分の合格を喜んでくれる人がいることで、自分には仲間がいる、会ったことはないけど応援してくれる人がいると感じられることは、子どもの自尊心を高めていける。見守っている人も含め、一人の子どものために、みんながつながっていることは、子どもに自信をつけ、困難にくじけない心を育むことになる。
- ・市民として、地域を知らなかったが、出会い直しが力となった。人的資源。
- ・家族で行っている事業なので、共通した近所の子どもの話を、家族としてできることはよかった。
- ・小学生を対象とできないことや、人数に制限を設けなければならないこと、また、ひきこもりの子どもたちへの対応に、支援の限界を感じる。
- ・行政には、口を出さずにお金を出して欲しい。いろいろな形で事業を行えるようになるといい。行政が、一つの事業を継続していくことは難しいと感じている。

5 自由意見

現在は個人事業であるが、退職後はNPO法人化

したい。困っている人たちを支援している、いろいろな人たちのアンテナをつなげたい。広い形で、自分の居場所として「教室」が欲しい。子どもだけでなく、大人にとっても「学び」は大切なはず。

気軽に助けてもらい、後になって返せばいい。「僕たちがやれること」が、社会活動のスタート。自己肯定観を高めていける。みんなの喜びにつながっている。

子どもへのインタビュー

ヒアリング協力者：高校3年生A、大学1年生B、大学院1年生C

ヒアリング実施者：山田恵子、中村央

●Aさん（高校3年生）

中学3年生の時に参加。現在は教える側として参加している。

○事業に参加するようになったきっかけはなんですか

受験にむけて、最初は塾にいかずに独学で勉強しようと思っていたが、中3の時に学校で学び塾「猫の足あと」の生徒募集のチラシが配られ、この活動を知って無料で勉強を教えてもらう機会を持った。母親からもすすめられた。

○参加して何か変化はありましたか？

（学習面）

数学や英語が苦手で、その2教科を中心に教えてもらった。特に数学は、マンツーマンだからこそわかるまで教えてもらった。試験対策も含め、要点を絞ってくれたので、模試でも試験でも点数があがり成績アップにもつながり志望校に合格した。

（人間関係）

5人の参加者は全員男子だったので、すぐに打ち解けた。同級生同士の会話で学校のことなども含めて話を良くしていた。先生は大学生だったので、緊張せずに堅苦しくない雰囲気の中で進路についても相談しやすかった。

（食）

男子が多かったのでたくさん食べた。ご飯を食べながら話をする中でリラックスできた。

好きなごはんは、シチュー。特に野菜が多めでおいしかった。またカレーは具のバリエーションが多く野菜がたっぷりだととてもおいしい。家の食事ともまた違うことも楽しかった。

ここで、食事をする中で、体にいい料理を食べることを経験して、健康に気を付けるようになった。

（働く事のイメージ）

高校生になって、ここに来て教える側として参加しているが、その理由は、まずは懐かしいこと。また教えるという経験ができ学べる。現在高校3年生で教育学部を目指す受験生だが、大学生になったら、同じ教員を目指す仲間と一緒に猫の足あとを盛り上げていきたい。自分もここで教わって高校に進学できたので、その経験を活かして、教えることをやっていき、将来は教員を目指していきたい。

○自由意見

- ・居心地の良い場所。教わる立場でも、教える立場でも1対1の関係がよい。
心に負担もなく、質問のしやすい関係がある。また、塾ではなくて、代表の家が会場になっているのもアットホームな感じで安心できる。
- ・今は妹が教わる立場で参加している。教える立場になって思う事は、気軽に質問してもらえるようにしたいと思う。
- ・中学3年の時に感じたことは、週1回の勉強会だと不安な部分もある。受験前にはもう少し回数が増えるといいと思う。
- ・大学生になったら、猫の足あとを支えていく。教わった子たちが次は教える立場で参加できるようにつなげていきたい。

●Bさん・Cさん（大学生）

教える側として参加した大学生

○事業に参加するようになったきっかけはなんですか

家族で猫の足あとの活動を立ち上げ。教える立場として一緒に参加した（Bさん・Cさん）

○スタッフとして参加して何か変化はありましたか

- ・数学を教える担当をしていた1年目は、数学の苦手な子にわからない問題を解けるまで何度も反復していくうちにできる喜びを知ってくれたことが嬉しかった。最初は家族ではじめたが、友人を誘い、教える仲間ができていった。なかには友達の弟が参加するケースもあった。（Bさん）
- ・大学生で同じ学科の仲間や同じ高校出身の子も学習支援のメンバーに誘った。大学生なので卒業や就活でメンバーが変わるが、次の代は友達の後輩を紹介するなど大学生のネットワークが広がっている。現在はAくんなど教える側に元生徒が参加し、ここで学んだ子が次は教える側になって、地域の次の世代

に続いていくのが特徴でそのようにつながっていくことが嬉しいこと。（Bさん）

- ・勉強の理解は参加者それぞれ違いがあるので、その子にあった内容を話し合っていて決めている。はじめは緊張している子が慣れてきてわからないなど率直に困っていることを言ってくれるのが嬉しい。教えた子が高校に合格したということで、自分の事にうれしかった。昔は自己中心なところがあったが、人のために行ったことから喜びを感じるようになった。（Cさん）

（食）

- ・参加する中学生は食事を楽しみにしていて、ものすごくよく食べる友人の弟が参加していたことがあった。笑い話なのだが、あまりに食べすぎるので家でまず食べてきて、猫の足あとでまたごはんを食べるということもあった。特にハンバーグとかピーマンの肉詰めがおいしいと思う。（Bさん）
- ・夕食を一緒に食べるというのは、参加者の意欲があがることや食事をしながら話をする事も参加したくなるきっかけとしての理由は大きい。教える側も一人暮らしの大学生を誘っているが、週1だけはお腹いっぱい食べられる。みんなで食べるおうちご飯は大学生にとっても魅力が大きい。（Cさん）

（働く事）

- ・コンビニ等でも働いたがしんどさがあった。今までは言われたことを淡々としていたけれど、最近は人とふれあえる仕事に興味がある。猫の足あとの活動を通じてコミュニケーション力がついてきたと思う。この活動を通じて、一緒に勉強した子の中に数学の点数が劇的に上がった生徒がいて、教える面白さを知ったので将来は教員を目指したい。（Bさん）
- ・就職活動に関して言うと、今の就活の方法については疑問がある。本当に企業のためになっているのか？就活の仕組み自体企業にも学生にもよいとは思わない。最近、社会人の方の話を聞く機会があり、あらためて働くことが人生の大半をしめていると思う。だからこそ、お金が欲しいからだけでなく、自分がやりたいことを仕事にしたい。企業を選ぶ際、給料の面もあるが、一番はやりがいある仕事を見つけたい。（Cさん）

○自由意見

- ・塾講師など他にも教えるバイトはあるが、大学生の

仲間が猫の足あとを選んだ理由は、教師志望の子が多く、アットホームな雰囲気教えられることもあると思う。(Bさん)

- ・猫の足あとを始めた両親に対して、行動的な部分は見習わないといけないと思った。社会では嫌なことがあると陰で悪く言ったり、できない理由を言う人が多いけれど、社会の課題に向かって一歩踏み出して解決に向かう活動を自ら切り開く活動を始めた両親を尊敬している。(Cさん)

2. 子ども村：中高生ホッとステーション

運営団体：みなし団体（有志団体）

所在地：東京都荒川区

ヒアリング協力者：大村みさ子

ヒアリング実践者：山田恵子、中村央

文責：山田恵子、中村央

1 事業の概要

1. 事業開始時期

2014年5月1日より開始。

2. 事業名ネーミングについて

中高生にとってホッとステーションと、代表が関わるプレーパークや合唱団などの、さまざまな支援をネットワークにしていきたいという思いで、大きな括りでいろいろな人がいる子ども村とを合わせた。

3. 立ち上げの経緯

以前より、NPO法人設立と居場所づくりの構想をしていたが資金がなかった。そうした中、荒川区が、子どもの貧困対策として（区のHPでは、「基礎的基本的な学習内容と学習意欲の向上を図るため」とありました）学習支援「学びサポート」を開始した。その事業にはコーディネーターとして関わっているが、教室の中だけの指導であり教室を出たら関われない。何かを抱えた子どもが来ていると思っているのだが、情報は見えず、学習スタッフであり生活指導スタッフではない。学校と連携ができず、子どもに関わることに制限を感じる。区の事業で税金を使っているためサービスの均等化ということだろうが、個別的なケアをしているわけではなく、必要な子どもに支援が届いていないように思う。

そこで、子どもの生活を支える、さまざまな課題への対応、親へのアドバイスなど、思ったことのできる事業をしたいと考えていたところに、母子生活支援施設の職員から学習支援の相談を受けたのがきっかけとなり、社会福祉協議会に相談し、事業を立ち上げた。

4. どのような子どもや若者を対象としているか

主に中学生・高校生で、以下のような項目に入る子ども（友達がいない・家で一人である時間が長い・悩み事がある・家族の支援を得られない・勉強でわからないところがある・学校の学習についていけない・宿題が自分でできないなど）。荒川区内の中学1年生から3年生まで約10名が参加している。代表の言葉では、グレー層の家庭の子どもであるとのこと。高校生はスタッフとして参加している。特に、高校につながる中学校での3年間の過ごし方で人生が違ってくるとの思いのもと、事業を行っている。

5. 事業の実施場所・時間帯、取り組んでいる内容

地域の支援者から、事業所の一室を提供してもらっている。毎週木曜日の18時から21時に活動している。談話室では、話をしたりゲームをしている。二部屋ある勉強室で学習する。また、個人的な相談も受けている。途中19時から全員で、ボランティア手作りの食事を摂っている。

特別活動として、夏休みの土曜日13時から18時に、高校受験対策の補修学習を行っている。また、染め物作りに取り組んだり、コミュニティカレッジの夏祭りに参加した。

事業開始後数か月しか経っていないが、高校生スタッフの様子から考えると、現在の中学生在がいずれはスタッフ側で活動して欲しい。

6. 事業への参画

教育委員会、スクールソーシャルワーカー、子育て支援部、福祉部、社会福祉協議会、地元町会などに活動説明をし、つないでいく方向で、オープンに募集はしない。現在は、高校教師や特別支援教育指導員をしてきた代表宅で関わっていた子どもが多いが、その友だちも来ている。子どもにスティグマを感じさせない

形で考えた。

7. 利用料の徴収、活動資金

利用料は、食事代として1回100円程度を徴収している（大人は200円）。活動資金は、会費納入、賛助会員・民生委員・ロータリークラブからの寄付、社会福祉協議会地域福祉活動助成金等。

8. スタッフについて

高校生スタッフ、学習スタッフ、調理スタッフ、その他スタッフなど多数。

- ・補修学習では500円徴収している。有料にすることで、ちゃんとやらなくちゃという意識をつくる。無料にするとお互いが無責任になってしまう。親にも、受験を乗り切る気持ち、責任感を持ってもらう。
- ・食事の際に、配膳・下膳などは子どもが行うことで、「ありがとう」の言葉がたくさん出てくる。
- ・食事を一緒にすることで、気持ちが構えなくなる、話しやすくなる、自然に子どもに寄り添える。
- ・変わった大人を連れてくる。さまざまな年齢層が集まることで、切り口が違ってくる、精神的に安定して安心して、話ができるという良さがある。

2 事業を通して伝えたいこと

- ・中学校の3年間は、将来を自分で選ぶ、大事な時期であることを伝えたい。子どもが達成感をもって高校受験できるようにしたい。
- ・方法にはいろいろあるということ。
- ・子どもの力では不十分だったら、大人が助けるということ。本気で付き合える、心にふれるまでの関係をつくる。
- ・子どもに見てあげるから失敗しなさい、わからない、できないと言っちゃいなさい、と伝えたい。
- ・まわりがみえること、人との距離感。
- ・子どもという瞬間をつくってあげる。子どもでいさせる。ちゃんとした子どもにする。
- ・いろいろな大人がいて、いろいろな価値観があるということ。
- ・一緒に食事をすることで、気持ちを伝える。
- ・お弁当や買う食事ではなく、手間をかける手作りで愛情を伝える。

3 事業を実施する上での工夫

- ・子どもたちにいろいろな引き出しを持ってもらうために、地域の活動に参加して楽しさや経験を作る。
- ・コンサートなどに行くことで、文化面を豊かにする。
- ・子どもたちの中でのなるべく管理しない。「食事までは勉強」など、子どもにルール作りをしてもらう。子ども自身が、今何が必要か判断できることが重要。

4 事業の成果・課題

- ・中三生は、補修学習「今からゼミ」で勉強習慣がついた。
- ・仲間が増えた。わかんないって言えるようになった。（子ども）
- ・子どもとつきあいを通して、やり直しや振り返りができて、新しい世界を得た。（大人）
- ・いびつさが見えた。体裁を繕わない隠さない。足りないところは「ごめんね。ありがとう。」と言えるようになった。（大人）
- ・それぞれ違うスタンスや思いがあることがわかった。（大人）
- ・食事を共にすることで、子どもの食生活が見える。食べたことのないものも、ホッとステーションで食することができる。
- ・子どもたちは、自分たちでできる手伝いやスピードクッキングについて考え始めている。
- ・子どもが、あえて見せないようにしているため、親の顔が見えない。家庭との連携、保護者への働きかけが難しい。
- ・行政は、数字でしか評価してもらえないが、思いで動いて欲しい。効率の悪い子育てだからこそ、思いで動いて欲しい。

5 自由意見

- ・親が教育に重きを置いていない家庭の子どもだから、他人が関わる必要がある。さりげなく傍にいら

れる大人として。

- ・子どもあってこそ。いろいろな子へスツと入れる大人側のエチケットが大切。
- ・子どもの今は、経過であり結果でない。子どもの思いを育てるに目を向ける。
- ・出来ているふり、わかったふりしないと、学校では生きていけない。失敗してもいいのが教育の場のはず。やり直しのできる場を子どもに提供したい。
- ・あの時一緒にてくれたという思い、サポートを通して目が開いてきたとの思いをもってもらえるように。
- ・親に自己責任など問いません。だから、私たちにも言わせて。親にとってもホットステーションとしたい。
- ・誰かが旗を上げれば、同じ思いを持っている人、パブリックマインドを持った人がいることがわかった。
- ・教師時代に、学校の枠に疑問があった。自分の学校作りたい、思ったことができるのは教室だと思った。

子どもへのインタビュー

ヒアリング協力者：中学3年生A・B・C・D・E、高校1年生F

ヒアリング実施者：山田恵子、中村央

文責：山田恵子、中村央

○事業に参加するようになったきっかけはなんですか

- ・Aさん・・・自治体の学習支援に参加していたところ、そこでコーディネーターをしている代表から誘われた。中学1年の3学期から中学2年生の間不登校だったので、高校受験も控えており、もっと勉強しようと思った。
- ・Bさん・・・自治体の学習支援に参加していたところ、そこでコーディネーターをしている代表から誘われた。小学校の高学年時にクラスが荒れていて、学校で勉強ができなかった。遅れている分を取り戻そうと思った。
- ・Cさん・・・代表が自宅で開いている教室で誘われた。初めは、「べつに・・・」と思っていたが、勉強や遊びや食事があるというので参加してみたら、案外楽しかったから。
- ・Dさん・・・Cさんに誘われ、「どういところかな？」と思って参加してみた。
- ・Eさん・・・代表の教室に、妹が通っており、母からこの事業に参加してみてもどうかと言われた。参加してみたら、みんなと話ができて楽しかった。
- ・Fさん・・・代表の教室出身。祖母がこの事業にボランティアをしており、祖母からの誘いで参加し始めた。

○参加してみて、何か変化はありましたか

(学習面)

- ・勉強がわかるようになった。ワークがスムーズに進む。何となく高校に行くというイメージを持つようになった。(Aさん)
- ・家で復習ができる。みんな一緒に勉強しているので、やる気になった。高校生が来ているので、それぞれの学校情報を得られている。(Bさん)

- ・Dさんの他にも3人誘ったが、みんな喜んでくれていて、連れて来てよかったと思っている。(Cさん)
- ・理解が深まった。わからないところがわかるようになった。学校では、寝てしまったりボーっとしている間に授業が進んでわからなくなってしまうことがあるが、ここではない。(Dさん)
- ・特に英語がわかるようになった。高校見学にも行っている。先の就職を考えると普通科がいいのかなと、思っている。(Eさん)
- ・中3生に数学を教えていて、自分の中3の頃を思い出している。(Fさん)

(人間関係)

- ・ここで、違う学校の子や高校生と出会った。(Aさん)
- ・高校生が来てくれているから、部活動の様子も聞ける。(Bさん)
- ・仲間や友だちが増えた感じ。(Cさん、Dさん)
- ・友だちとの関わりは、これまでも大丈夫だった。話なども普通にできてる。(Eさん)
- ・年上、年下の人と関わるのは楽しい。家だと話さないけど、ここでは話す。(Fさん)

(食)

- ・家ではあまり会話がなから、話しをしながらの食事が楽しみ。家であまり食べないものがでてきて、おいしく食べてる。(Aさん)
- ・メニューにカレーや漬物などがでてきて、とても家庭的だと思っている。(Bさん)
- ・みんなで食べるから、みんなが座れるように詰めて座ったり、あまり話さない人とも席が隣になれば、話をするようになった。食事の時間に話し合うことで、仲良しになっていく感じ。(Cさん)
- ・メニューには野菜や葉っぱものが多い。家と違う食事ができる。みんなでわいわいした食事がいい。(Dさん)
- ・みんなで食べると楽しいし、おいしい。「おにぎり作り」を経験したことで、母の手伝いをしたい、料理をやりたい、肉じゃがなど自分でご飯を作りたいと思った。(Eさん)

(働くことのイメージ)

- ・働くのは大変。お金を稼ぐこと。家計を維持していかなければならない。(Bさん)
- ・「何かを作ること」というイメージ。日本中を笑顔

にしたい。(Cさん)

- ・お金を稼ぐこと。お金がないと生きていけない、何も買えない。(Dさん)
- ・好きな仕事を楽しんでやりたい。(Eさん)
- ・将来の希望・・・高校で陸上部に入って長距離をしている。大学に入って駅伝に出たい。(Fさん)

○自由意見

- ・ここに来てよかった。家にいると話さない。ここでコミュニケーションできて楽しい。不登校だったことで学校では孤立ぎみだった。幅のある年齢層の人たちと、話しづらさはない。健康的になった。来ている高校生をみると勉強も遊びも自由だし、中学生とはちがうなと思ひ、あこがれる。(Aさん)
- ・もともとの友だちなどがグループのようになっているけど、もっとみんなと話ができたらいいな、と思っている。(Bさん)
- ・もっとみんなと話したい。宿題は早くやるし、受験勉強をがんばる。卓球などで体を動かしたら、なお良いと思う。(Cさん)
- ・事業時間を延ばして欲しい。勉強、外遊び、のんびりの時間などで、メリハリをつけられたら、なお良いと思う。(Dさん)
- ・事業日を週3日くらいに増やして欲しい。ここは、ちゃんと教えてくれる。わからないところもわかるようになる。(Eさん)
- ・日にちを増やして欲しい。これからも絶対来る。(Fさん)

○自治体の学習支援事業との違いについて

- ・自治体の方は、勉強が主で個人の勉強。しゃべっていると注意される。友だちをつくるころではない。ここを友だちに紹介するなら、食事のことを伝えたい。家で食べないものを食べたり、みんなで話しながら食べるのがいい。(Aさん)
- ・自治体の方は、時間が短いから学習が途中になってしまう。ここは、わからないことを聞きやすい。(Bさん)
- ・自治体の方は、時間が短い。(Cさん)
- ・自治体の方は、堅苦しい感じ。このようにゆるい方が勉強ははかどる。学校では先生に聞ける時が少ないけれど、ここではわかるまで聞ける。(Dさん)

3. 新宿区立かしわヴィレッジ

運営団体：社会福祉法人新宿区社会福祉事業団

所在地：東京都新宿区

ヒアリング協力者：渋谷行成

ヒアリング実施者：山田恵子、中村央

文責：山田恵子、中村央

1 事業の概要

1. 事業開始時期

施設内学習支援「かしわ塾」は1996年から、食・生活支援「チャーハンの会」は2000年から開始した。

2. 事業名ネーミングについて

不登校で全く部屋から出なくなっている子どもの家庭に、10人ほどの子どもと訪問し「ラーメン食べるから出てこない？」と誘った。部屋から出てきてもらうためにみんなで食事をしたのだが、初めて食べたのがチャーハンだった。食事代のことがあり、それからは施設内で食事を一緒にするようになったが、「チャーハン」を事業名に含めた。

3. 事業立ち上げの経緯

「かしわ塾」・・・塾に行ける子は、ここ（施設）には来ない。家庭の状況をわかっているから、「高校に行ったらしょうがない」とツツパっているけれど、中卒で働くことが不安でないはずはない。また、中卒で働く場合、誇れる仕事がどれだけあるのか。「高校に行こうよ」と誰も言ってくれないが、言ってあげる大人がいるべきである。「何とかなるよ」と言うと、「えっ、ほんと？」と子どもの顔が変わる。なぜ施設の子は塾に行けなくてもいいのか、15の関所は待つはくれない、との思いから事業を立ち上げた。

「チャーハンの会」・・・事業名由来の記述に加え、不登校の子どもの居場所について、学校か部屋だけでなく中間の場所を提供したかった。こうやって食べる、団欒というものを体験させたい、との思いから事業を立ち上げた。

家庭で練習することが難しい子どもたちであるの

で、誰かに期待されたり、仲間と直接かかわったりなど、人間関係に慣れる場所、練習する機会を作ろうと考えた。「学習」という道具を使って子どもを集め、同じ場所、同じ時間、同じ苦勞をすることで交流を図ろうと考えた。

4. どのような子どもや若者を対象としているか

「かしわ塾」は基本的に中学生と高校生を対象にしているが、外国籍の場合は小学生も対象にする。施設内で生活する子どもや、施設から地域に生活の場を移した子ども、福祉事務所のワーカーがつなげてくる地域の子どものも来ている。ここで成長した高校生も20名近く登録している。全体では35名近くが登録しているが、毎週10～15名ほどが参加している。

「チャーハンの会」には、「かしわ塾」に参加している子もおり、11名ほどが来ている。そのうち、8名は不登校だった子ども・若者である。

5. 事業の実施場所・時間帯、取り組んでいる内容

事業はともに、施設内の集会所で実施している。

「かしわ塾」は、基本的に毎週土曜日13時半から18時半、部活動などで土曜日に参加できない子どものために水曜日18時から21時、また、夏休みには強化授業として毎日開いている。マンツーマンで子どもと関わり、一緒に苦勞していくことを大切にしている。

多くの高校生が中退をする現状。支援がなければ最終学歴が中卒になってしまう。高校中退者を出さないことも目標にしている。

「チャーハンの会」は、毎週月曜日に、施設長の手作り料理で食事をともにしている。

卒業後にボランティアで来ていた子どもには、その後パートとして働いてもらっている。また、大学生に

なった現在も通ってきている若者には、後述のようにインタビューを行った。

6. 事業への参画

募集はしていない。この施設に関係する子どもの家庭に出向いて働きかけたり、福祉事務所のワーカーがつなげてくる。過去には、ホームレスの子どもが参加していたこともある。

7. 利用料の徴収、活動資金

利用は無料。自治体が子どもの活動に予算をつけてくれている。

8. スタッフについて

大学生ボランティアが10名ほどいる。交通費を支給している。インターンシップ契約を結んでいる大学の学生、現場実習で受け入れた学生、施設長が教えている大学で学生を求めることなどを行っている。スタッフは、教員を目指している学生が多い。大学の定期試験期間などでボランティアが少ないときは、施設職員がスタッフとして入っている。

2 事業を通して伝えたいこと

- ・中卒で働く子どもをゼロにしたい。高校進学後の中退予防、高校に通い続ける支援を行う。子どもの状態を深刻化させない。一緒に苦労すること努力することの中で、ケアしていく。
- ・大人不信、人間不信など、人間関係の中で傷ついたことは、人間関係の中で癒していく。一緒に苦労する、何かを伝えられれば応えるなどを繰り返す中で、重要な他者を作っていく。誰かの目を通して自分がわかり、大切な自分を取り戻す。さまざまなことを体験することで、「人間関係は捨てたもんじゃないう」というメッセージを伝えていきたい。伝わった人間関係を続けたいと考えている。

二人の子どもへのインタビューからは、後述のように「この先もここに来たい」との言葉が聴けている。

3 事業を実施する上での工夫

- ・退所した後も来やすい施設を目指している。
- ・楽しい場所だけでは継続して来なくなってしまうことから、始めはゆるい関わりからだが、子どもが「ここに通いたい」と思ったなと感じられたら、ルールを示すなどのきびしい関わりに変えていく。高校大学に通いたい、この職員この仲間と頑張りたいと、子どもが本気になっていく。
- ・重要な他者となるボランティアをどう確保するか。スタッフをどう味方にするか。この活動の本物さを伝え信頼を築いていく。
- ・行事を大切にしている。行事は子どもたちが運営する。月1回は食事会を開く。

4 事業の成果・課題

- ・学習支援では、実績をつくろうと努力している。第一希望校に合格する、全日制に合格する、高校中退者はゼロ、大学合格者7名を出してきた。これらは、次に続く子どもたちの目標となる。
- ・30名前後の子どもとしか出会えないが、出会いの場所やチャンスがもっと多ければと思う。また、地域からは中三になってからつながってくるが、もっと早く出会いたい。
- ・行政とはいい関係である。「こういう子どもはかしわで。」と連携がとれている。実際のニーズや数などの調査もするべきではないか。

5 自由意見

- ・社会的養護を担う母子生活支援施設や児童福祉施設のなかで、こうした取り組みが広がっていくことが必要である。
- ・社会的に孤立している子どもを発見するためのシステムと、受け皿を増やし、活動を広める深めることが、必要である。
- ・様々な課題を抱えた子どもを発見する、子どもに関わる上で、教員に対する福祉の教育が必要である。
- ・子どもや家庭に関わる力のあるソーシャルワーカーといった人材の確保が必要である。
- ・母親への取り組み・・・年2回、母親のリフレッシュ

日を設けている。2010年から始めた「ママ塾」では、高卒認定のとれる通信教育に参加している。これまで出会った男性とは違う、暴力を選択しない男性がいることや、実家との関係についても、いままでは違う実家（安全地帯）を作ろうと考えて取り組んでいる。大切な自分を学ぶとともに、大切な他者になっていく。母親の子ども期を取り戻す場所。

子どもへのインタビュー

（所要時間は、それぞれ30分）

●Aさん（大学1年生）

○事業に参加するようになったきっかけはなんですか

4～5年間の不登校で、中卒認定試験を受けて高校受験するために、参加するようになったとのこと。区役所の子ども課からの紹介。15歳で参加、現在19歳。

お話をうかがっている中で、施設長へのインタビューの際にでてきた、「チャーハンの会」のきっかけとなった子どもだとわかった。施設長が、子どもに部屋から出てもらおうと、継続的に家庭訪問していた。

○参加してみて、何か変化はありましたか

- ・高校での勉強についていけた。大学政経学部に進学した。
- ・友だちや社会にかかわることができるようになった。
- ・昼食は自分で作っている。何でもない話をしながら楽しく食べている。「チャーハンの会」は、週の初めにあるので、がんばって来ようと思っている。
- ・働くことについては、まだ具体的に考えていない。どうやって働こうかと思う。親からは、大学を卒業したら引きこもりになってしまうのではないかと言われている。大学院にでも行こうか・・・

○自由意見

- ・ここに参加したから「今」がある。参加していなかったらどうなっていたのかと思う。この先も来ようと思う。ここは、このままでいい。
- ・大学卒業を目指して勉強していく。人と話すことが多くなった。
- ・スタッフには、いろいろ聞いたりできる。いろいろ教えてくれる。安心。一緒に悩んでくれる。

●Bさん（高校2年生）

○事業に参加するようになったきっかけはなんですか

小学1～2年時に入所していた。退所後も行事などに参加してきたが、中学生になって「かしわ塾」に参

加した。

○参加してみて、何か変化はありましたか

- ・大勢での食事がおいしい。スタッフの大学生から身近な話が聞けたり、会話が楽しい。情報交換や相談ができるようになった。
- ・週3回、飲食店でアルバイトをしている。親から頼まれた時には、家でも食事を作っている。高校を卒業したら専門学校に進学して、調理師免許を取りたい。
- ・働くことは、お金を稼ぐことだと考えている。アルバイトをすることで、お金の価値を知った。アルバイト代は、お小遣いとは違う。自分の時間と引き換えているから、無駄遣いせずに貯めようと思う。

○自由意見

- ・ここは、このままでいい。
- ・ここがなかったら、子ども二人きりで心細かったと思う。気軽に相談できる場所がなかったら、不安だったと思う。
- ・高校受験の際に、学校は、今の自分や成績でしか考えてくれなかったが、ここは、成績は関係なく、がんばれば・・・と励ましてくれた。
- ・将来お勤めできるように、今は成績が大事。この先も、ここに来ます。

4. NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡

運営団体：NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡

所在地：静岡県静岡市

ヒアリング協力者：河村吏、白鳥建、林幸子、吉野光洋

ヒアリング実施者：石井清孝、阿比留久美

文責：石井清孝、阿比留久美

1 事業概要

活動理念

静岡県に在住する、就労に特段の困難を感じる青少年に対して、就労への定着に必要な意欲、技能、態度などを培うための事業をおこない、静岡県における青少年の就労状況の改善に寄与すること。

団体設立の経緯

理事長の津富宏氏が静岡県立大学に赴任した際地域住民に呼びかけ、自分の周囲に就労や社会参加に困難を抱える青少年・若者がいる地域住民をはじめとした人たちがそれに応じて団体が設立された。

これまでの団体履歴

- ・2002年12月に団体を立ち上げ、2004年6月にNPO法人化。
- ・2011年に静岡県絆再生事業を受託した際、同時に静岡県東部青少年就労支援センターを開所。この事業は2013年も引き続き継続して受託している。さらに2011年は内閣府のパーソナルサポートサービスモデル事業も受託した。こちらも2013年まで継続。2012年には厚生労働省の地域若者サポートステーション事業を受託し、静岡地域若者サポートステーションを開設。2013年には新たに地域若者サポートステーションかけがわを開設した。

事業内容

- ・年間約50回に及ぶ無料セミナーや個別相談会を開催し、「静岡方式」による伴走支援を通じて、若者の就労支援を実施。
- ・特に年間2回行われる「若者就労支援セミナー」で

は、約10年間で350名を超える若者の自立支援を行ってきた。

- ・若者の就労支援をしてくれる地域ボランティアの普及活動にも積極的に取り組んでいる。

活動資金

就労支援事業を実施するための財源は主に寄付で賄われており(約200万円)、「親と若者の就労支援セミナー」や地方自治体主催の親子向けセミナー、「若者就労支援サポーター養成研修」などは市や町の助成金や委託を受けて実施している。

スタッフ

- ・サポーターは全員ボランティアで、ボランティア登録者は200数十名いるが、今までに実際、今までに若者の担当をされた方は85名である。以前担当を持った事のあるサポーターと新しく担当を持つサポーターとが情報を共有して、支援で困った時には相談できるようにしている。
- ・50～60代が半分以上を占め、最も若いサポーターは30代半ば。「若者就労支援サポーター養成研修」を受けたうえでサポーターになってもらっているが、臨床心理士、(元)教員、社会福祉士など専門的力をもつサポーターも多く存在している。NPOが受託している若者支援施設の職員は一般公募で募集し、施設職員として働くだけでなく、就労支援事業のサポーターにもなってもらっている。ボランティアはサポーター同士のつながりや、サポーター養成研修などの普及活動、民生委員への周知を通じて加わってもらっている。

利用料

無料

利用する経緯

- ・当初はサポーターが自分のまわりで困っている若者の存在に気付いて声かけしていたので、サポーターの住む地域周辺にいる若者が中心だった。静岡県中小企業団体中央会が事業にタイアップするようになってから広報活動をするようになり、地方自治体主催の親子向けセミナーが事業に応募するようになってきた。
- ・現在は、NPOが受託している地域若者サポートステーションなどの事業、ハローワーク、その他の支援機関にやってきた若者や、インターネットや書籍を読んでやってきた若者なども参加してきており、参加の幅が広がっている。

2 具体的支援内容

どのような若者を対象にしているか

- ・「働くための一歩が踏み出せない」「人間関係でつまずき、働く自信がない」等、働くことや自立についての悩みを抱えた15～39歳までの若者やご家族（40代の方を支援したこともあり）。
- ・通院歴をもつ若者もあり、対人関係の構築があまり得意でない傾向がみられる。

どのような支援をおこなっているか

- ・働くことについて悩みを抱えている若者が就労に向かえるよう、就労体験や就労を「伴走型」で支える「若者就労支援セミナー」を実施しており、一人ひとりの若者にサポーターがつき、個別的・継続的・包括的支援を実現している。地域の関係機関や雇用主、そして社会人・学生ボランティアなど多くの方と連携しながら、あえて物理的拠点をつくらずに直接就労体験に移行することによって自立を目指す「静岡方式」の就労支援をおこなっている。NPOでは、地域若者サポートステーションなど複数の事業を受託しているが、受託事業の一部として就労支援セミナーを実施するのではなく、NPOの単独事業として就労支援セミナーを実施している。
- ・支援の具体的展開としては、就労支援セミナーに申し込んできた若者に対して、①事前セミナー、②宿泊型のコミュニケーションセミナー（①・②ともに大学生を中心としたプログラム運営により、利用者のコミュニケーション能力の向上とアイスブレイ

ク、集団体験を目的とする）、③就職基礎セミナー（サポーター・本人・保護者の三者面談）、④就労体験受け入れ先企業による説明会や個別面談、⑤6か月間の個別サポートという流れになっている。個別サポート中は毎週1回以上電話や面談で連絡をとって緊密にサポートを行っている。本人のやりたいことを確認し就労体験先につなげるとともに、サポーターは、町内会など地域でネットワークを構築し、ツテから就労体験先・就労先を探し出すとともに、若者のストレングスを見つけて、彼らを受け入れ認めていく存在となっている。

- ・「若者就労支援セミナー」では、本人によって参加の意思表示がなされることが申込み要件となっており、就労体験やアルバイトを実施する際も本人の「やりたいこと」を基盤にしながらか就労体験先を探している。
- ・支援をやりっぱなしにしないため、事業終了後もサポーターはフォローアップを実施している。同時に、就労までの過程では居場所はいらぬが、フォローアップでは若者同士が会える場所が必要となるため、「フォローアップミーティング」を実施することにより、若者たちが自発的に集まり、仕事やプライベートの悩みを語り合ったり、レクリエーションに出かける、若者同士の支え合い・励まし合いの場を提供している。

成果

- ・事業に参加することによって8割から9割の若者が実際になんらかの形で変化が起き、動き出している。
- ・若者が就労体験をして社会や人との接点を紡ぎ直す。また、その後にアルバイトや正社員として有償労働につながる場合も多い。

事業によってもたらされる若者の変化と成果

- ・単に就労につながるという変化が起きるだけでなく、職業体験でその仕事が合わなくとも、自ら次の希望する体験先を決めるといった積極性が徐々に出てくる。顔色や表情にも変化があり、笑顔も増えていく。また、徐々に自分の事だけでなく、ともに参加しているメンバーの就職状況なども心配し、他人への配慮も生まれていく。
- ・変化をもたらしめているのは就労体験そのもののみならず、それを支えるサポーターとの関わりの中で自

信が持てるようになることが大きい。また、家族以外の人間ですべてを受け入れてくれる存在がいることも影響し、積極性もでてくる。

他団体との連携

- ・NPOが受託している地域若者サポートステーション、パーソナルサポートセンターをはじめ、ハローワークなどの紹介を受け、若者は参加してくる。
- ・地方自治体主催の親子向けセミナーや相談会、「若者就労支援サポーター養成研修」は行政からの委託を受けて実施している。
- ・静岡県中小企業団体中央会からは事業の後援を受けている。

3 事業をめぐる課題と今後の展望

課題

- ・地域の雇用環境もやってくる若者も変化していく中で、時代によって必要な支援のありかたが変わってくると考えられるため、手段と方法の転換が迫られている。

具体的には、以下のようなことがあげられる。

- ・事業開始直後は仕事に就ければよかったという考えであったが、現在では静岡に仕事がないため、正規雇用の受け入れ先が見つかりづらい。
- ・発達障害や精神疾患の問題が露見しており、本人からの希望があった場合には、就労体験先に事前にその若者の特性について説明したり、障害に応じた対応が必要になっている。
- ・事業につながった生活困窮者の支援に対してもボランティアが可能な範囲で対応をしているが、ボランティアでは対応しきれない部分がある。
- ・組織が大きくなると専任スタッフが必要になってくるが、ボランティアで運営しているため専任スタッフを雇用することが困難。しかし、委託事業などが一定規模を超えたため、出会う課題も多様になり、対応しなければならぬものが増えてきた。
- ・業務にかかる費用の一部がボランティアの自己負担となっている。
- ・就労支援事業の実施の財源が個人の寄付に頼りすぎになっており、理事長の津富宏氏に支えられる部分が多い。

・6か月の事業終了後連絡が取れなくなる若者も多い。おせっかいをやかれることがわずらわしいのではないかと思われるが、連絡のつく若者は、その後もうまく社会とのつながりが保てていることが多く、連絡がとれなくなってしまう若者に対する対応が課題。

- ・サポーターの数を増やしたい。現在のサポーターは退職して時間的・金銭的余裕のある人がメインになっているため、世代交代の視点も必要である。（しかし、一部地域では若いサポーターが育っていない）

自治体や国、行政機関に期待すること

現在は使途が限定された補助金や助成金が多いので、使途の自由度が高い補助金や助成金の援助がほしい。

事業を通じて伝えたいこと

- ・やってくる若者たちが就労に困難を抱えることになったのは、若者自身のせいではないんだよ、ということ伝えたい。
- ・本人に内在するものを少しでも引き出したい。

支援の限界

非正規雇用が蔓延しているなかで、一生働き続けていきたいと思える仕事は提供できない。安定雇用はそもそも社会にないことを前提に、支援をし続ける必要がある。正規雇用に重きをおいて提供することはマーケットが変わったので現実的には無理になってきている。

(質問：一回の就労支援セミナーの中で、一人のサポーターが担当するのは一人の若者のみなのか。複数の若者を一人のサポーターが担当することもあるのか。)・・・載せますか？

4 ヒアリング実施者の所見

- ・青少年就労支援ネットワーク静岡の活動は、保護司度を参考にして、ボランティアベースの活動として立ち上げられたもので、一人ひとりの若者にサポーターがつき、若者の担当者のペースに応じて一たとえば毎週一度などと決めて一連絡をとり、相談にの

りながら支援がおこなわれている。就労に困難を抱えた若者にとって、これまで不足していたのは専門的な支援以上に（医療につながっている若者は半数を超え、「専門的」支援にはすでにつながっていることは多い）、一人の人間としての自分に向き合い応援してくれる「ふつう」の人間関係なのではないか。一人のサポーターが多くの若者を担当するのではなく、80数名というかなりの数のサポーターがボランティアとして、それぞれの若者にとっての「近所のおじさん・おばさん」となっている。

- ・「おせっかい」をやくサポーターの存在は、地域のつながりが希薄化しているといわれる現代において、若者が「面」としての地域に直面する前に、「線」としての地域のつながりを具体的につくるものであるといえよう。若者にとってつながる相手が具体的に存在し、誰に頼ればよいかが明確であるこの支援方法は、若者とサポーターの間のつながりが深化し、就労体験などにつながっていくことを経て、結果として若者が「面」としての地域に出会うきっかけをつくっている。
- ・就労支援ネットワーク静岡の活動は、あえて物理的拠点（≒居場所）をつくらない「静岡方式」を掲げている。確かに物理的居場所をもたずに支援はおこなわれているが、実際にはサポーターの存在は利用者にとって「話を聞いてくれる」「一緒に考えてくれる」「応援してくれる」場になっているのではないか。
- ・就労支援セミナー参加時には必ず本人から参加の意思を確認し、就労体験・アルバイト先の選定も本人のやりたいことを基盤にしながらおこなわれている。支援者からみた必要性や妥当性ではなく、まず当事者のやりたいという気持ち・意思に寄り添う方式が若者の自主性や主体性、自己肯定感を育てていると考えられる。専門家も含めたボランティアによる支援が、支援者の思い込みや善意による一方的な支援になることを防いでいるのは、この若者自身のやりたいことをベースに支援を組み立てていくというスタンスなのではないか。
- ・複数の若者の就労支援事業を受託しているにもかかわらず、就労支援セミナーはNPOの単独事業として実施されている。若者の就労支援事業の核ともなるセミナーを単独事業として実施しなければならないのは、受託している若者の就労支援事業における契約と適合しない部分があるためである。現在サ

ポーターは交通費などを自己負担しながら、若者のサポートにあたっている。サポーターからは自由度の高い補助金がほしいという声が出ていたが、自由度の高い補助金とともに、委託事業における受託者の裁量の拡大が必要である。

- ・就労支援セミナー実施中の6か月間は、自分自身の就労という具体的目標に向けてサポーターに伴走してもらいながら、集中的に就労へと駆け抜けていく期間として、若者同士の交流の機会はそんなに必要とされないかもしれないが、セミナー終了後、若者が自分自身の今後の方向性を長期的に模索する期間に入ってから若者同士の交流や励まし合いが可能な「場」が必要とされているのではないだろうか。若者同士の励まし合いが可能な「場」として近年フォローアップミーティングを各地で開催している。実際に支援を受けた後、働き始めた若者たちと、現在仕事探しをしている若者同士の交流がそれぞれにとって、よい刺激を与え合う「場」となっている。今後の展開に注目したい。
- ・就労支援ネットワーク静岡の活動は、地域に今存在している社会資源に若者をつないでいくことによって就労を支援する方式をとっているが、既存の社会資源が不十分である（正規就職の場が少ない、課題を抱えた若者を長期的に受け入れてくれる職場が少ないなど）ことはサポーターからも指摘されており、新しい社会資源を創出することも今後は必要になってくるのではないか。
- ・サポーターの元教員の方は、教員時代に高校を中退していく若者に多く出会い、彼らのその後が気になっていたために、退職後に青少年就労支援ネットワーク静岡の活動にかかわることにしたと話されていた。同時に民生委員への依頼は断ったということも話されており、地域のあらゆる活動にかかわる旧来の地縁ベースの活動には必ずしも積極的ではない方も、活動内容が具体的で明確なミッションベースの活動に対しては関わりやすいという特徴をみとることができた。

利用者ヒアリング

ヒアリング協力者：E（男性、31歳）、F（男性、21歳）

ヒアリング実施者：石井清孝、阿比留久美

文責：石井清孝、阿比留久美

○事業参加のきっかけ

- ・大学卒業が近づいてきた2014年2月に、自分だけで就職活動に向かうことに自信がなく、母親のすすめで静岡地域若者サポートステーションを訪れたことがきっかけ（30代男性）。
- ・静岡地域若者サポートステーションの職員からの紹介（20代男性）。

○事業に参加してよかったこと

- ・就労体験、すし屋のアルバイトを経て、警備のアルバイトに取り組んだ。警備のアルバイトには、訓練として週5日自己申告でシフトをいれたが、週5日の勤務を2か月やりとげることができたことで、自信がついた。サポーターの方が助けてくれて、悩みも相談できる。前に進めているという感覚があり、自分だけではここまでこれなかったと思う。（30代男性）
- ・地域若者サポートステーションの「ジョブクラブ」は就労先を見つけてすぐ面接を申し込んで仕事につなげていく場だが、この事業は（就職することを急ぐのではなく）サポーターと一緒に進んでいくことができる点がよかった（30代男性）。
- ・いろいろな人と出会えたことがよかった。サポーターも支えてくれることがよかった。しかし、自分の中での変化はまだ特にならない（20代男性）。

○今一番困っていること

2か月間のアルバイトを終え、方向性をもう一度定めて就労に向けてやり直していく予定だが、自分に合った職がわからないので、サポーターに仕事を紹介されたらやってみたい（30代男性）。

○信頼している人、尊敬している人

- ・保護者とサポーター。保護者は精神的にはプレッシャーを感じることもあるが、経済的には支えても

らっている。サポーターには受け止めてもらっている（30代男性）。

- ・静岡地域若者サポートステーション職員の加瀬沢さん。一番よく話しているし、自分を理解してくれている。親には経済的に支えてもらっているがそれ以外では特に思いはない（20代男性）。

○今後の希望や展望

- ・働いてお金を稼いで「いっぱい」になりたい。この年で一からやっていかなければならないので、職に就くのは大変なので、入り口をもらえると嬉しい（30代男性）。
- ・日中行くことのできる居場所がほしい。アルバイト中は毎日行くところがあってよかったが、アルバイトが終了した現在、日中行く場所がなくて家にいると、親から行動してほしいと思われているように感じてしまう（30代男性）。
- ・これからやりたいことを定めていきたい（20代男性）。

5. NPO法人山科醍醐こどものひろば

運営団体：NPO法人山科醍醐こどものひろば

所在地：京都府京都市

ヒアリング協力者：村井琢哉

ヒアリング実施者：齋藤史夫、北川裕士、石井清孝、木村協子

文責：齋藤史夫

設立の経緯と歴史

山科醍醐地域に暮らすすべての子ども（0～18歳）

を対象とした活動

地域：山科醍醐地域 23小学校区

ルーツ 山科醍醐親子の劇場 1980年設立

地域で安心して遊べる・舞台・キャンプなどリアルな体験

主婦中心・会員制

時代の変化 作られたものに参加・習い事感覚→景気が悪くなると退会

↓

地域のすべての子どもを対象・非日常から日常

2000年代前半～

集団になじめない子・いじめ体験者・不登校

↓

もっと安心できる空間へ 個別

困窮などの現状が見えてくる

↓

一緒にご飯食べようか

学校に戻るなら勉強も必要

阪神大震災を経て市民からボランティアをしたい

文化・異年齢の集団での活動から始まっていることの意味と必要性

生活の中で文化が削られる 0から1を生み出すものが文化

学習体験以外のより豊かなものが必要・学習支援だけでは集中力が保たない

集団でしかできないものが文化体験・言葉

生み出す力・Creativity

学習の先にあるものが必要

↓

学習支援のみではなくキャンプに参加している施設の子どももいる

演劇（表現・観劇）

経済的に困難な子どもは他団体の無料プログラムへの参加の場合もある。

登山・ロータリークラブの陶芸プログラム（陶芸家が会員）など

↓

会話や活動を通じて言葉を得る

- ・まち探検・赤ちゃん対象の活動など…いろいろなイメージとしてみられる（スティグマを避けることが可能）：森をどうデザインするかが重要
- ・親が仕事がないだけではなく文化の体験がない

学生ボランティアの存在

現在200名 学生の街京都の条件を活かして

子どもにとって 学生-先生ではない存在・身近な大人

勉強したくない・就活にあがいている（学生）

チャレンジしている姿を見る-ボランティア・社会に出る・専門家になっていく

自分に本気で関わってくれる（仕事としてではなくボランティアとして）

「あんな人になってみたい」

専門家の眼差しが苦手な子どももいる 身近な大人

- ・サポーターの誕生日に ホットケーキを作り「おめでとう」と書く

日常の何気ないコミュニケーションの積み重ねが

子どもを育てる

本当は親にしたい-予行演習

学生自身にとって学習支援に関わる意味

- ・教職を目指す学生
- ・地域との連携で解決できることを知る 地域に頼っていい
 - 発達障害の子どもの具体的な姿を知る
 - 子ども・保護者も変わることを知る 3年経ってこんなに変わった
- ・福祉職を目指す学生
 - 制度のみではなく、こういう場所を作ってもいい
 - 制度になくても、やらなくてはいけないものはしなければいけない
 - ソーシャルワークとして開発的なものをする
 - 外の資源とつながること・資源調達の方法を知る
 - コミュニティ・ソーシャルワークの力を得る：制度政策に子どもの状況を反映させる
 - ケース・ワークにとどまらず
 - アドボカシー
- ・その他の学生にとって
 - 大いに社会に出て行ってほしい：企業・公務員として視点を持って働く
 - 親になる：虐待を生まない親
 - 地域参加

これからの課題 仕事一働くことを支える

- ・母子家庭
 - 中卒で・高卒後・高校に通いながら（アルバイト・定時制）
 - 「進学せえへんか」「こんなサポートあるから」と言えるように
 - どうデザインするか・団体・協力 ワーカーズとの連携など
 - 支給援助・奨学金を兼ねた仕事

学習支援の具体的内容

- ・青少年活動センター（ユースサービス協会）と組んで生活保護家庭の子ども 山科15名・醍醐5名 事務所 3～5名 困窮・不登校・発達障害等 必要があれば家庭訪問型も適宜実施
- ・子どもとつながるルート
 - ちゃんと情報が届くように発信しよう
 - 1. 会員から（民生児童委員・学校自治会父母会長などもいる）
 - 気になる子がいると相談
 - 2. 学校から「この子とこの子を見てほしい」
 - 現在3小学校くらい 年に1校くらいずつくどい

ている

3. ケースワーカーを通じて 福祉事務所で事業説明会を開くなど

4. インターネット・フリーペーパー（市民新聞）など

・学習の費用

・学校との連携

1 小学校 放課後支援

1 中学校 10月より 下校時間後の補習

学校には子どもの情報がある・サインもキャッチしている

毎年1校くらいずつ関わりを広げる

・地域

地域への根回しが大事 自治会長などに説明に

自治会長などー地域課題に熱心

一方「今時の子は」「さぼってる」「親が悪い」などとも

地域福祉を考えると 将来の介護などを支える世代を育てる

・支援の際の具体的な配慮

スティグマを防ぐ

「個別学習塾」にもみえるように 塾に行くと言える

いろいろな活動をしている団体と見える

学習の際

ちいさなホワイトボードを2人の間において学習 間違いをすぐに消せる・2人にしか見えない

生活支援

・毎日 一緒にご飯を作る（メンバーは替わる）

・その中で遊びが生まれる 部屋の中でのかくれんぼが充実していた

行政への要望

・行政の内部が横断的でないので、内部の連絡・連携が必要

雇用・教育・福祉（貧困・障害）・NPO担当部署等

・行政・民間双方にそれぞれの役割を意識して、情報を収集し、お互いに使いあうことが必要

・資源の集中投下が必要

モデル事業・課題が多い地域へ・人を育てる、など

今後の展望

・暮らしのある町・歴史のある町である

日常を活性化して、じんわり・じっくり・しっかり取り組んで、いい活動をしていい社会になったとなればよい。

今、〇〇を無くしましょう(虐待・貧困など)と、数字ばかりを追っている。人を育てる・楽しみ、をどう地域に育めるかが大切。

- ・NPOは今の規模感がよい…これ以上大きくする必要はない。

ボランティアでできる規模感。

- ・まちに必要な仕組みをまちに作る…呼びかけ人になるような組織・NPOをつくりたい。

訪問インタビューからの考察

活動の全体的な特徴

地域のすべての子どもを対象として、子どもの生活の全体を豊かにする活動

その中に、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援を位置づける

- ・地域に生活する0~18歳のすべての子どもが対象
- ・福祉・学習・文化(遊び・文化・芸術)の課題に総合的にとらむ
- ・文化と異年齢の子どもの集団の活動をルーツに持つとともに重要な柱として位置づける
- ・「仕事」をこれからの重要な課題としている

具体的な諸点について

1. 地域という視点を持つことが大切

子どもは地域で育ち大人になる

地域で生活する子どもと日々接する中から生まれる具体的な課題に応える

地域から具体的な子どもの困難が発見され・解決の場へとつながられる

地域の公的・私的の、組織・団体・人がつながり合う

自分の活動の範囲を自覚して他の団体・組織と連携・協力する

相談：専門の相談機関へ 高校生：青少年活動センターへ、など

毎日の生活が楽しい街づくりへ

2. 0~18歳のすべての子どもを視野に入れる

乳幼児期から・児童期・思春期、さらには青年期・成人期・高齢期までを見通す

それぞれの子どものそれぞれの時期に生起する課題に応える

食・学習・不登校・対人関係の困難

3. 文化活動・子どもの異年齢の集団活動には大きな意味があるー生活を総合的に豊かにする

- ・生活の楽しさ・充実感
- ・地域を知る・仕事を知る・将来への夢を紡ぐ

町たんけん・山科かるた等ー文化・表現活動と子どもの異年齢集団活動として

活動の中で仕事をする人に会う・こんなことをしてみたいと思うようになる

(例・ロータリークラブの陶芸プログラムへの参加など)

- ・表現・言葉を得る、日常のコミュニケーションを積み重ねる

4. 将来への見通しを持つこと

- ・学ぶこと
わかった・自分にもできた、という成功体験・成長する喜びを積み重ねる

- ・仕事
自分はこんなことをしてみたいー将来の職業選択
学習後の生活を支えるー高校生のアルバイト

- ・学生ボランティア(若者)の持つ役割
「あんな人になってみたい」

5. 一歩先へ足を踏み出すこと

- ・文化活動・集団活動に参加する
- ・支援される側から支援する側に
ボランティアメンバーとなるーキャンプリダー・一緒に遊ぶ
- ・アルバイトをしたいと思いはじめ

6. 日常の生活の積み重ねの中に、コミュニケーションや人との関わり、将来への希望が育つ

生活の楽しさ・充実・自分の世界と可能性が広がる喜び

遊び・文化

食

学び

自分の役割

日常の中でのちいさなコミュニケーション・表現の積み重ね

6. NPO法人ゆめ・まち・ねっと

運営団体：NPO法人ゆめ・まち・ねっと

ヒアリング協力者：渡部達也、渡部美樹

ヒアリング実施者：阿比留久美、稲田怜史、神保隆秀、石井清孝

文責：阿比留久美、石井清孝

1 事業概要

活動理念

心が折れるより、骨が折れる方がました。

団体設立の経緯

まちづくりがしたいと考えて静岡県庁に入庁した渡部達也氏であったが、県庁に勤めるなかで行政の限界を感じるとともに、行政ではなく市民としてまちづくり/子どもの居場所づくりをするために活動を開始した。

これまでの団体履歴

- ・当初は単純に子どもたちが元気に遊べる場所を提供しようとして始まったが、すぐに生きづらさを抱えた子どもたちと出会い、その出会いが増え、重なるごとに方向性も事業内容も変化して現在に至る。
- ・2004年「冒険遊び場たごっこパーク」開始
- ・2005年「たごっこはうす」開設→「おもしろ荘」に継承
- ・2006年「個別学舎寺子屋」開始
- ・2011年「子どものたまり場 大人のだべり場おもしろ荘」開設
- ・2011年「子育て勉強会ワンコインゼミ」開始

事業内容

- ・学習支援事業：「個別学舎寺子屋（以下、寺子屋）」
- ・居場所事業：「冒険遊び場たごっこパーク（以下、たごっこパーク）」「子どものたまり場大人のだべり場おもしろ荘（以下、おもしろ荘）」
- ・食、居場所事業、相談事業については、日常の活動の流れのなかで実施している。また、地域の大人を対象に「子育て勉強会ワンコインゼミ」も実施して

おり、地域の大人や子育て中の保護者と共に学ぶことを通じて、子どもを支える「誰か」になれる人を育てる活動も実施している。

★たごっこパーク

- ・都市公園とすぐ脇を流れる川で行われているプレーパーク。隔週の週末に開催。
- ・プレーパークの開始時間は朝10時から夕方は「最後の子どもが帰るまで」。
- ・一般的にプレーパークで行われている遊びのほか、川での遊びは冬も含め一年中、行われている。

★おもしろ荘・放課後開放

- ・火曜日水曜日の放課後（15時～20時）は、参加費無料で年齢制限もなく、誰でも遊びに来れる場として開放。
- ・校則で決められた17時で小学生は概ね帰路に着き、その後は中高生が何となくの時間を過ごしている。室内版たき火の周りのような状況になる。

★おもしろ荘・寺子屋

- ・平日の夜間、ほぼ毎日、中高生を対象に学習支援を実施。
- ・2013年からは週1回ほど近隣の児童養護施設で出張寺子屋も実施。

★おもしろ荘・子育て勉強会ワンコインゼミ

- ・富士市は工業都市で人の流入が多いため、親がつかざるきっかけとなっている。
- ・自分たちが保護者や、自分たちと違った専門性を持った人（教員、福祉関係者など）と出会うことができる。
- ・子ども・若者が頼りにすることのできる「誰かひとり」候補をつくるとともに、「ゆめ・まち・ねっと」の活動を理解してもらうために、地域の大人と共に学んでいる。

- ・また、ゼミで、それぞれの保護者が困っていることを聞くことによってスタッフも様々なケースを学ぶ。
- ・また、ゼミは貴重な資金源ともなっている。

活動を支える原動力

- ・子どもたちが抱える悲しみや怒り（自殺願望、難民小学生・・・）。
- ・生きづらさを少しでも軽減させたいという思い。

活動資金

- ・2014年度実績では、年間約550万円の活動資金のうち、75万円は補助金・助成金で、残りはNPO会費56万円、寄付金166万円、事業収入73万円、講演や民間受託事業184万円（ほかに繰越金が395万円）。
- ・活動に制約がかかり、事業を「計画通りこなす」ことを求められる助成金や委託金には依存しない事業形態をとっており、自主事業を主としている。

スタッフ

専任の有給スタッフは、男女1人ずつ（渡部夫妻）。無給のスタッフが男性1名。

利用料

- ・「たごっこパーク」や「おもしろ荘」の利用は無料。
- ・「寺子屋」（学習支援事業）のみ 1時間1,000円（無償のケースもあり）。
- ・「子育て勉強会ワンコインゼミ」は1回500円。

利用する経緯

当初は近隣の子どもはチラシを見て、大人（含む親子）は新聞を見て、ということが多かったが、現在は口コミによる参加が増えている。その他フェイスブックやブログ、子育て情報メルマガを見て利用を開始する。代表の講演を聞いてというケースもある。

2 具体的支援内容

どのような子ども・若者を対象にしているか

- ・基本的に、ゆめ・まち・ねっとの活動に参加を希望してやってくる子ども・若者は全て拒まない。特に、生きづらさを抱えた子ども・若者全般を対象としている。

- ・現在の子ども・若者の各事業の利用は以下の通り。
学習支援事業：中高生4～6人/年
居場所事業：
たごっこパーク…幼児～青年 15～40人/回
おもしろ荘…幼児～青年 5～20人/回
相談支援事業：小学生～青年10～20人/年
食、生活支援事業：数人/年

どのような支援をおこなっているか

- ・継続的に長く関わり続けられるのが自分たちの持ち味。「代わり映えしない」という安心感を持ってくれるような関わりを心掛けている。子どもたちが長い時間を過ごすステージである保育園・幼稚園・学校は毎年担任が替わり、中学以降は授業ごとに、そして部活も違う教員が担当し、卒業や退学と同時にほぼ完全につながりが切れてしまう。短い関わりとなる大人は子どもたちの弱点・苦手・短所を指摘し、その改善を求め続けるということをしがちである。結果として子どもたちは、孤立無援な状況に置かれ、生きづらさを増幅していく。地域で長く関わるということは、一人ひとりの利点・得意・長所を見出せるということ。その持ち味に光を当て続けながら、子どもたちと何気ない日常を重ねるということをしている。
- ・学習支援・居場所・相談支援・生活支援の4つのカテゴリーをすべて2人のスタッフで行っているため、その子・その若者のライフステージや目の前の差し迫った課題に応じて臨機応変にかかわってゆき、共に生きるということがやれているかと思っている。「支援」ということで調査を受けているが、支援という言葉は、支援する側・される側という関係性を生じさせるので、共に生きること、共生を意識している。
- ・そもそも「支援」という看板も掲げていない。支援という仕事をしている意識もない。「仕事」としてではなく、地域の「人」として関わることで、子どもたちが信頼感を抱いてくれたら、困ったとき、悩んだとき、苦しんだときにあの人に伝えてみようと思ってくれるのではない。

- 支援を行って見えてきた子ども・若者の課題やニーズ——「誰かひとり」になる同志を。システムやネットワークではなく誰か顔を知っている存在を
- ・子どもたちの課題が浮上するたびに〇〇問題ネット

ワークや△△対策協議会などが立ち上がる。しかし生きづらさを抱える子どもたちが求めているのは、時として責任者不在、当事者不在となるような、寄ってたかつての支援ではなく、寄り添う「誰かひとり」なのではないか。

- ・生きづらさを抱える子どもたちにとって、地域の中で自分に寄り添い続ける「誰かひとり」の大人が存在があるかないかはとても大きい。たとえば、自殺あるいは他殺に代表される少年少女による不幸な事件を見ると、どの事件でも「誰かひとり」に出会えていたら、防げたのかもしれない、SOSの声を拾えたのではと思う。自分たちが出会える子ども・若者は限られているので、「誰かひとり」となりうる同志を増やしていきたい。

事業によってもたらされる若者の変化と成果

まさに十人十色なので変化も様々である。変化はあくまでも結果であるという観点に立ち、そもそも変化を目的にしていない。変化を目的にすると「支援する側・される側」という関係性を生んでしまうので。

他団体との連携

—— 連携そのものが目的ではない。あくまで手段の一つ。

- ・他団体と連携するというのは、そのことによって、それぞれの団体が対応している社会的な課題がよりよく解決されると見込まれる場合に限る。たとえば、自分たちの場合、行政と連携することによって、「補助金は出しますが、参加対象は中学生以下にしてください」という枠組みが設定されてしまったり、学校と連携することによって、「開催時間は17時までにする」といった規約ができてしまっただけでは、出会っている子ども・若者との関係性はむしろ希薄になってしまう。
- ・そもそも、市民活動を継続している目的の一つは、行政型の子育て支援や教育委員会・学校の教育で、心折れかかっている子ども・若者に次々に出会うことである。だから、行政や教育委員会、学校と連携しないという選択をしていることで、子ども・若者は安心して自分たちの活動に参加し、心を開くということができているのではないかと思う。
- ・連携をするにしても、人間を相手にした活動であるから、顔が見える関係、人間的なつながりが大前提となる。子ども・若者が抱えている生きづらさを軽

減していくためには、長い関わりが必要となる場合が多く、その中で一年から数年で担当が変わるような機関と連携することは難しい。個人としてつながり信頼しあえることが本当の連携である。

3 地域の子ども・若者・大人にとっての「ゆめ・まち・ねっと」

子ども・若者が事業の中で仕事や役割をはたす機会をどのように設定しているか

- ・そもそもそうした「設定」というものはしていない。中学生になったらジュニアリーダーだとか、高校生になったらユースボランティアだとか。何歳になっても、高校に進学しなかったり、中退しても、自分が行きたい場所として来てくれたらそれで十分。
- ・ただ、それでも、年上の子ども・若者が年下の子どもに自分の知識や経験を伝えてくれていたり、遊び相手になってあげたりしている場面は随所に見られる。自然体でそうしたいからするという感じで自発的に行っている。
- ・ただ、そんな関わりを観察していると、現象としては年上が年下に何かをしてあげているような場面でも、実態としては年下の存在によって、年上が存在価値を得る、自己肯定感を回復するということが行われているのではないかと思う。
- ・「やらなければならないからやる」の仕事や役割でなく、子ども・若者が自ら「やりたいからやる」ものでない意味がないと考える。あえてこちら側から仕事や役割をふる場合としては、たとえば、発達障害など特質のある子どもに対しては、不適応を起す前の予防策として、「〇〇くん、これ手伝って」と声を掛けたり。そのことによって、不適応を未然に回避するとともに、頼まれたことを労を厭わずやってくれるという長所が浮かび上がり、それによって周囲の評価も変わり、結果として取り巻く人間関係が良くなるということが生まれるので。役立つ自分を実感したり、自分の居場所であるという感覚をより強くしたりすることができるかなと思い、たとえば、「孤高の釣り名人」みたいな子どもに、「このチビっ子たちに教えてあげて」と声掛けをする場合などもある。

利用におけるルールの浸透について

- ・基本的にけんかの仲裁も含めて、長期的に利用している子ども・若者が伝えている。そうしたルールは、初めから設定されていたルールではなく、これまでの活動の蓄積として子どもたちなりに生み出したもの。子どもたちもできるだけ楽しく、気持ちよく遊びたい、過ごしたいと思っているわけだから、大人がルールを決めて、それを守らせようと躍起にならなくても、子どもたちが自然とルールをつくったり、役割分担をしたりする。
- ・大人によるルールを増やせば増やすほど、ルールを守る、守らないで大人と子どもの関係も、子ども同士の関係も悪くなるのではないか。

事業を通して子ども・若者が得る「出会い」

—— 良い人間関係に出会っていくケースもその逆のケースもあり、まさに十人十色である。

- ・ゆめ・まち・ねっとの活動は、地域の子どもの若者の出会いの場でもある。お互いを高め合ったり、励まし合ったりという関係性を得る場合もあるが、意気投合した子ども・若者同士が非行に走ることもある。全員が前向きな道に行くわけではないが、それはその子ども・若者のその時点での「表現」であると考え。一般の大人から見たら、「反社会的」とか「非社会的」と言われるようなところへ身を置いている今をハラハラと心配しながら見守り続け、自分たちが必要とされる場面があれば、いつでもその役割を果たしたいと考えている。
- ・利用者はこの事業以外の様々な場所で多くの時間を過ごしている。その様子をこの場でつながった大人がみることができ、またスタッフもその別の場所での子ども・若者の様子などが耳に入るようになる。結果として見守る人が増えてゆく。自分が抱えたSOSをスタッフ以外の活動で出会った大人に発信する場合もある。
- ・学校教育の場と比べ、多様な価値観を持った人に出会える。例えば、東日本大震災の被災地に一緒に出かけ、現地で奮闘を重ねる人たちに出会ったり、大阪・釜ヶ先へ出掛け、ホームレスの人たちだったり、その人たちの生活支援に奮闘する若者に出会ったり。逆に視察や研修で訪ねてくる人も多く、そうした人たちとの交流にも子ども・若者は自由に参加できるので、親や教員以外の大人の価値観に触れることができている。

子どもと大人とのかかわり

—— 「～ねばならない」という感覚で関わる大人はいない。

- ・基本的にイベントを行わない為、スタッフは必要ない。常連客のような感覚で大人自身が来たいと思ってその場にいる。仲良くなった居酒屋の皿洗いをやるような感覚で、初めて来た親御さんに話しかけ場を和ませたり、幼児が川遊びをするなどフォローが必要そうな時に自然なかたちで手伝いをしてくれている。親自身、様々な年代の子どもをみることで自分の子どもが将来このような感じになる、といった勉強にもなっているという。普段の仕事などの「～ねばならない」から解放されたいという思いも強いようだ。
- ・大学生のボランティアは、大学を通じて研修などで派遣されてくる場合とインターネットで見つけて自発的に視察見学をしたいと申し出がある場合と半々くらい。ただ、長く活動に参加している若者たちのほうがそうした学生のためのボランティアをあげているような状況ではあるが。

「居場所」となるための工夫

—— 「志と想像力」 一人ひとりの言動の向こう側にあるものを考える

- ・必要としてくれて手を差し伸べてきたときに、それを握り返してあげたら、何があってもこちらからは離さないという志。そのためにありとあらゆるものときには戦い、ときにはしたたかに頭を垂れ、そして志をとともにできる者とは共感し合う。
- ・子ども・若者が表面に表現している言動の向こう側に何を抱えているんだろうと想像する力。細かなことで言えば、どうしてあんな暴言を吐くのかとか、どうしてすぐに他人を突き飛ばすのかとか、どうしていちいち遊ぶ前に許可を求めてくるのかとか、どうして夕方遅くまで帰路に着こうとしないのかとか、もう少し大きな表れで言えば、どうして不登校という選択をしたのかとか、どうして非行に走ったのかとか、どうして教師に暴力を振ったのかとか、そういうこと。
- ・そのどうしても結び付くような言動は子ども・若者を観察するしかない。そして相手とその疑問に答えるかのようにつぶやいてくれる存在になれるよう関係性を紡いでいくしかない。
- ・「志と想像力」、極端に言えば必要なものはその二

っただけで、それがブレずにあれば、業務的に必要なものはなんとかなる。大切なのは居場所づくりを「なぜやるか」ということであり、「なにをどのようにやるか」は、どうでもいい。「なぜやるか」を大切に、試行錯誤をしていけば、あとは出会う子ども・若者が進むべき道を照らしてくれるはず。居場所とは何なのか、どういう雰囲気であれば行きたいと思うのかを考え、実践していくことの繰り返しをたゆまず行う。

子ども・若者とのかかわりに対する見方

ゆめ・まち・ねっとには、どういう状態になったらこの場から卒業するという概念がなく、彼らとともに歩んでいく存在としてずっと継続的にかかわり続けている。

4 事業をめぐる課題と今後の展望

課題

- ・学校教育により心を壊された子どもや公的機関による無理解な支援にさらされた子ども・若者にいかに寄り添うかが常に課題である。
- ・子ども・若者が自分たちとは違った価値観のなかで一定の時間を過ごさざる得ないこと（特に学校教育）に対して、支援の限界を感じる。

助成金事業と助成金を受けない事業の違い

- ・助成金事業は着実に計画を遂行しその通りにやらねばならないものである。そのため、結局帳じり合わせのものとなることが多いのであまり実施しない（ここ2年間はおこなっていない）。位置づけとしては、講師を招くなどどうしてもスペシャルなことをやりたいと思う事業に対して助成金を利用する。
- ・自主事業（助成金を受けない事業）は、その日、その時に出会ったかかわりを大切にすることであり、その瞬間にならないとわからない為、計画を立てることが困難な事業であるが、自分たちが本気でやりたい事業であり、子どもたちに求められる事業である。

自治体や国、行政機関に期待すること

—— 無理解な、あるいは逆効果な施策やネットワークをこれ以上増やさないこと。

- ・事件や問題が起こるたびに対策本部や協議会などが立つものの、実質的な効果は上げられていない。また「つなぐ」という言葉がでるものの、実際のところ手におえないという理由からの各機関の責任の押し付け合いになっており、ただの「たらい回し」になっているのが現状。そのようなつながりでしかないのであれば逆効果である。

—— 専門機関であるという思い込みを捨て、謙虚に子ども若者から学ぶこと。

- ・健康福祉センター（保健所及び児童相談所）などの専門機関は知識はあるものの、本当の子どもたちの実情を知り、声を拾えているのかという観点から真の専門性を感じない。実際に健康福祉センターにかかっている子どもの一人は担当者が毎年のようにかわり、仕事として関わっていると感じ、いらだちを隠せないという。子どもにそう思われてしまうような機関を専門機関とは言えない。故にもっと子どもたちの実情を知り、学ぶ姿勢が大事である。すべてが規制や制度のなか、その範囲で子どもたちに関わるのは限界がある。制度内のことしかやらない福祉なんて福祉とは言えない。本来は現在の制度にないけれど、手を差し伸べたり、寄り添ったりすることが福祉ではないか。教育も同じ。学習指導要領や校則初めにありきの教育なんて、子どもたちに響くわけがない。

事業を通じて伝えたいこと

- ・基本は「今日も明日も生きようね」ということ。
- ・自分たちの生き様も伝えられたらとも思う。

5 ヒアリング実施者の所見

（石井）

—— 制約のない、何気ない・何となくの時間を共有できる自由な居場所

—— 制度にとらわれない・子どもに必要なことに目を向ける姿勢と真の専門性

—— 誰かひとりでもいいから顔を知った存在のつながりや支え

—— 自由・柔軟な活動ができる自由度の高い助成金制度。あるいは寄付金等が集まり、パフォーマンスの高い団体にお金が集まるような仕組みづくり

NPO法人ゆめ・まち・ねっとの事業はまさしく学

校機関等のセーフティネットからこぼれ落ちた子どもたちのための事業となっているといえる。実際問題、学校のプログラムが合わない、イベントなどの括りにストレスを抱え苦しむ子どもが多い。そのような子どもたちのためにも何も所属しない制約されない、何気ない時間を共有できる場は精神のバランスを整えるために必要であり、かつ一人でも支えとなるような存在に出会うことが不可欠である。

従来の助成金制度であると、目的を果たさなければならぬ、計画通りに進めなければならないという点から、縛りが生まれ、その時、その子どもに対する柔軟な対応が困難となってしまう。本当に子どもに寄り添った真の専門性を追求するのであれば、自由度の高い、または寄付金などが集まり、うまくその活動団体にお金が回るような仕組みが必要となってくるのではと感じている。

(阿比留)

- ・「ゆめ・まち・ねっと」では、子どもと継続した関係を築くことをとても大切にされている。一方で、行政職員のジョブ・ローテーションや指定管理者制度の導入のもとでは、一人ひとりの子どもと継続的にかかわり続ける基盤は脆弱なものとなっている。今回の視察では、「仕事」として限定的に子どもとかわる施設や事業における大人の向き合い方に対する強烈なアンチテーゼを感じた。渡部夫妻は、まちづくりには取り組んでいるが、子どもに対しては地域の一大人としてかかわっており、「仕事」として子どもの「支援」にあたっているのではないのではないか。子どものセーフティネット構築は、喫緊の課題であるが、本研究の主目的が、大人が困難を抱える子どもにかかわるための事業の予算化を要請することになってはならないことを渡部夫妻の活動は示しており、むしろ地域や大人の子どもに向き合う姿勢そのものが問われているのではないだろうか。
- ・ともすれば、市民やNPOは、国や自治体に対して、子どもの直面する課題に対する対応を要請しがちである。しかし、ヒアリングからは、国や自治体からの活動への支援を期待することよりも、むしろ国や自治体によってもたらされる子どもの育ちへの阻害要因を増やさないことが重要かもしれないという新たな視点が浮かび上がってきた。そのように考えたとき、事業の組み立て方や活動方針が根本的に転換される可能性があり、その転換を可能にする要件を探ることこそが求められてくる。

利用者ヒアリング

ヒアリング協力者：20代女性、小学5年生男子、10代女性、10代男性、10代男性

ヒアリング実施者：稲田怜史、神保隆秀、石井清孝

文責：石井清孝、稲田怜史、阿比留久美

●Aちゃん（高校生、女性）

○事業に参加するきっかけ

ゆめ・まち・ねっととの出会いは、中学生のときに、生活困窮家庭や被虐待家庭の子どもを対象とした学習支援事業へ参加したこと。高校受験が終わった後も、勉強を教えてもらえないか渡部さんに聞いたところ「いいよ」と答えてもらったため、高校生になってからは毎日のように「おもしろ荘」を訪れ、「個別学習舎寺子屋」で勉強をしている。「たごっこパーク」には土日とも開催日はほぼ欠かさず参加。

○活動に参加してよかったこと

たくさんの人とつながることができたこと。特に印象的だったのは、開発途上国の農業支援に関心があると言ったら、大学農学部の先生を呼んでくれたこと。自分の将来やりたいことについて、専門的に取り組んでいる人に会えてとても刺激をうけた。（渡部注釈 / この先生は途上国云々が専門分野ではないのです）

○困っていること、改善点

- ・渡部夫妻と一緒にとりあえずどこかに行きたい。「ゆめ・まち・ねっと」では様々なイベントをしていて、色々なところに行っているが、現在置かれている環境の制約があり、遠出をするようなイベントに参加できない。
- ・高校を卒業したら参加したい。大人になっても自由に過ごせないのはいやだと感じている。
- ・これまで私に関わった大人は、何かを相談してもダメと言われることが多く、親身になってくれない。相談をしても話をそらされたりしてきた。
- ・お金が足りない。
- ・学校の勉強だけでは、十分ではないので、渡部夫妻

- のように無料で教えてくれる人がいるのは嬉しい。
- 今信頼している人、尊敬している人、親友はいますか
- ・渡部夫妻は、話をきいてくれるし、お昼を用意してくれたり、勉強をみてくれたりして、信頼している。渡部夫妻には、いまさら聞きづらいようなこともきけるし、わかったふりをしなくてよい。
 - ・勉強や進路については、学校の先生に相談してもらえ。受験勉強のやり方を教えてくれる先生もいるし、英語の先生は英単語テストを毎週つくってくれている。
- 将来の希望やイメージはありますか。それを実現するためにどんなサポートがあればよいと思いますか。
- ・将来は開発途上国の農業支援について大学で勉強したい。しかし、今の環境では大学に進学することがかなり難しい。自分の夢について周囲の大人に話しても、他人事のように、親身に相談にのってくれない。
 - ・それに対して、渡部夫妻は、お昼を用意してくれたり、勉強も無料でみてくれる。信頼できる存在で、愚痴も言えるし、共感もしてもらえ。
- 事業を通じて、どんな出会いや経験がありましたか。(人でも経験でも可能)
- 「おもしろ荘」に来ている色々な子と出会い、かわれている。ここにきている子は、うるさいけど、実はいい子。それまで、人づきあいが苦痛だったが、ここにくるようになって、どんどん人と話してみたいな、と思うようになった。
- B君(高校生、男性)
- 事業に参加するきっかけ
- 小学校2年生の時からもう10年間も通ってきている。通い続けている理由は楽しかったから。
- 活動に参加してよかったこと
- 川遊びや木工、外遊びと色々な遊びをしている人がいて、楽しい。
- 将来の希望やイメージはありますか。それを実現するためにどんなサポートがあればよいと思いますか。
- 普通に生きていきたい。あと、遊びの心を忘れないでいきたい。
- 事業を通じて、どんな出会いや経験がありましたか。(人でも経験でも可能)
- ・年下の子どもや同級生といった仲間とのコミュニ

- ケーションが楽しい。
- ・ここにきている子は優しい。
- この場所のどのようなところが居心地が良いですか、悪いですか
- ・いつもと変わらずよいところ。全体的にとやかくいう人がいないのがよい。川遊びや木工や外遊びといろんなことをしている人がいる。安心感があって落ち着ける。
 - ・渡部夫妻は立派な人で、子どものためになにかしてくれたり、子どもの心を遊びで癒してくれている。
- C君(職業訓練校生、男性)
- 事業に参加するきっかけ
- たごっこパークには、以前に1度来たことがあったが、今年の夏、朝日新聞の連載「いま、子どもたちは」にたごっこパークが掲載されているのを見て、思い出して行くようになった。今は、来れる限り来ている。
- 活動に参加してよかったこと/この場所のよいところ
- ・遊べるところがよい。自分の好きな遊びができる。子どもと遊べる。
 - ・話ができて、皆とコミュニケーションがとれて、よいところだ。みんなの中に入りたいと思っていた。
 - ・静かで自然が多くて、皆と楽しく話すことができ、うるさくなくて、ちょうどいい。
- 今信頼している人、尊敬している人、親友はいますか
- ・渡部夫妻。子どもに寄り添ってくれる。見守ってくれている感じだ。
 - ・あと、職業訓練校の友達。
- 将来の希望やイメージはありますか。それを実現するためにどんなサポートがあればよいと思いますか
- 大人になってからもここに来続けたい。活動の手伝いもしたい。
- Dさん(20代、女性)
- 事業参加のきっかけ、初めの印象
- 代表の長女と同級生であり、高校生時に家出をしたと言ったことがきっかけで紹介を受け参加。初めて来たときの印象はハチャメチャに遊ぶ子どもたちの姿に驚いた。しかし一方で、見て安心するような、幼少

時に感じたワクワクとドキドキを思い出すどこか懐かしく温かい印象を受けた。当時とはとにかく居場所が欲しかった。

○事業に参加してよかったこと、不満(当時)

- ・初めて来た当初は子どもが嫌いであったが、一緒に遊んでいくうちに「仲間」になり、嫌いという感覚がなくなっていった。
- ・また、参加を通して一緒にご飯を食べることがこんなにも楽しいなど子ども時代に体験できなかったことや鬱憤などを消化していくことができた。
- ・何よりも思春期という時期に悩みを相談できる、たくさん話を聞いてくれる大人がいることが何よりもうれしかった。不満は特になかった。

○当時一番困っていたこと

父親との関係。気分屋でかつ理不尽であり何もかも振り回されていた。向き合いたいと思っても歩み寄れず。怒りに満ち溢れていた。

○信頼している人、尊敬している人

利用者、スタッフの人すべて。初めは信じることができなかつたが、常に自分の良いところを言うてくれることで自信がついた。自信がついたことで人を信じる事ができた。

○家族は支えであったか

支えとも考えられる状況でもなかつた。現在でもそれはわからない。ただし、大切な存在であることは間違いない。

○当時に何が楽しみであったか、欲しかったものはなにか

今日はどんな大人が、子どもがくるのか。ありのまままでいられること。学校のようなプログラム化されたものや行事とかではなく、なにもない何気ない時間の共有。

○当時の将来のイメージや希望

中高生の頃には先生になりたいという希望があったが、実際苦しすぎてそれどころではなかつた。しかし、現在ここでの経験がもとでプレイリーダーの職に就いていることは確かである。現在は空き店舗を利用した何気なくみんなが集まれるような駄菓子屋を立ち上げたいと考えている。

○事業に参加して学んだこと

必要なのは支援ではなく理解すること。継続的な大人のかかわりが不可欠。

○事業を通じ、人間関係にどのような変化があったか

出会った人とのかかわりあいのなかから、また苦しさを聞いてくれたことを通して乱暴なことが減り、人に優しくなれるようになった。学校でも味方となれるような人をつくることができるように。

○この事業の次の段階として、どんな居場所になったらよと思うか

変わらないでほしい。ただ、この場所のような何もないような時間を共有することができ、時間も気にせず心を開放できるような場をつくる仲間が増えてほしい。

●E君(小学5年生、男子)

○事業に参加したきっかけ

よく覚えてない。小学2年生の時から来ている。

○参加してよかったこと、不満など

川遊びや火起こしが面白い。他にも色々できて良い。今の所、楽しく過ごせているから特に嫌だと思ふ事は無い。

○今信頼している人、尊敬している人、親友はいるか

(直接こう聞いた訳ではありませんが、)「たちちゃん、みっきいが居なくなったら寂しい。違う人になったらもう来ないかもしれない。」

○家族は、あなたにとって支えか

直接は聞けなかつたが、父親はたごっこパークのお手伝いを熱心にされている方であり、父親の話をする時と照れてあまり答えない。

○今何が楽しみですか。何が欲しいですか

仮面ライダー

○将来の希望やイメージはあるか

まだよくわからない

7. 十勝びばっと

運営団体：NPO法人ワーカーズコープ
 所在地：北海道帯広市
 ヒアリング実施者：宮下与兵衛、石井清孝
 文責：宮下与兵衛

ヒアリング協力者

支援員 スタッフ3名（インタビューは当日の午前中に事業所で実施）

- ・ aさん・・・女性。前職は販売員（貴金属・時計）・介護パート
- ・ bさん・・・男性。前職は楽器店営業
- ・ cさん・・・女性。前職は養護教諭・小学校支援学級生活介助員

ボランティア3名（当日の参加はfさん1名）

- ・ dさん（女性）・・・帯広畜産大学獣医学科2年（神奈川県出身）…母親はプロテニスプレーヤーだった。しかし自身の親子関係に悩んでいた。家族からの自立も北海道へ進学を決めた理由の1つと語っていた。「自分を必要としてくれれば助けてあげたい」と話し、バイトもしながら多忙な合間に参加している。
- ・ eさん（男性）・・・十勝管内役場勤務（大阪府出身）→この方は高校中退後卒業認定試験受け、大阪で受験できる北海道釧路市の公立大学へ進学して卒業し、札幌で就職、昨年公務員試験を受け十勝へ入職。「自分が苦労したので少しでも勉強に前向きになるよう役立ちたい」と申し出があった。

●ボランティアfさん（帯広畜産大学4年生、男性）

・・・昨年度は学業優先だったためか、雑談などに応じず、自己紹介も拒否していた。4年になり就職活動とともに、今後指導する立場になる事を考え、小中学生の現状把握をしたいと今年8月から再度参加。以前の表情とは打って変わって自分から会話する姿勢が見られ関りの大切さに気付いたよう。

○事業に参加した動機

教職課程をとって子どもに関わりたいたいと思い、昨年の夏休みに参加し、今年は8月から参加してい

る。大学の掲示板でボランティアの募集を知った。長野県の高校を卒業して、2年浪人して大学に入った。

○参加してみて、どうですか。

中3の男子に理科を教えているが、高校受験があるので一生懸命に学習している。小5の女子には算数を教えているが、マンガやゲームなどに興味があり、なかなか学習に向かえない。

自分も勉強が嫌いだったので、勉強が苦手な子の役に立っていると思い嬉しい。問題文を読んで式にできない子には、まず問題を絵にしてから式にするように教えている。すると分かることが多い。

●Aさん（小学5年生、女子）

・・・2014年4月に支援開始。昨年11月～転校と受給開始。母子2人家庭。祖母に酒乱による言葉の暴力等あり、避難。祖父や母親の実弟家族とは交流がある。転校後から進級までは職員室登校だったが、今年4月担任の入れ替えとともにクラスなじみ登校できている。

○参加するようになったきっかけは。

お母さんに勧められて見学し、近所の子も来ていたので、今年の4月から参加している。

○参加して良かったこと、また要望はありますか。

夏合宿で花火ができたりして楽しい。ここでは、クラスの友だち以外の人と話せる。また、読書もできる。苦手な算数をていねいに教えてくれる。

○ここに来て、変化したことがありますか。

算数は学校を休むと分からなくなるが、ここで教えてもらえ、勉強が分かるようになってきた。将来は担任の先生のような先生になりたい。

○家族はどうですか。

お母さんが相談にのってくれる。

○学校はどうですか。

宿泊学習やクラスのみなどと遊んでいるときが楽しい。いじめもなく、楽しい。

●Bさん(中学1年生、女子)

・・・2014年4月に支援開始。吹奏楽部。母子3人家庭。おとなしい。姉が今年高校進学するも1か月で退学。不登校ではないが、体調不良で休むことはある。拠点でも口数少なく会話は率先してないが、個別で話しかけると会話のやりとりは出来ている。

○参加するようになったきっかけは。

お母さんに勧められ、今年の5月から来ている。

○参加してよかったこと、また要望はありますか。

ここだと自分で勉強し、苦手な数学や理科の分からないことを聞けること。友だちがここで増えたこと。

○ここに来て、変化したことがありますか。

将来、高校から専門学校に行き、美容師になりたいと思うようになった。

○学校はどうですか。

吹奏楽部でトランペットを吹いている。土曜日は午前中部活で、午後はここに来ている。楽しいから来ている。

●Cさん(中学2年生、女子)

・・・2013年7月に支援開始。父母と3人家庭。別世帯で兄弟3人。吹奏楽部。通信で開始し、夏冬合宿にも参加。2014年5月下旬に父親から養育相談を受け不登校が発覚。現在も継続中。通信を継続しながら、訪問して本人と話して、担任の先生が苦手なクラスでも孤立状態と分かる。顧問の先生なら話せるというので、父親の了承のもと学校の担任へ電話し、顧問の先生と話す事を申し出たが、訪問は無理で学校で時間指定の上でならOKと本人へ連絡する。それからノートやプリントはクラスメイトが毎週届けてくれている。以降学校と十勝びばっとの連携は出来ない。しかし、「拠点」へ来るよう呼びかけ、最初は「嫌です」と言っていたが、月3回くらいは参加するようになる。人見知りですと公言するが、人一倍しゃべる。

○参加するようになったきっかけは。

お父さんに勧められて、去年の7月から「通信」を始め、8月の合宿に参加した。村井さん(支援員)の勧めで2014年1月から来ている。

○参加して良かったこと、また要望はありますか。

みんなと話ができて楽しい。日曜日もやって欲しい。

○ここに来て、変化したことがありますか。

数学と理科が苦手だが、教えてくれるので分かるようになってきた。マンガやアニメが好きだが小説も読むようになった。高校に行って、将来は介護士か小説家になりたいと思う。

●Dさん(中学3年生、男子)

・・・2014年4月に支援開始。母子2人家庭。テニス部(現在引退)進学後もテニス部入部希望。学習意欲はある。中1途中～中2半ばまで不登校。母親が就労で朝不在のため学校へ支度していけず、母親が仕事を辞めてから登校復活。今年度前期学級副委員長になるなど意欲はある。欠けている期間の学習を取り戻すことが必要。

○参加するようになったきっかけは。

お母さんに勧められて今年の4月から来ている。高校受験に向けて頑張っている。

○ここに来て、良かったこと、変化したことは。

- ・2年の頃には授業はあまり聞いていなかったが、今はきちんと聞いている。理数が苦手な力を入れてやっている。ここでは分からないことを聞ける。今やっている単元の中に入っている、以前にやった単元の内容が分かるようになった。成績も1ランクぐらいつ上がった。ここに来ていて、勉強の意識が高まった。幅広い知識も増えてきた。
- ・以前は他人とどのように接したらいいか分からず、クラスになじめなかった。ここに来るようになって、大人も、年上の子どもも、年下の子どももいて、その人にあった接し方ができるようになってきた。それで、クラスのみなどと話せるようになり、人間関係に自信が持てるようになった。友だちからも「2年の頃からと比べて変わった」と言われる。
- ・3歳からピアノに通っていて音楽か、絵を描くのも好きだから美術もやりたい。でも、芸術系はお金がかかるから…

●Eさん(中学2年生、男子)

・・・2014年1月に支援開始。母子2人家庭。2013年度は夏合宿参加のみで支援登録はなかつ

た。12月クリスマス会開催の参加呼びかけで連絡し母親と話すと、夏休み明けから不登校だとわかる。当時テニス部に所属していたが友人関係に支障があった様子。再度登録を促し、クリスマス会後から支援。家では言葉で威圧する態度が見られていると母から聞いている。同町内に父親も住んでおり生保受給中の無職。たびたび行き来している。父から「勉強できなくても通信ありの定時制高校ならだれでも入れるから大丈夫」と息子に言っており、本人はまったく学習意欲が無い。しかし毎週ほぼ欠かさず拠点へ参加し現在は小学生の面倒を見ている。継続する中で支援員たちが伝えられる事があるのではと対応中。

○参加するようになったきっかけは。

学校に行っていなかった。中1のときに夏合宿に参加してから来ていて、今は学校も行くようになった。

○参加して良かったこと、また要望はありますか。

合宿がとくに楽しい。ソーセージの作り方を覚えた。年下の子たちをまとめることができるようになった。ここで将棋の手を覚えた。

○ここに来て、変化したことがありますか。

将来のことを相談でき、高校に行きたいと思うようになった。職場体験で飲食店に行きよかった。



8. せたがや若者サポートステーション

運営団体：NPO法人ワーカーズコープ

所在地：東京都世田谷区

ヒアリング協力者：篠原健太郎

ヒアリング実践者：齋藤史夫、石井清孝

文責：齋藤史夫

1 支援対象者は生活困窮者予備軍（親が元気な間はよいが…）

一人ひとりの若者が重複する困難・課題を抱えている

→並行支援が必要

就労支援・生活困窮者支援・発達障害者支援など縦割りの個別的支援だけでなく、部門が連携した支援が求められる。

2 準備の段階から主体的に関わる中で支援対象の若者が大きく成長する

（事例1）世田谷カレーパンまつり 3日間で2,200人が集まる

魅力的で楽しい活動に、企画から主体的に関わる中で力が引き出され大きく成長する。

主催ツール・ド・デザイン（サポートステーションと同じ世田谷ものづくり学校内）と共催。学校事務局を通じて、サポステに声がかかる。以前から、若者が活動できることがあれば声をかけてもらうように依頼していた。

- ・ 2ヶ月間 企画から関わる
- ・ パン屋さんへの取材
→冊子 仕事のこと・はたらくことを知る機会
- ・ パンフレットには、「働く」ことを象徴する
- ・ 当日 パンの受け取り・運搬・販売

（事例2）児童館祭りでの主体的な参加へ

当日午後 近日開催の池尻児童館祭りでの出展 ワニをたたくゲーム 準備中。参加を望んでの働きかけを6年間続けてきた。

- ・ 2013年に初参加—誘導や児童のサポートなど当日

のみ

- ・ 若者の姿を実際に目のしてもらい信頼をしてもらう「きっかけは作るが（サポステが）、（力があることは）若者が証明する」

その後 餅つきへの参加

- デイキャンプでのアルバイト依頼
- 祖師谷児童館のお祭りでのたこ焼き販売
- 池尻児童館祭り

事前から関わり、当日もより主体者となる。

児童館祭り 6年間の働きかけ

祭りへの参加（13年、誘導や児童のサポートなどの当日参加）

- もちつき→デイキャンプ・アルバイト→今年の児童館祭り（ワニワニパニック準備中）

（事例3）散歩めぐりプログラム 支援者立案から若者が決めるものへ

- ・ 散歩めぐりの企画も若者が立てる
10月29日に、新宿御苑へ、テーマは紅葉。

（事例4）東久留米カフェ 支援依頼からコミュニティカフェも構想中

- 赤字を何とかしたいとマスターから支援依頼
- ・ 看板の工夫により新規顧客開拓
- ・ 労協ブレンドのパッキングと卸販売
- ・ カフェ運営のノウハウ
→常設のコミュニティカフェの創立などを考えている

（事例5）一つの取り組みから広がる次の事業とアイデア

カレーパン祭りの成功

↓

ものづくり学校事務局3期目の委託 オープニング
行事(9月)

2店舗からパンの出品

- ・まちづくりファンへの応募(35歳まで)
- ・パン祭り(世田谷区)への参加
- ・常設のコミュニティカフェ計画

3 「なんだ、普通じゃないか」作戦 地域で頼られる若者集団へ

引きこもり、ニート、フリーターなどの若者の受け入れをお願いすると、世間から

「どんな、反社会的な凶悪犯罪者が来るのか？」

「どんな障害者が来るのか？」と言われる。

実際に当日、活動に参加して一緒に取り組むと

「なんだ、普通じゃないか」(世田谷区内児童館)。

地域から頼られる若者集団へ

地域に力を認められ、関係が深くなり、さらに深いかわり・仕事を依頼される
(児童館の例など)

地域の困りごと

「若者はどこかにいないでしょうか？」

↓

「ここにいます」と応えられる若者集団へ

(例 池尻団地・7割が高齢者 買い物弱者)

同じ若者が、生きづらさをかかえた若者にも次世代のリーダーにも、同じ若者がどちらにもなりうる

世田谷区子ども青少年対策の協議会での話題

- ・生きづらさを抱えた若者・次世代のリーダーを育てる。
- ・さらりとリーダーになっていく。みんながどちらにもなりうる存在。

4 所長の体験から一若者には力があることを発見

しんじゅく若者サポートステーション時代

- ・清掃マニュアルの中身づくり

・若者と話しあって制作

→普段は声を発しない若者が意見を言う。そんな若者が何人もいた。

5 施策に求められるもの

実施者の創意や持ち味を尊重して活かす

厚生労働省による活動内容の限定

本サポステは、多様なプログラムにより実績を上げていると認識されている

財政的な保障

2013年度の事業費がまだ精算されていない。本サポステのように事業団によって支えられているところは大丈夫だが、財政基盤を持たないサポステは大変ではないか。

労働事情の根本的改善

非正規労働が普通の現状では、若者の就労にも未来が見えにくい。抜本的な改善が求められる。

6 ヒアリングからの考察

1. 若者たちには力と可能性がある

少し前まで引きこもり・不登校・中退・発達障害・ニート・フリーター。

一緒にやった一体感・感謝される体験・共同作業の喜び。

支援対象者である若者は、実は、次世代のリーダーともなる存在。

2. 若者の力を引き出す、出会いと主体的な活動への参加

Yさんは、お話を聞く様子では、すでに地域の活動のリーダーとも評価される状況であった。

お話のなかでは、まず、サポステの担当者・世田谷で農業に取り組む井出さんというお二人の方との出会いと継続的なかわりが大きな意味を持っていた。信頼できる人との出会い、継続的なかわりが重要と思われる。

また、せたがやカレーパン祭り・池尻児童館祭りなどに、単なる参加者・当日の活動への一日参加ではな

く、事前の準備から若者集団での主体的な動きによって、活動そのものを計画し、準備し、当日を担うことが若者の劇的な変化を生み出していた。

3. 地道な地域への働きかけと、活動を繰り返す中から地域に頼られる若者集団となる

- ・団地の買い物弱者への支援など課題が見えてくる。
- ・地域に貢献できる存在としての若者集団になっている。

4. 魅力あふれるプロのセンス・芸術性・文化性（地域の社会的資源の発見）

カレーパン祭りという企画そのものの魅力。プロのデザイン集団による活動。

企画・パンフレット・チラシ：どれをとってもプロのセンスが光る。

その中での取り組み一つひとつが若者の就労支援になっている。

- ・企画運営・準備・当日の活動
- ・パンフづくりのためのインタビュー
→プロの仕事への思いを聞く 象徴する手の写真
- ・デザイナー集団による会社との出会い

5. 施策について

- ・活動の主体性を保障する、柔軟で、かつ継続的な財政基盤。
- ・子ども・若者が地域で主体的に生活し、子ども集団の自治的活動を経て成長できるような地域づくり。
例：児童館の計画的整備、自由に遊べる空間の整備など。
- ・根本的な労働環境の改善。将来に希望が持てる働き方の実現。

利用者ヒアリング

ヒアリング実施場所：せたがや若者サポートステーション事業所内

ヒアリング協力者：Y（男性、30歳）

ヒアリング実施者：齋藤史夫、石井清孝

文責：石井清孝

ヒアリング協力者について

○ヒアリング協力者詳細

年齢：30歳 性別：男 家族構成：父、母、姉二人、本人 学校歴：中卒

○家族は支えである存在か

支えとなる存在である。

○どのような時に参加をするのか

面談時、プログラム参加時。

○参加する理由

- ・顔見知りになった人と会うため
- ・就職に向けての準備
→現在行っていることが就職に対して繋がっているのか（準備ができているのか）不安であるため相談しに来ている。

○サポステをやめる時は

正社員として働けるようになったら。
※ヒアリングより、利用をやめても何かしらのかたちで関わりたいという意味はみえた。

○事業参加のきっかけ

- ・自治体に連絡し、その紹介で。今年3月からの参加。（自分の意志での参加）
→中学生の頃から不登校（15年間引きこもり）
18歳くらいからは用事があれば外へ出ている年に3から4回 選挙・買い物など
外に出るだけで気分が変わった うきうき・陽気に
→30歳になって、いい加減働かなくてはならないという気持ちに。その気持ちがきっかけに。
※引きこもりの期間…テレビ、パソコン、読書、

漫画、将棋の中継を見る。ゲームの発売日などには外出していた。

○現在の楽しみと欲しいもの

カレーパン祭りの準備。スマートフォンと秋服。

○現在の悩み

いつ、どのような手順で就職活動を始めるか。

事業に参加してきた様子

○プログラムについて

事業に参加してからの流れ

(参加当初)

- ・1カ月プログラムに参加(児童館、デイサービスのボランティア、農業体験等)
- ・個人的にジムに通う(体力づくりのため。→体力が低下していたと感じたため)

(7月以降)

- ・アルバイトに切り替え(子育て現場を2つ。いずれも週2回ずつ)

ボランティアを通して

- ・デイサービス…とにかく気をつかっていただいたという思い
- ・児童館…注意する時に声が出ないことに悩む。(参加当初はそれどころではなかった)
⇒「三步進んで二歩下がる」…徐々に慣れていき、アルバイトやイベントの準備が整っていった。

アルバイトを通して

- ・仕事の大変さが分かった。
→責任感。できることを増やしていかなければならないという気持ちに。
子どものテンションが上がりすぎた時に、落ち着かせることなど
- ・社会生活を営む準備ができた。
→人との関わり方…今まで社会人的な関わりができていなかった。
収入で洋服を買うなど。

今後の予定

- ・やりたい仕事のアルバイトをすること。
→保育の仕事を目指していたが、アルバイトを通して自分に合った仕事であるか考え始めている。

・高卒認定を受ける。

自分の変化

・初めの1カ月間は、とにかく何でもやりたくて勢いでやっていた。

→スタッフの小林氏が「何でもやってみな」というスタイルで、様々なことを提案してくれた。

(例：子どもが好き、将棋が好き・・・デイサービスと児童館のボランティアの紹介へ)その後、カレーパン祭りの企画も紹介してくれた。

・定期的に外出することで気分が変わった。(ウキウキした気持ちに)

良かった点

- ・プログラム内容が簡単であること
→自信をつけるのに役立った。
→例：農業体験…農家の方が自分たちに合った割り振りを
- ・上手くいかなくても背中を押してもらえる。
- ・元気が出た。
- ・社会生活を送っていく上で、出来ていないことが多かったが、大分改善された。
→コミュニケーションができない。声が出なかった。常識がなかった。

○将来の方向性やイメージ、やりたいこと。その実現に向けて求めるサポートについて

- ・引きこもっていた期間にやりたかったことを実現させる。
→例：将棋の大会の参加、アイドルのコンサート、スポーツ等
- ・仕事をしながら様々なことをしていきたいのでそのサポートがほしい。
- ・将来の方向性はまだ決まっていない。(小学生より幼児と関わるのが得意か…等)
→考えていても始まらないので、今できることに挑戦していきたい。

○事業を通じての出会いや経験について

- ・カレーパン祭りを通して出会ったツールドデザインのデザイナーとの出会い。
→一生出会えることがないような人との出会い。
→クリエイティブさや経営者としての能力、また自由かつストレートな姿勢に大きな影響を受けた。「できる大人」として)
→尊敬できる存在。関わりが楽しくてしょうがない

い。

→現在はカレーパン祭りを通して出会った人とフェイスブックなどで連絡を取り合っている。

(知り合い、友人が増えた。)

「やりたいならやればいいじゃん」というストレートな感じに、自分の考えも積極的になった。

・農業体験先の井出さん(世田谷ファーム)

週1回水曜日に自転車で通い2時間の活動

カップに種、苗を入れる・肥料やり・葉を取る・花摘み・水やりなど

→アルバイトを始めた現在でも通い続けたいと思う。(自分の他にもリピーターが多い・レギュラー参加者が4人いる)

→常に新しいことに挑戦させてくれる。

→農家の力を実感(尊敬できる存在に)

・15年間引きこもっていたため、あらゆることが「久しぶり」と感じる。

○あなたにとって「せたがや若者サポートステーション」の出会いとは

・自分にとって「ぴったり」な出会い

→急にアルバイトを始めるより良かった。

・視野が広がった

・やる気が出る仕組みが整っている場所

→自分にとって必要な場所であった。

・面談が月に1回あって何でも相談できる。

○事業に対する希望

このままで良い

9. NPO法人フリースペースたまりば

運営団体：NPO法人フリースペースたまりば

所在地：静岡県富士市

ヒアリング協力者：西野博之、友兼大輔

ヒアリング実施者：阿比留久美、石井清孝、神保貴秀

文責：阿比留久美、石井清孝

1 事業概要

活動理念

- ・だれもが「生きている」ただそれだけで祝福される そんな場所をみんなで作っていききたい
- ・だれもが安心して過ごせる居場所づくり

活動設立の経緯

学校や家庭・地域の中に自分の「居場所」を見出せない子どもや若者たちが集う「学校外の育ちと学びの場」としてはじまる。

団体履歴

- ・1991年度 自分の居場所を見出せない子どもや若者たちが集うフリースペースとして川崎市高津区諏訪の多摩川のほとりでスタート。(多摩川(タマリバー)から「フリースペースたまりば」と命名。)
- ・1994年度 同区内の久地に移転。
- ・2000年度 第13回神奈川県地域社会事業賞受賞。
- ・2001年度 神奈川ボランティア活動推進基金21奨励賞受賞。
- ・2003年度 NPO法人設立。7月、「川崎市子ども夢パーク」がオープン。同内、「フリースペースえん」の運営を川崎市より委託。(※経済事情により利用料を払えない家庭があった。)
- ・2004年度 第57回神奈川県県民功労者表彰受賞。
- ・2006年度 指定管理者として、(公財)川崎市生涯学習財団とともに「川崎市子ども夢パーク」全体を管理運営。神奈川県より委託を受け、若者たちの自立支援事業として「工房たまりば」を開設。
- ・2010年度 指定管理者として(公財)川崎市生涯学習財団とともに、「川崎市子ども夢パーク」(第

2期)の管理・運営にあたる。

- ・2013年度 川崎市より委託を受け、7月から生活保護家庭の中学生対象の学習支援事業「よつばの会」を開催。
- ・2014年度 川崎市より委託を受け、10月より生活保護世帯の15歳～29歳までの若者を対象とした居場所・就労自立支援事業である「ブリュッケ」を開所。

事業内容

- ・川崎市子ども夢パーク(プレーパーク)
- ・フリースペースえん
 - 自分で決めるプログラム
 - 楽器演奏、歌、自主学習、読書、パソコン、ダンス、自主企画講座、ものづくり、映画鑑賞、ゲーム、スポーツ、畑づくり、染色など
- ・工房たまりば
- ・よつばの会
- ・ブリュッケ
- ・利用者、家族への相談援助活動
- ・その他、利用者による自主企画、活動(キャンプ、スキー等)、講座など

スタッフ

常勤/10名、非常勤/3名(2014年2月時点)
他、保護者や卒室生によるボランティア

活動資金

会費、指定管理料、委託金・助成金、寄付金、その他

他団体との連携

- ・川崎市からの委託を受け、10年以上にわたって

「フリースペースえん」を実施。「フリースペースえん」のある「子ども夢パーク」の管理運営も、「川崎市子ども夢パーク共同運営事業体」に参画し共同受託している。

- ・川崎市や地域のお祭りなどにも積極的に参加し、地域・他団体との連携を深めている。
- ・さまざまな領域の専門家が外部講師として「えん」の子どもの学びをサポートしている。

利用者

- ・フリースペースえん（2013年度）
小学生…24名 中学生…23名 高校生年齢…26名 18歳以上…36名 計109名
- ・よつばの会（2013年度）
中学1年生…5名 2年生…5名 3年生…11名

利用料

無料

2 スタッフ（フリースペース）ヒアリング

どのような子ども、若者が来るのか（きっかけ）

- ・教育機関からの紹介
- ・保護者からの紹介
- ・利用者自らが登録（子ども夢パークをきっかけに）
→様子が気になる子どもに声をかけ、交流を通して背景を知り、その後えんにつながるケース。
※えんの中（施設内）に入るきっかけ
⇒友だちを探しに来る。

子ども夢パーク内にえんがある意義について

- ・子ども夢パークの一般利用者とえんの利用者が一緒に遊んでいる。
→子ども夢パークスタッフとえんスタッフの連携ができる。（フォローが必要な子どもの検討）

えんに来た子どもの変化

- ・自分と付き合ってくれる大人が増えることで自分自身を受け入れられるように。（自尊感情）
→暴力等の行動、程度、引き際を覚えていく。
→人とのつながりの大切さに気付く「ひとりじゃない」

生活困窮家庭を対象とした事業を増やしている背景

自治体とのやり取りを経て、生活困窮家庭が増えていることを強く感じたため。

行政との関わりについて

- ・子どもにとっての最善策は何かを考える。
→最善策を考えれば、制度に子どもを合わせるのではなく、制度をいかに子どもたちと合うものにしていくか行政と話し合いを重ねていくことが重要になる。
- ・行政側の担当者も困っている。
→担当者側の立場を理解しなければ最善策には至らない。
→行政担当者は異動によって周期的に変わっていくため、必ずしも事業や課題へのビジョンを明確にもっているわけではない。だからこそ、行政担当者に対しては情報提供をしてお互い助け合う関係を築き、信頼関係をつくりだす。
※日々の活動を大人が分かる言葉に変えていく。
⇒「居場所」という言葉は、自治体や地域に響きにくい。
- ・よりよい制度をつくるための協力体制を。
→民間がただの下請けになってはいけない。行政とは積極的に情報提供と意見を交換できる関係を築くことが重要である。
→川崎市では顔の見えるネットワークと関係づくりが構築されている。熱い思いを持った人たちによる、個人としてつながりたいと思える関係こそが重要ではないか。そうでなければ、かたちだけの体制になってしまう。
→ネットワークづくりは簡単なことではないため、ネットワークが本当に機能するためには、事務局に予算をつけ、専従事務局を設置していくことが必要だ。

自治体への期待

- ・子どもたちにとって必要なものを見つけていく姿勢
→子どもにとって「教育」と「福祉」は2大要素と言える。利用者のなかには、その狭間にこぼれ落ちた子どもたちも多く存在している。そのため、たまりばは教育・福祉のどちらかの領域に限定することなく活動を実施してきた。
→「教育」と「福祉」の2つの視点だけから考えずに、子どもたちにとって必要なものは何かと考

えていく姿勢が重要であり、また狭間にいる子どもたちへの手厚いフォローをしていくべき。

- 「教育」、「福祉」とは別の子どもを中心に据えた「暮らし」をベースにした視点。
- ・引きこもり、不登校が多いことに対する対応の充実
 - その対応があまりできていないという現状。不登校の背景にはしばしば教育問題としてだけでは片付けられない問題がある。
- ・生活困窮者支援の在り方（ブリュッケを通して）
 - ブリュッケが始まって1ヶ月で、ケースワーカーより50～60件の依頼が押し寄せた。しかし、依頼をうけたケース内容の中には非常に困難な事例で、従来の支援の在り方では対応しきれない内容であり、ケースワーカー自身も対応に苦慮しているものが多かった。
 - たまりば自体のスキルアップも含め、暮らしのモデルの提示、自己有用感を持てるようなゆるやかな就労支援の在り方に加え、自治体の縦割りでない横断的な連携とセーフティネットのネットワーク構築が必要である。

子どもに対して伝えたいこと

- ・生きていますごくいいんだよ（ご飯を食べて、寝る…それだけで奇跡）
- ・そのままがいいんだ（多様性・・・他者をものさしでみない。様々な人がいる。）
- ・えんの大きな家族の雰囲気（多様性）
- ・あなたが大事（比べるのではなく）
- ・楽しいが「楽」
- ・生きていてよかったね
- ・いのちが大事
 - ※スタッフ自身がまなざしだけで「生きています」素晴らしさを伝えられるように。また、育ち合う姿勢と誰一人排除しない姿勢と、粘り強く関わる覚悟をもつこと。

支援の限界について

- ・ソーシャルアクションの必要性
 - 学校に戻って再びいじめられたり、家庭の事情が解決できないまま子どもが自殺してしまう事例もあり支援が及ばないこともある。
 - それでも発信を続ける。
 - 大人が子どもの人権を知ること、大人に安心を拡げること（大人が幸せであることが大前提）な

ど常に発信を続ける。

離れていく子どもについて

- ・「えん」がいつでも戻れる場として存在したい
 - 離れるのは個人の決定なので、それぞれが別のところで違う居場所をつくっていってけるとよい。
 - しかし、それとは関係なく、いつでも苦しくなったら戻れるようなもう一つの家として存在してきたい。
 - 実際のところ、卒後に来る利用者は多数あり、イベント時にやってくることも多い。卒後もイベントなどで参加できるような継続したつながりが大切で、いつ帰ってきてても話を聞いてくれるスタッフや家族のようなつながりを維持していきたい。

ひとつの事業に特化する支援についてどう考えるか

- ・その子どもに寄り添った事業を
 - 何が必要であるかを追求し続け、常に支援を貫く横ぐしを入れていく必要がある。
 - スタッフは話を聞き取る能力が必要。

3 考察

- ・「たまりば」開始から約25年、「川崎市子ども夢パーク」で指定管理を受けての活動を始めて12年という蓄積のなかで、指定管理事業でありながらも、その場所を「いつでも子どもたちが帰ってこれる場所に」「大きい家族のようなものに」することができるということが示されている活動であった。自前事業（制度外事業）でなくても、指定管理や委託、という枠組を超えて、安定的で継続的な活動づくりが可能であることが示されている。
- ・指定管理や事業委託が進むなか、行政との関係はともすれば委託を出す側—受ける側といった関係で固定されてしまう危険性があるが、そのなかでNPOと行政がパートナーシップを形成しようと丁寧に関係を築きつづけてきたことが「たまりば」の活動からはうかがえた。
- ・また、子どもからのインタビューでも、「前は荒れていたけれど、ここに来るようになって落ち着いた」という声や「自閉傾向のある子も『えん』に

通ってきているから、コミュニケーションが難しい子どもどうつきあっていかわかるようになった」という声のでていた。だれも疎外しない居場所づくりを実際にすすめる時に直面する困難は並大抵のものではなかったであろうし、スタッフの姿勢が問われる場面も多かったと思われるが、その努力が確実に子どもに届いていることを感じた。

子どもインタビュー

ヒアリング協力者：中学2年生男性、中学1年生女性、高校1年生男性、高校3年生男性

ヒアリング実施者：阿比留久美、石井清孝

文責：阿比留久美、石井清孝

● (中学2年生、男性)

○事業に参加するきっかけ

2013年12月、ひよんなことから「えん」に来るようになった。夢パークには前から遊びに来ていたが、「えん」の子と喧嘩した時に、「とりあえず落ち着け」と言われて「えん」の中にはいったのが最初。そこから、「えん」の会員になっていった。

○この場所のいいところ

- ・先輩や後輩を気にしないでいいところ。みんなと仲がいいわけじゃないけど。
- ・最低限のきまりはあるけれど、自由。

○事業に参加してよかったこと、楽しいこと、変わったこと

- ・体を動かすのが好きだから、夢パークで体を動かすことが多いけれど、他にもいろいろやりたいことができた。マウンテンバイクなど。
- ・小学校5年の時は毎日暴れていたけど、「えん」に通うようになって穏やかになった。

○事業に変わってほしいところ

- ・改善してほしいことは特にない。最初は、「えん」の中が汚いのが気になったけれど、もはやもう（汚くても）いいんじゃないかと思うようになった。
- ・今のままで十分楽しめる。

● (中学1年生、女性)

○事業に参加するきっかけ

- ・小学校2年生から不登校になったが、その時は家にいたかったので家にいた。しかし、引っ越しを機に、今年の1月から「えん」に通うようになった。
- ・「えん」に来始めた頃は、知らない人ばかりだったので、黙っていたし、友達ができなかった。2月に

なると、話しかけてくれる子がでてきて、「たまりばフェスティバル」の準備を手伝うようになって、「えん」が楽しくなった。

○事業に参加してよかったこと、楽しいこと、変わったこと

- ・「えん」にいて、楽しいのは友達といること。年齢関係なく敬語も使わずに人とつきあえて、それまではずっと「ぼっち」（ひとりぼっちのこと）だったけれど、「えん」では「ぼっち」じゃなくられる。
- ・きまりがなくて勉強をしなくていいところ。
- ・妹の好き嫌いが多くて、家では妹の好き嫌いに合わせてメニューが決まるけれど、「えん」に来るようになっていろんなごはんを食べられるようになった。
- ・外遊びをするようになった。

○人間関係の変化

- ・「ぼっち」ではなくなった。「えん」の子は、口は悪かったりするが、なんだかんだ言ってみんなやさしい。女子同士で話していて、笑いが絶えないし、男子とも話すようになっている。
- ・「えん」では恋もうまれたりしていて、八丈島に合宿に行ったときには夜になるとお調子者の子が「好きな人教えてー」と言っていた。
- ・「えん」に来て穏やかになったっていう子の話はよく聞かすが、それは、「えん」にくるまでは心が荒れていたということ。「えん」に来ることで、人にやさしくできるだけ余裕が出てきたということだと思う。

○ここは、あなたにとって居心地が良いところですか。不満があれば教えてください。

「えん」には今のところ満足している。

○この場所の次の段階として、どんな居場所があったら良いですか

引っ越しがなければずっと「えん」に通いたい。

○事業に変わってほしいところ

- ・「えん」は大きい施設ではないし、子どもからお金もとらないのでできることに限りがある。もうちょっといろいろ新しくしたい部分はあるし、直したい部分はあるが、お金が足りない。
- ・ゴキブリが出てくるのはなんとかしてほしい。

●（高校1年生、男性）

○事業に参加するきっかけ

- ・自分はいやなことがあると抱え込んで自爆するタイプだった。小学生の頃からいじめられっ子ポジションで、中学年くらいまでずっとからかわれていた。それが当時はすごいやだったけれど、先生や両親にも相談せず我慢していた。高学年になってからかかいがエスカレートして、物を隠されたり、軽いいじめにあうようになって、それまでずっとたまっていたものが爆発して、小5の8月から学校をさぼるようになった。最初は、（その理由を）親にも言わなかったところ、このままでいるのはだめだね、ということになって、小6になってから1回学校に行った。そのときに同級生から「なんで休んでたの?」と聞かれたのが嫌で、それを気にしすぎて学校に行くのがムリになった。
- ・ここに来たのは、壁にぶち当たって、逃げたけれど、このままではだめだということもわかっていたし、いつか（学校に）行かなきゃって思っていたから、中学1年生の夏から通うようになった。

○現在の事業とのかかわり

現在は高校に行っているのですが、定期的に「えん」に来ているわけではないが、学校が休みの日に来ている。

○事業に参加してよかったこと、楽しいこと、変わったこと

- ・「えん」に通うようになった頃、「黄金世代」（と自分たちで言っている）の仲間たちが毎日わいわい騒いで集まっていた。自分はそこにあとから入っていったが、その仲間たちと会って毎日をすごしていなかったら、今学校に行くようになっていないと思う。
- ・「えん」に来始めた時は人とのかかわりが怖かったが、明るく騒がしい人たちに巻き込まれて、自分も積極的になっていった。
- ・まだまだ今でも自分はダメな部分はあるけれど、1年前と比べて進歩したと思っている。わかりやすい点でいえば、学校に行くようになった。このことは大きいし、初めて会った人ともコミュニケーションがとれるようになった。

○今、楽しいと感じていることと将来の夢

- ・中1くらいから、将来の夢（声優）ができて、それ

をかなえるためには高校行かなきゃ、ということになった。えんで出会った友だちの行っている声優の勉強ができる学校に今は通っていて、高校は楽しい。

- ・声優になりたい。そのために現在は声優のことについて学べる高校に行っている。
- ・「えん」ではいろんな講座をやっているけれど、何年かした後に、自分が講師として「えん」に教えに来れるようになるといい。

○事業に参加するようになって、学んだこと

「えん」は基本的に自由だから、自分で考えて、決めて、実行することができるようになった。学校にいた時は先生にああしろ、こうしろ、と言われ、「はい」としたがうことの繰り返しだった。自分はそういうことから逃げてきたが部分もあった。普段生活している中ではつらいことやいやなことはあるし、「やれ」と言われてやろうとしているのに、できなくて苦労しているようなこともあり、逃げ場所も必要だと思う。

●(高校3年生、男性)

○事業に参加するきっかけ

小学生の時、同級生に押されて女子便所に片足が入ってしまったことをきっかけに、からかわれるようになって、学校に行かなくなった。小学校5年生の夏から「えん」に来ているので、もう8年間も「えん」には通っている。

○現在の事業とのかかわり

高校に入ってから、学校が休みの日や自主休校にした日に来ていて、今年はあまり来ていない。

○事業に参加してよかったこと、楽しいこと、変わったこと

- ・自分はさみしいのがいやなのだが、「えん」に来ると、誰かといられる。
- ・「えん」は騒がしいけれど、だんだんくせになる。
- ・ここにいることが自然になって、居心地がよくなって「ずっとここにいてー」と思うようになった。「えん」に来る前は、いやなことがあるとふさぎこんだりしていた。
- ・「えん」に来てからのイメージは、砂漠だったところに街ができてきて、自分の中にいろんな音がでてきた、という感じで、自分の中でなにかがつけられ

ていった。つくられていくものは人によって違うと思うけれど、それが大事なものになっていた。

○人間関係の変化

- ・誰かといると我慢しないといけないことはでてくるが、「えん」に来ると、その判断はしやすくなる。それは、自閉(症、自閉傾向)があって人とうまくつきあうのが難しい子とかもきているので、そういう子たちとつきあっているとつきあい方がわかっていくということがある。「えん」に来ている子は、来る前にいろんなことがあって「えん」に通うようになっていたので、早くから苦労している。みんな面白いし、はじめて来たときにも話しかけてくれた。
- ・ケンカをしまくって仲良くなった仲間もいる。
- ・人としゃべれるようになって嬉しい。「えん」に来始めたころは、自分も周りにどう声をかけていいかわからなかった。だから、すみっこにいたけれど、そこでえんで出会った友だちに「ガンダム好き」と聞かれたところから話はずんで仲良くなった。そして、気づいたら、いつも一緒にいるようになった。

○今困っていること、悩んでいること

(兄弟も学校に通わなくなったりしているが)自分が一番最初にドロップアウトしたけど、最低限とりあえず高卒(資格)はとっとなきゃって思う。しかし、高校にはもともと期待していなかったし、高校にはがんばって通っていて、正直、この3年間でけっこう疲れた。うまくいかないことも多い。高校を卒業したら来年1年間はちょっと休んで、そこから勝負にいたい。

○今信頼している人、尊敬している人、親友はいま

- ・今一番大事なのは、自分の価値観や考え方を完璧にさらけだして、心をひらける人。恥ずかしいことや自分のことを話せるような相手。「えん」で出来た友達のなかにそういうヤツがいる。
- ・社会人になった「えん」の卒業生から、社会の話や聞いたたりして、参考になる。

○将来の希望やイメージ

- ・声優になりたい。
- ・「えん」には細く長くずっと籍は置いておきたい。
- ・夢物語だけど、いつか自分が「えん」でやる講座の

先生になったり、「たまりばフェスティバル」の司会をしたりできるとよい。

(ヒアリング所感)

- ・自分が「えん」になじんだきっかけや、友達との出会い、仲良くなったきっかけをよく覚えている。
- ・「えん」での具体的経験が、一人ひとりの現在を支えているのが伝わってくる。
- ・「えん」に来ている他の子たちへの配慮や思いやり、関心についての言及がしばしばみられ、「えん」での人間関係の重要性が伝わってくる。

10. 山王こどもセンター

運営団体：社会福祉法人ストローム福祉会

所在地：大阪府大阪市

ヒアリング協力者：前島麻美スタッフ：ゆうや（西村友哉）、たむっち（田村幸恵）

ヒアリング実施者：齋藤史夫、石井清孝

文責：齋藤史夫、石井清孝

1 事業の概史とねらい

1. 概史

- ・1964年、ルーテル派エリザベート・ストローム宣教師が日本各地をまわっているときに、警察から「子どもを預かってくれないかと依頼を受け家庭保育の家を開始。
- ・1973年「西成ベビーホーム」と称する。
- ・1983年 宣教師の定年帰国後「山王こどもセンター」に改称。学童保育を中心とするが、学童登録は5～6人で誰が来てもよい。夜の子ども会・土曜日の事業も行う。
- ・1989年 大阪市民政局「子どもの家事業」開始。学校に行っていない子ども・社会的につまはじきにされている子どもも含めて地域の18歳までのすべての子どもが対象となる。
- ・1996年 センターは「子どもの家事業」の対象事業となる。
25人が50万円出資して施設を買い取る・市の支援を受けて法人格取得－社会福祉法人ストローム福祉会によって、子どもの家事業対象となる。
- ・2014年3月 大阪市・「子どもの家事業」廃止。学童保育として位置づけられる。

2. 「こどもセンターのねらい」（こどもセンターHPより）

「こどもセンターは、こども達の安全で楽しい放課後を守るため、又、保護者の方が安心して就労できるよう、地域の中に開かれた児童館です。

こどもセンターは主に金塚小学校の児童を対象にしていますが、誰でも参加できる児童館で、幼児から青年達、他校の障害を持つこども達を含め、幅広い年齢層の参加者がいます。」

3. 調査当日の様子

① 全身を思い切りぶつけ合って遊ぶ

小学生から、卒業した高校生男子、男女のスタッフが板の間で遊んでいる。高校生が小学生を仲良い雰囲気でおさえつけるなど、全身を使って思い切り遊んでいる。センターの前の路地では、大工仕事をしているように遊んでいる姿も見られる。

② 16時40分スタッフのことばに子どもたちがさっと集まり、静かにクリスマス会の劇の打ち合わせが始まる。

12月20日には外部での公演とともに、「子どもの里」と当センターのクリスマス会のそれぞれで上演する。

野宿者襲撃をテーマにした創作劇「ガード下の犬のラン」ともう一つの劇を、保護者・おとなセンターの利用者・ボランティア・地域の人たちの前で演じる。センターへ参加できる日数によって、2つにグループ分けした。

③ 夜のプログラム

板の間をゴムひもでセンターにして風船バレー。2～3人ずつのグループを作って、総当たり戦。調査者からも参戦。対戦をその他の子どもたちも全員が周りで声援し、楽しく遊んでいる。

2 こどもセンターに参加している子ども

子どもを中心として誰でも参加して良い。市の学童保育事業対象としては小学校3年生までだが、誰が参加しても良い。無料で誰でも自然に参加していいので、長続きする。

助けてくれるOB・OGが来ているが、ボランティアなのか利用者なのか区別がつかない。自分が遊びに

来ているし、手伝いもしてくれる。しかもボランティアではないので、やりたくないことには「いや」と断る答えもある。

ガキ大将を中心とした、良い意味での「タテ社会」ができています。

来ている子どもの小学校は阿倍野区にあり（西成区から学校選択制で越境入学可能）、阿倍野区の高層マンションを所有・阿倍野区の市営住宅入居・西成区で土地を所有して自営・西成区の建て売り住宅に入居・離婚などの単親家庭・生活保護受給など多様な家庭的背景を持つ子どもが来ている。

3 親との信頼関係の構築

日常的にこどもセンターに顔をだし、忘れ物を届けてきたり、お菓子を持参してくれるなどの関係がある。

しかし、保護者を対象にしたおやおやクラブなどは難しい。もう少し子どもに向き合ってもらえたらよいと思う。ご飯をつくらないのが普通で、お金持ちではないのに外食する。居酒屋で食事をするので、好物が、板ワサ・ドテ焼き・ホルモンという子どももいる。

4 夜のプログラムについて

1. 自治的に取りくむいろいろな学びの場

子どもたちが自主的に計画して、自治的に取り組む場になる。先月、計画を決めた時には、議長を小学校4年生の女子がして、中学3年生の男子が書記としてフォローした。みんなが楽しくグループワークを身につける機会にもなっている。

10月31日には、ハロウィンをして、地域のお漬物屋さん、薬局、NPOなど14軒をまわった。お菓子などをいただいたが、こどもセンターの名前も地域に知られ、街で子どもが泣いていたら、センターに来て「泣いottaで」と教えてくれる関係になった。

料理クラブ・お菓子クラブは、大家族のようにみんなで食卓を囲む楽しさを知り、マナーを身につけたり、栄養などについて学ぶ機会になる。そして、一人暮らしした時に自分で料理できるようになることは、セーフティネットでもある。3歳でも包丁を使う。

2. 夜回り

「土曜日（月1回）午後7時30分～9時30分 山王地域で野宿する方々へ、手作りのおにぎりを持って訪問します。」（HPより）

差別に勝つ子どもになるためには、まず知ることが1番。現地でおじさんたちと話すことによって地域の現状を知り、現実を見て考えるきっかけになる。結果としておじさんたちに元気を与えることにもなる。

話すまでは、「怖かった」「臭かった」とだけ見ていた野宿者が、「やさしかった」「普通の人だった」と変わる。そのことをまわりに伝えてほしい。

同じ西成区内でも、釜ヶ崎と山王は違う、さらに、西成区と阿倍野区は違うと、差別のドーナツ化現象がある。しかし、体験し見ることによって、世間の言葉をうのみにする子にならないようになってほしい。泣き寝入りするから差別もなくなる。自分の意思を持ち、自分の言動に責任を持ち、間違っていることには声を上げる子どもになってほしい。

3. 勉強会

「木曜日 午後6時00分～7時00分（左記の時間内で各人で45分程度）宿題や苦手な分野にチャレンジし、基礎学力がつくようがんばります。」（HPより）

以前は、家で勉強することで、子どもが親を独り占めできる時間になり、親も子どもを知る時間になると考え、センターでは「勉強しません」としていた。しかし、子どもが勉強していない・勉強ができないという現状があった。5・6年生で九九ができない、時計が読めないなど。

勉強ができないことの背景は、複合的に絡まっている。普段から来ているから、教えることができる。つまりタイミングを見る、きめ細かく必要なところを学ぶことができる、など。

勉強会では1対1で見てもらえる。クイズや自主調べなど、学ぶ意欲を回復する手助けもある。

5 希望・未来が見えて進む子ども

現在3人の高校3年生が短大・夜間専門学校に進んで保育士を目指すことが決まった。

Aさん 高校進学後不登校→遠方の高校で定期代が立て替えできない→夜間定時制へ。

実習等で、自分の働いている姿が見えてきた。こどもセンターで将来働きたいと思っている。そのために奨学金について調べたり、先生と懇談したりして、家族など周りの人を説得した。夜間の3年制専門学校に決定。早く卒業して働きたいと思っている。

Bさん 工業高校に進学。こんな勉強とは思わなかった。小さい時から保育士になりたいと思っていた。夜間専門学校に進学する。

卒業後は、AさんBさんは、家を出て一緒に住むことになっている。

6 子どものセーフティネットのためには何が必要か

1. 地域に開かれた居場所が変わらずそこにある

地域にひらかれた居場所としていつでもそこにあること。センターは、冬でも玄関が開かれている。

デイサービスがセンターの近くにあり、通るたびに挨拶してくれる。近所のおばあちゃんは、「マヨネーズのふたが開かない」「しょうゆ無いから貸して」と気軽に来る。また、逆にうるさくしすぎて近所から怒られる時もある。近くのお店には挨拶する。そうすることによって、何かあった時に助けてもらえる関係ができる。

2. 集団で遊んでなんぼ

集団で遊んでなんぼである。今の子どもたちは遊ぶ時間が少なすぎる。集団で遊ぶことで、よい意味でのタテ社会の中で、社会のルールを学ぶことができる。社会的ルールを身につけないで社会に出るからいけない。

3. 教育の機会均等の実現

貧乏だから学力低いというのでは不公平。

親の教育的関心が低かったり、家庭の学習環境は、塾に通っているかなど、学校の学習までにハードルがある。すべての子どもに教育の機会均等を実現することが必要。

4. 正しく社会の姿を教える

生活保護家庭に育つと、親が労働する姿を見ていないので仕事のロールモデルがない、20歳になって自立して初めて医者にお金がかかることを知ったなど社

会の姿を認識できていないことも多い。中学生から社会保障についての知識を持たせるなど、正しく社会の姿を知らせることが必要。

また、ハンバーガーショップでのバイトが仕事の体験になることもある。

それらを通じて、社会参画の自覚を育てることができる。

5. 将来に希望・未来が見える

光り輝く未来がなければ、「どうせ西成だから」

「どうせやってもあかんわ」となる。親が、高校を卒業しておらず、高校の楽しさを知らなければモデルケースがない。一人親家庭であれば、父性・母性の学習の場がない。

その時、身近に全世代の多種多様な人がいることが大事。大きいお兄ちゃんお姉ちゃんたちと遊ぶことで、「楽しい」「面白い」と感じることができる。外部からくるボランティアなどの人たちと接することで、新しい価値観を吸収することができる。その中には東大・京大・灘校の学生・生徒などもいて、以前には大学に行こうという子どもは少なかったが、影響を与えてくれる。

6. いろいろな体験を得て、自分で考えて決めることができる

いろいろな価値観の人が出会う、いろいろな人の居場所・拠点となる中で、洞察を得、自信をはぐくみ、希望をかなえようという前向きな気持ちになることができる。

7 こどもセンターの今後について

ウエルフェアハウス（アパート）を経営したい。

1階には食堂や共同風呂を設置。生活保護世帯、高齢者、障害者、SOSを発する10から30代など、制度の枠からはみ出した地域の人たちのニーズに応え、次のステップに踏み出せる場を作りたい。

利用者ヒアリング

ヒアリング協力者：中3男子、高1男子、高1男子

ヒアリング実施者：齋藤史夫、石井清孝

文責：齋藤史夫、石井清孝

●（中学3年生、男子）

○参加するきっかけ

祖母に連れてこられて。小学校1年生から毎日通う。（部活引退までは部活優先）

どんなことをしているか（なぜ来るのか）

小さい子どもと遊ぶ。イベントが楽しいから。

○自分の立ち位置について

遊んでいる要員の一人。

○魅力・良いところは何か

楽しい。年齢関係なく遊べるところ。

○職員たちについて

面白さもあり、厳しいところもあり様々である。

○ここへの要望

このままでいてほしい。

○将来のイメージ

特にない（高校は決めている）。

●（高校1年生《夜間》、男子A）

○好きなこと

バスケットボール、ドッジボール。

○参加するきっかけ

小学5年生時に。ここを利用する友人に誘われて。その後参加する機会はなくなったが、再度誘われて中学2年生時によく来るようになった。（ボール遊びが楽しかったから）

○来てよかったこと（変化したところ）

大人になった。様々なタイプの人たちとの接し方を覚え、苛立ちもなくなっていった。ここに来て自分が変わったと断言できる。

○職員について

苛立ちがなくなっていったのは職員の声掛けのおかげ。支えてくれることや期待しているという言葉で頑

張ろうという気持ちになった。

○将来のイメージ

具体的に決めていない。でも、自分は人との接し方はうまい。（ここに来て人見知りが出た。）この場所のような子どもたちと関わる仕事をしたい。

●（高校1年生、男子B）

○参加するきっかけ

小学1年生から。母親に放り込まれるかのように。

○自分にとってどのような場所であるか

様々な年齢の子どもと遊べる場所。

○気分転換の場であるか

そうでもない。

○Aさんを誘った理由とは

同じ学年の友だちが欲しかったから

○将来のイメージ

福祉関係に進むこと。

○この場所へ来て良かったこと、良いところについて

いつ、どんな時でも参加できること。

○この場所に来て得たもの

はし、お椀の持ち方（生活習慣）

○これからも通いたいと思うか。

通う。

○この場所の楽しいところ

キャンプ、イベント。風船バレーが一番楽しい。

8 調査からの考察

1. センターの特徴

センターに来ている子どもたちは、家庭的な背景が多様であり、経済的には裕福な階層から生活保護世帯まで多様な状況におかれている。靴下に穴が見える子どもなどもいるが、遊んでいる姿には全く差が見えない。また、遊ぶ姿からは、子どもたちにあふれるエネルギーを感じることができた。そして、思い切り遊んだあとは、すぐに静かになって話し合いに集中するなど、メリハリのある生活が行われている姿が見えた。

当日の短時間の観察と、スタッフ・子どものインタビューからは以下のような特徴を持つ場であることが、そのような子どもたちの生活を保障しているのではないかと伺える。

- ① 地域のすべての子どもに開かれた場所であること
- ② 異年齢が、全身を使い、体をぶつけ合って思い切り遊んでいる
- ③ 生活の基本とともに、文化的な取りくみと自治を重視している
- ④ 地域社会の現状をしっかりと知る努力を続けている
- ⑤ 将来の夢をはぐくみ、仲間とつながり、自分の力で生きていける力をつける
- ⑥ それらと結びつき、一人ひとりに寄り添った学びをしている

2. 地域に根付いた場所と活動が変わらずあることが必要

地域のすべての子どもが、何歳であっても、家族の状況や家計の背景がどのようであっても、障害があってもなくても、だれでも参加でき、実体的に差別なく一つの場所で一緒に活動を共にするという場が大切。

生活困窮家庭や生活保護世帯の子どもであっても、その階層への子どもへの特別な支援とともに、あらゆる階層・状況の子どもが生活するという支援の在り方を構想することが求められる。

また、地域に開いて、地域の人たちに支えられるとともに、困難を抱えた大人も対象とした居場所になっていることで、地域のインクルージョンを保障する場となっている。

地域を形成し、地域をつくる存在へと成長していく。

3. 食・遊びと文化・仕事・学習—生活の総合的保障

学習の支援にとどまらず、生活の前提となる食の保障や、遊びと文化、現在の就労体験や将来の夢にもとづいた職業意識の形成など、総合的に生活を保障することが求められる。

生存と身体の根本を保障する、生存権と成長発達権を保障することがまず求められる。さらに、子どもの権利条約第31条にある遊びと文化の保障が、子どもたちの楽しい人間的な生活を保障し、毎日の生活の充実と明日へ向かうエネルギーを生み出すことを可能とする。そして、将来の職業への具体的なイメージと夢が持ててこそ、学習と人生への意欲がつかかわれる。

特に、毎日の生活の中でとことん遊ぶことが、子どものエネルギーの発揮、差別のない対等な人間関係（家庭的環境も年齢も性別も障害の有無も）、生活の中のメリハリ、明日に向かう意欲などをつちかう軸となる。

また、「この場所に来て得たもの」という問いへの答えが、「はし、お椀の持ち方（生活習慣）」とあるように、基本的な生活習慣そのものを身につけることが困難な子どもにとって、生活全体を保障することは意義がある。

4. 子どもたちが主体となり自治的に生活を作る

夜のプログラムは、子どもたちが会議を運営して計画を立てて取り組んでいるとのことであった。毎日設定されたプログラムからは、大人が多様に子どもたちの体験の場を用意しているかに見えたが、子どもたち自身が計画しているものであり、子どもたちが楽しみにしているものであった。

自治的・主体的な活動をすすめることで、「プログラム主義」（与えられた多様な活動に受け身で参加する）に陥らずに、自分たちが必要な生活を自分たちでつくることになる。

5. 市民的活動の創意を生かした安定的な行政からの支援

こどもセンターは大阪市子どもの家事業の廃止や、小3までを対象とした大阪市の学童保育事業の限界を超えて、地域のすべての子どもを対象として事業を行っている。

行政の姿勢の変化によって、存続そのものが危機となる状況は防ぐ必要がある。また、制度の枠組みから外れている子どもにとっても、市民的活動によって現

場のニーズから自主的に事業が実施されていることを正しく評価する必要がある。

市民的活動が制度の枠から漏れてしまう、子どもの困難に向き合いセーフティネットとなっていることを、励まし安定的に支えることを、行政施策の在り方として重視することが求められる。



11. 熊本市自立支援プログラム推進（高校進学等健全育成支援）事業

運営団体：NPO法人ワーカーズコープ

所在地：熊本県熊本市

ヒアリング協力者：熊本市役所健康福祉子ども局 保護管理援護課 田邊翔主事

ワーカーズコープ熊本出張所 小林啓示

ヒアリング実施者：宮下与兵衛、齋藤史夫、上平泰博

文責：宮下与兵衛、齋藤史夫

1 調査

聞き取り調査：熊本市役所健康福祉子ども局 保護管理援護課 田邊翔主事

1. 事業の概要

・熊本市自立支援プログラム推進（高校進学等健全育成支援）事業

中学2・3年生と進学した高校生

63名（2014年9月現在）

・生活困窮者自立促進支援モデル事業 学習支援

0名（現在）

2. 対象の子どもと対応

熊本市内、生活保護世帯の子ども、中学2年生、中学3年生各150から160名程度、合計約300人を対象としている。

各年度の終わりに対象の子どもを抽出して、区役所に対応を依頼する。その後、各区のケースワーカーが、保護者の意向をうかがう。保護者から、子どもの学習支援への参加の意向が示されたのち、子どもが同意すれば事業へ参加となる。保護者と子どもの両者の同意が前提となり、保護者から強い意向が示される場合が多いが、子どもが同意しない場合もあり、その時は事業に参加してもらうことができない。

中学3年生の家庭には、高校進学の資料も配布し、経費の相談等も行っている。

・学校との連携

事業開始は2012年10月だが、2013年4月、中学校校長会で事業の説明を行った。不登校であるが、プログラムには参加してきている場合もあり、その場合にはこちらから学校に連絡するなどして連携してい

る。

当事業とは別に、今年10月には引きこもり支援センターも設置された。

・児童相談所等との連携

子どもにあざを発見する等の場合に、児童相談所に通報連絡したケースがある。その際には虐待ではなかったが、福祉部門内での連携がある。

・保護者が意向を示さない場合

保護者が意向を示すことが前提であるので、示されない場合にプログラムに参加することはない。

（ネグレクト等がある場合に、保護者を越えて子どもの意向を受け入れることはない）

3. 生活困窮者自立促進支援モデル事業 学習支援事業への参加が0名である理由

相談機関を通して支援につながるものが基本であるので、相談を通じた参加への依頼が現在までないので、参加者が0となっている。

現在の窓口は社会福祉協議会。

（アウトリーチは基本的にない）

4. 参加している子どもの進路先高校について

貧困の連鎖を防ぐことが目的であるので、全日制の高校への進学を目指すことが目標となっている。現在の就職状況等から、卒業後の就職を考えると全日制の方が有利である。

定時制や通信制への進学希望が当事者からあれば支援する。

5. 来年度からの事業と予算の手当て

来年度には、生活困窮者自立支援法による学習支援の枠組みへと一本化する。基本的に同法による任意事業はすべて実施する。

来年2、3月には民生委員に説明し、参加者を募る。

生活保護の枠組みでの現事業については予算は国が100%手当してきたが、新しい枠組みでは国が50%、市が50%となる。市が新たに負担することになるからと言って現在の事業をなくすということとはできない。現在、市議会で予算審議されているが、本事業の予算を計上している。

財政当局からは、予算査定を受けたが、効果はいくらあるのか、などと問われるが数値で説明しにくい部分もある。

6. 子どもの様子について

卒業しても自ら望んで学びに来るなど、子どもの積極的な姿に驚く。

その他関連して

生活保護受給世帯は増加しているが伸び率が鈍化していると思われる。特に「その他」、つまり労働能力はあるが就労できない世帯が減少している。その点では、労働環境が改善している影響がある。

2 調査

「アスポート学習教室」事業説明 ワークスコープ
熊本出張所

1. 事業概要

2012年10月からスタートした。熊本市内の5地区(中央区・東区・西区・南区・北区)5カ所でコミュニティセンターを利用して週2回(平日、18:30~20:30)学習教室を開いている。高校受験直前の時期は週3回開いている。現在は国からの1,980万円(年)で運営している。定員は59名と市が決めている。

スタッフの育成支援専門員は現在4名で、市の規定で教員経験者や社会福祉士である。

また、学生などの学習支援員は現在登録者40名で、熊本大生が多く、私立大生もいる。大学をまわって募集しており、支援員には1時間当たり800円の手当を出している。各学習会場で3人~7人のスタッフで対応している。学習スタイルは多くが個別に近い学習支援で、まれに授業スタイルの支援もある。

2. 支援対象者

① 対象者

2012年度は21名、2013年度は48名、2014年度は60名(現在)が支援を受けた。支援対象は、中学2・3年生とその保護者、また、ここを卒業した高校生。

② 対象者の状況

家庭環境は大半が一人親家庭で、家庭内に学習できる環境がなく、保護者は精神的に不安定なケースが多い。学習面では、学習習慣が身につけていなくて、特に数学、英語が苦手な子どもが多い。

③ 対象者の成長

ケースワーカーが担当の家庭に勧めて、説明を聞いた親が子どもに参加をすすめて参加したケースが多い。大半の生徒が基礎からのスタートであるが、まず友だちができて通う気になり、支援専門員や支援員との会話によってモチベーションが高まって学習するようになり、次第に学習が分かるようになってきて自信につながっている。途中で来なくなった生徒には友だちが呼びかけている。

ある発達障害を持つ生徒は支援学級に通っていたが毎日通学できず、親は中学校に対して不信感を持っていた。学習教室に通わすことにも抵抗があったが、何度も家庭訪問すると心を開き参加させるようになった。子どもは休まず参加している。

生徒たちは大変な家庭環境に育ってきていて、ここで信頼できる大人とつながり、学習や交流会(スポーツや調理実習)を通じて仲間ができて居場所となり、夢や希望を語れるようになっている。そうした子どもの姿を見て、親は安心している。しかし、交流会への親の参加は難しく少ない。

④ 卒業生とのつながり

高校の帰りやテスト期間中に寄って、相談したりテスト勉強したり、後輩に勉強を教えていく卒業生たちがいる。ここで相談ができて、高校中退防止になる生徒もいる。

⑤ 今後の課題

不登校の生徒については学校と連携をとりながら課題解決を図っていく必要がある。卒業後すぐに就職困難な生徒には就労体験の場の提供も必要。また、保護者の就労についても、仕事おこしを含めた就労支援が必要である。

3 調査

現地調査と子どもインタビュー：月出地域コミュニティセンター学習会（熊本市東区）

1. 活動の概要と当日の様子

プログラムで市内5か所で行われているうちの1つの学習会

昼間は学童保育として使用されている部屋を午後6時30分より使用

在籍子ども数12人（中2・中3）

調査訪問時には7人の中学3年生が学習中

大学生ボランティア3名・育成支援専門員（山田）1名

板の間に長机を2つずつまとめ、子ども1から2名に先生1名で机を囲んで学習している。

学習内容は、同じ机を囲んでいても異なる。

教材は、学校の補助教材など自分で用意したものである場合も、こちらで用意したものを使用する場合もある。

全員が真剣な面持ちで積極的に学習している

学習内容は、英語、国語、数学など。自分の志望する高校の問題を解く者もいた。

その内女子1人の志望校は熊本中央高校であり、調査者である私が「焼津中央高校」出身であることを伝えたと、「知っている」とのことであった。その理由を聞いたところ、ネットで中央高校と調べたところ、焼津中央高校が出てきたとのことであった。自ら進路について積極的に調べて、将来に向かっていこうとしていることが、この答えからも伺えた。

静かに問題に集中して解く者、先生に質問する者、熱く説明する先生の説明を聞く者など、それぞれに真剣に学ぶ姿が継続して見られた。1時間に1回程度の休憩をしているとのことだが、その時間の区切りまで集中が途切れずに積極的に学び続けていた。

「活動記録」ノートに日々の学習の様子、経過を記録

基本的に固定した学生ボランティアが継続して支援する。

日々の学習の内容、学習に取り組む様子、その他の特記事項を、市販のノートを利用した「学習記録」に毎回記録している。そのため、先生が変わっても学習内容や子どもの状況が伝えられる。また、その子の成長や変化もその記録より理解できる。

子どもへのインタビュー

齋藤担当：男子1名、女子3名 合計4名 中学3年生 グループインタビュー

宮下担当：男子2名、女子2名 合計4名 中学3年生 グループインタビュー

○ここへ来る理由は何ですか？

- ・ここは勉強するのに、家より集中しやすい。
- ・家だと勉強しないし、楽しくない。ここは楽しい。「どんなことが楽しいですか？」
 - ・友だちができたり、先生がわかりやすい。
 - ・夏休みまでルートがわからなかったが、できるようになり、今では応用問題までできるようになった。
- ・ここへ来るのは楽しみ。勉強もするけど休憩の時間も楽しい。友だちとおしゃべりが特に楽しい。（隣の女の子と笑顔を交わして）私たちは同じ学校で、同じクラス。
- ・楽しく勉強会。交流会も楽しい。交流会では料理を作ったり、何かに詳しい人に話を聞いたりする。前回はお金の話を聞いた。
- ・ここだと分からないところは聞けて、勉強が続けられる。
- ・学校では先生に質問できないが、ここでは何でも聞けるから。
- ・この先生と高校のことや将来のことが話せることがいい。

○今、高校進学に向けて勉強しているけど、将来の夢は何ですか？ありますか？

- ・介護福祉士になりたい。ナイストライで体験した。（学校の職業体験）
- ・レコーディングエンジニアになりたい。「そう思うようになったのはなぜ？」
 - 音楽が好き。学校で吹奏楽部に入っている。サクスを吹いている。（隣の女の子と顔を見合って、隣の女の子が）

4 考察

私も吹奏楽部。今まで、クラリネットからフルートに変わり、今はバスクラリネットを吹いている。

- ・デザイナーになってお店をするのが夢。

「デザイナーは服飾デザイナーですか？」

そうです。

（調査者が服飾の飾の漢字をノートで、思い出そうとしていると、男子が教えてくれる。漢字検定2級を小学校の時に取っていたとのこと）

- ・獣医師。動物が好きだから。

学生ボランティア先生が、インタビューを聞きながら、吹奏楽をしていることや、それぞれの子どもの夢の話しに、「え～、そうなんだ」と驚く。

○先生たち（学生ボランティア）はどんな人ですか？

- ・親しみやすい。
- ・話しやすい。
- ・聞きやすい。勉強してわからないことがあっても気軽に聞ける。
- ・何でも話を聞いてくれる。
- ・熱心に教えてくれる。

○卒業しても来ている（農業高校2年男子）

母から勧められて中3の10月から通ったが、数学が苦手だったけれど基礎を丁寧に教えてくれて力がついていった。家ではほとんど勉強しなかったが、ここでは集中してできた。小学校では嫌がらせされ、中学では友だちはいなかった。ここで友だちができた。今、高校では友だちもいて、楽しく行っている。この先生たちとは人生のためになるような話ができ

熊本市自立支援プログラム推進（高校進学等健全育成支援）事業調査からの考察

1. 学習を中心に位置づける事業として生活保護家庭の中学2・3年生の大事な居場所を形成している

約300人の熊本市内生活保護世帯の中学2・3年生の約60名と、およそ2割の子どもが参加して、学びを保障する大切な場を形成している。

当日観察、およびインタビューした子どもたちの様子からは、学習中心の場所として、子どもたちが喜んで通ってきて学びを充実させるとともに、対人関係を豊かにし、将来への夢に向かって確信を培う大切な居場所となっていることが見て取れた。

特徴として

- ① それぞれが目前の高校受験を突破するとともに、将来への夢を持っている。
- ② 高校受験がその将来への夢に向かう第一歩として積極的に挑戦する課題となっている。
- ③ 学習によって確実に自分の学力が伸びていることを実感しており、自己肯定感を高め、学校生活も充実させている。－日常の学習や部活動
- ④ 子ども同士の友だち関係が深まり、学生・スタッフなど異年齢の親しい・信頼の関係が形成されている。
- ⑤ 適宜開かれるイベント（仕様書では年10回以上実施することとなっている）が、この学習会の魅力となっている。子どもにとっては、友だち関係を深める・料理などの体験と達成の機会・社会的な状況などを学ぶなど重要な場となっている。同時に、保護者も対象となっていて、保護者自身の生活の再建、学習、子育ての振り返り、親子関係の形成にも好影響を与えていると思われる。

などの点があげられる。

2. 現在の事業実施及び来年度以降の事業展開上の課題

（1）1に見たように重要な成果を得ているが、現状でも課題がある。

- ① すべての対象の子どもへのアウトリーチ
ケースワーカーの仕事は、基本的に生活保護を供給する世帯の代表者との面接が中心であり、直接対象の子どもを支援することが職掌となっていない

い。ネグレクト・引きこもり等子ども本人に課題がある場合には、対象から漏れることを防ぐことができない制度的基本となっている。

② 対象の子どもの検討と拡大

高校受験を目的とすることで、課題が明確となり、積極的に目標にチャレンジするということで現状は有効である。また、卒業した高校生が継続的に参加できることも、本人の学習の継続と後輩への援助等で有効であり、後輩へも好影響を与えることができる。

しかし、小学校から中学1年生まで、また、高校生で新たに学習したい子どもたちは支援の対象となっておらず、この点を検討することは、すべての子どもの学習の権利を保障するうえで重要である。

(2) 来年度以降の生活困窮者自立支援法に基づく事業への一本化に伴う懸念

① 熊本市では、事業一本化に伴って、内容を後退させない手当を行う。

このような場合は事業を後退させずに継続する可能性があるが、自治体の姿勢によって左右されることが予想される。

② 現状の継続だけでも市の負担が発生する。

現状は生活保護に基づく施策として国が100%の負担から、市が50%負担へとなる。

③ 相談を入り口にするという事業そのものの持つ制約がある。

現在でも、保護者からの意向聴取という限界はあるが、対象の子どもの保護者を通じてすべての対象児童へのアプローチは行われている。生活困窮者自立支援法に基づく事業が、入り口が総合相談となっており、対象者からの相談が事業参加への前提となっている。現在、モデル事業での学習支援への参加が0名であるように、相談を前提にすることによって対象の子どもへのアプローチがなされなくなる可能性がある。

④ ②③のような状況から、生活困窮家庭の子どもへの新たなアプローチがなされるかが不安だけでなく、現在対象となっている生活保護家庭の子どもへの対応も後退する可能性がある。

⑤ 初年度は事業継続したとしても、任意事業であることも合わせ年数経過の中で、自治体が事業継続しない可能性がある。

3. 生活保護家庭の子ども対象の事業の成果を後退させず充実を図ることを核に、国の事業実施責任を明確にするとともに根本的拡充の方向を探る。

① 対象の子どもを明確にして、アウトリーチによって直接子どもからのニーズ把握を行い、支援計画を立て、継続的な支援を実施し、経過を把握する。

② 少なくとも、現行の生活保護法の枠内での事業と相当部分については国が財政負担する。

③ 学習支援事業実施を必須とする。

④ 教育、および、児童福祉部門との連携を図る。

⑤ 0歳から18歳までの子どもを対象に、生活の総合的保障の視点から、生活困窮者自立支援法の枠組みにとどまらずに、制度の在り方を根本的に検討する。

12. 鳥取市学習支援教室すてっぷ

調査先名：鳥取市学習支援教室すてっぷ

運営団体：NPO法人ワーカーズコープ

所在地：鳥取県鳥取市

ヒアリング協力者：ワーカーズコープ鳥取事業所 学習支援責任者 長尾千雅子

ヒアリング実施者：宮下与兵衛、齋藤史夫、上平泰博

文責：宮下与兵衛、齋藤史夫

1 事業の概要

- ・鳥取市社会的な居場所づくり事業
生活保護家庭の子どもの学習支援
担当課：鳥取市生活福祉課
予算負担：厚生労働省100%
- ・2013年7月より事業開始
現在第2年度
- ・現在23名参加（定員30名）
小学生5名（3世帯 小3-2・小4-1・小5-2）
中学生18名（中1-7・中2-3・中3-2）
- ・学習時間とクラス
月・木コースと火・金コース
各コースに17:00～19:00と19:00～21:00までの2クラス（合計4クラス）

2 子どもの受け入れ

鳥取市内には約30名弱のケースワーカーがおり、それぞれが90世帯ほどを担当している。ケースワーカーの家庭訪問において、学習支援への希望があれば、長尾・ケースワーカー・保護者・子どもが面談し、保護者と子ども双方から意思を確認する。

それぞれのケースワーカーによって比重の置き方が違う。毎月末の報告等で、学習支援の大切さを伝えている。初年度は中学生のみということであったが高校生2人からも希望があり受け入れた。今年度は市から、小学生の受け入れについての打診があり、5名を受け入れた。小さい時からの基礎学力を育てる意味で大切と考える。

3 送迎について

送迎用の車1台とスタッフ1名を確保し、全員を送迎している。市より安全についての配慮を言われていることもあるが、帰りが夜間になり、寄り道をしない・もめごとに巻き込まれないなどのために実施している。

遠くから通う子どもで15から20分程度の時間がかかる。それ以上遠方の子どもについては、ケースワーカーが遠慮しているのかもしれない。

4 高校受験について

ちょうど私学の受験結果が出てくる時期で、現在5人が合格している。合格者のうち2人は私学専願である。公私の負担の差は以前ほどはない。スクールバスを出すので、交通費の負担が必要ない私学もある。鳥取県は、公立高校の方が私学より偏差値レベルが高い。姉が私学に進学したが、やはり何かと負担は大きく、弟は公立を希望するケースもある。

受験に合格すると、部屋でくす玉を割り、名前を書いて赤いバラを貼り、シャープペンシルをお祝いとして渡し、記念写真を撮る。合格しても、家族やその他の人に祝ってもらえない子どももおり、誰かに一緒に祝ってもらおう体験をさせてあげたい。

5 学習支援スタッフ

職員2名と学生による有償ボランティア先生10名ほどで当たる。学生は、鳥取大学の地域科学部（旧教育学部）など10名ほど。特に募集はしておらず、つ

てを頼って、口コミなどで集まっている。

6 就労支援事業との連携

(同事業・大谷信一さん・谷本文明さんからの聞き取り)

学習支援と同ビル4階(学習は2階)で行われている、同ワーカーズコープによる就労支援事業と連携して、畑の野菜作りで、草取り・収穫・料理などに合同で取り組むこともある。おじいちゃん・おばあちゃんにとっては子どもたちと一緒にいることで癒しになり、子どもにとっては大人とともに一緒にいる時間と仕事を体験する時間となる。

就労ボランティア支援事業で行っている、カラオケボックスの清掃などに一緒に取り組むのもよいかもしれない。

有償ボランティア先生インタビュー

● N君(鳥取大学工学部3年、長崎出身)

2013年8月頃から、友だちに誘われて参加。週に1、2回参加している。以前は教師を志望していたので、一度塾で働いて子どもたちに教える体験をしたいと思っていた。

この教室では、一人の子どもと(固定はしていない)、宿題の確認、問題を解く、問題の解説などとして勉強している。宿題をしていない時には、「やっていたら正直に言っていいんだよ」と言っている。

意欲のない子には、まだ上手に対応できないが、簡単な問題を解いてもらう、今の範囲の学習をして不十分だと前の学年の教科書に戻るなどをして、意欲を引き出す工夫をしている。また、子どもの将来の希望(先生になりたい、商売をしたいなど)を聞いて、その仕事には数学を使う・国語が役にたつなどと話をするとその教科には興味を示す。

圧力の学習で、手に消しゴムとシャープペンシルを当てて、どっちが痛い聞くなど、具体的に理科の内容を理解してもらうなど工夫している。自分が理系なので、その学びを活かしている。数学や社会でも自分の経験からの話などをしている。

今までいろいろなバイトをしたが、自分が生徒に教えるという体験をしてみたかったので、ここでできてよかった。

公務員試験を受ける時には、この体験も話せるかもしれない。

● Mさん(鳥取大学地域学部地域教育学科3年)

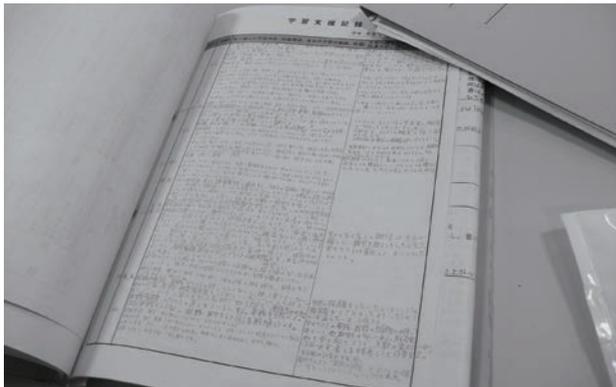
将来は教師志望。友だちの紹介で、2013年秋から参加している。週に1、2回。子どもとふれあえること、他のバイトとは違い、シフトを自由に組めることから続けている。

学習内容は、学校の宿題をほとんどしない子どもが多いので、学校の宿題をすることが多い。宿題をやっていない子どもには根気強く叱って、するように言っている。

子どもたちは、だんだん慣れてくると自分のことを話すようになる。5から10分休憩を取ると集中して

勉強ができる。そういう話の中で、将来保育士や看護師など誰かのために何かをする仕事を希望していることを聞く。そういう将来の夢がない子どもは、まず目の前にある、高校に進学することが夢になる。

このボランティアをしていて、子どもがかわいと感じる。



食領域総合考察

早稲田大学大学院生 / 東京都荒川区スクールソーシャルワーカー

山田恵子

1 総合考察—研究への示唆

1. 子どもが通っていく学校との連携

学校は、すべての子どもに学力の保障ができない現実がある。どの子どももこぼれ落とさないよう、子どもの学力保障にこだわって欲しいものではある。しかし、子どもの学力保障を学校だけが担うものとはせず、「学び」を学校から開くことが必要である。長期欠席でない限り、教員は子どもと日常的に関わりを持つ存在であり、子どもの状況変化なども把握しやすい立場にある。学力保障だけでなく、子どもの育ちを保障していくために、学習支援事業者と学校が連携していくことも必要である。

また、学習支援の対象として、生活保護受給家庭の子どもとする事業も多いが、筆者が日々のスクールソーシャルワーク実践の中で出会う家庭の中には、生活保護受給レベルの生活実態でありながらも、生活保護担当課への相談を嫌がる場合が少なくない。さまざまな課題を抱えた子どもや家庭の把握については、日々子どもや家庭の様子、並びに、就学援助手続きなどにより、家庭の経済状況もを把握できる学校は、子どもや家庭を社会サービスにつなげることに大きな役割を果たせる資源であると考えている。

2. 義務教育終了後の継続的な支援

15歳の関門である高校受験を、無事に乗り越えるための学習支援事業は多い。しかし、高校進学目標は高校卒業であり、高校中退予防、高校に通い続けられる支援が求められる。

3. 利用者だった子どもが支援者になること

学習支援事業を活用し高校進学した子どもが、その

事業で子どもの学習を手伝う側になることがある。それは、その事業場所やその事業に関わる人々が、その子どもにとっての居場所、拠り所となりえたからであろう。家庭以外に帰れる場所を持ち得ることは、長い人生の中で孤立していかないためにも大変重要である。人の役に立つことで自己肯定観も高まる上、年下の子どもにとっては、少し先に行く身近なモデルとなる。

4. 人間関係を紡ぐ

学習支援事業を通して出会う子ども同士、ボランティア学生などの若者同士、子どもと大人、大人同士が、それぞれの関係性を築いていく。子どもにとっては、さまざまな年齢層、さまざまな価値観に触れることができる。

5. 子ども支援とともに親支援も

家庭が、子どもにとって大きな環境であることを考えると、親への取り組みが必要となる。親を支援することで家庭環境を安定させこと、また、親と一緒に子どもの育ちを支えることが求められる。

6. 地域における児童福祉施設の活用

地域には、社会的養護を担う児童福祉施設がある。その持つ専門性を生かし、入所世帯だけでなく、地域の子どもの家庭に対しても働きかけていけるよう、施設を地域に解放することと、地域も児童福祉施設を積極的に活用できるような、連携を図っていくことが望まれる。

7. 食がつながりをつくる

一緒に食することは、無条件に楽しく豊かな時間となっている。買った食事ではなく、食事作りの過程で

聞こえる調理の音や、立ち込めるにおい、旬の食材をつかったメニュー、自分たちのために食事を作っている人の存在は、幸せな気分になれる。食事をしながら、自然なコミュニケーションができる。良質なたんぱく質が摂れているのか、フルーツは摂れているのかなどといった、栄養面への視点は重要であるが、一緒に食することが人と人をつないでいくことに大きな力を持っている。

8. 食事作りが地域をつなぐ

子どもをバックアップする食事作りに集うことで、地域の人たちがつながっていく。子どもの目の前で食事を作る人たちだけでなく、食材を提供してくれる人、お惣菜を差し入れしてくれる人など、会ったことのない人たちも含めて、食事作りが地域をつないでいく。

9. 地域に止まり木になるようなところ

子どもだけでなく子どもの親も、また、支援する側の人にとっても、地域に止まり木となるようなところ、安心できる場所、安心できる関係が結べるとこと、そして、自分たちが何がしかの役割をもって活躍できるところが求められている。

10. 目の前の子どもを何とかしたいという気持ちを伝える

まず自分が動き始めたことで、地域には同じ思いをもった人たちがいることがわかる。それぞれができる形での支援をしてあげることがわかる。さまざまな機会を生かして、地域の人たちに対し、子ども家庭を取り巻く状況について伝えていくことが必要である。

11. 学習を成り立たせるための、学習以外の時間の大切さ

調査をした3つの事業とも、学習以外の時間（食事の時間や人とのコミュニケーション、自由に過ごす時間など）があることが、子どもが学習へ集中すること、継続して利用することへ、大きな影響を与えている。

12. 地域共同体を作っていくことを目的とした施策の必要

子どもや家庭への支援については、学習支援やひとり親支援といった、それぞれの対象に向けた支援事

業となっている。しかし、調査をした3つの事業では、子どもや家庭への支援について、地域で同じ思いをもった人たちがつながっていこうという方向が見える。子ども支援、子育て支援という視点だけでなく、地域共同体自体を作っていくことを目的とする施策が必要であろう。

〈ご参考〉ヒアリング調査時の考察

★学び塾「猫の足あと」

○学校教育の限界

- ・目の前の子どもを何とかしたいと、家族で活動に取り組んでいるといった熱心な代表でさえ、学校現場を離れることで、子どもが抱えるさまざまな課題がわかったと言っている。子どもに近いところにおいて、それぞれの子どもに注目できるはずの教師が、子どもを深く理解できない状況があることがわかる。それは、教師がおおらかでいられない日常的な忙しさと閉塞感によるためや、子どもを一人の生活者としてみる視点が弱いためではないだろうか。
- ・代表は、学校はすべての子どもに学力の保障ができない現実があるとも言っている。地域の人と交流するなかで、「学校は何をやっているの?」という問いかけを受けたことから、公教育の学校に対し、社会が期待をかけ、また、責任を負わせていることがわかる。だからこそ、教師が発信していくことが必要であると考えているのだろう。
- ・教室では授業の内容がわからないまま過ごしていた子どもが、個別学習によってわかるまで教えてもらった。学びの面白さを知り、やる気を持ったことで高校合格に繋がったことから、大胆な少人数学級を望みたいところである。

○子どもと共に育ち合える若者のよさ

大学生に教わるので、緊張せず堅苦しくない雰囲気となる。心に負担なく、質問しやすい関係がある。教えてもらっていた子どもが教える側となり、教える面白さを知って、将来は教員を目指したいと言う。人と関わった経験が、人と触れ合う仕事に興味を持つ。子どもと若者が育ち合える関係と、教わる教えるの循環が、そこには見られる。

○地域でつながる

- ・地域の人の出会い直しが力となる。一人の子どもを見守り支える人のネットワークができる。子どもだけでなく、大人にとっても学びは大切。集まった人が学び合える、地域のたまり場は大切。地域の中で小さな取り組みがたくさん増えることでコミュニティーをつくる。
- ・受け入れる子どもの人数に限界があったり、対象としている中学生以外、あるいは、ひきこりの方など、さまざまに困っている人からの相談がある。そういった人を的確なところに繋げるためには、情報が集まるところと繋がる必要がある。

○学習以外（食事）の時間の重要性

食事提供により、子どもが体にいい食事をすることを経験して、健康に気をつけるようになったという。栄養面を整える食事は重要なことであるのだが、食事をしながら話をすることでリラックスできると子どもが言っているように、食事の時間があることで人とのかかわりや学習により影響を与えることができています。

★新宿区立かしわヴィレッジ

○高校に通い続けられる支援

義務教育が終了する15歳は重要な時期である。高校に進学することをあきらめざるを得ないようや子どもの状態を深刻化させないため、内申点をあげることも考えた中学3年間を通した学習支援、さらに、高校中退予防としての継続した関わりは、大変重要である。

○重要な他者という存在

学習という道具を使って、同じ場所同じ時間同じ苦勞をすることで交流を図る。マンツーマンで一緒に苦勞する努力することを通して、子どもが本気になっていくことを手伝う。それまでの人間関係で傷ついたことは、人間関係の中で重要な他者をつくり、癒していく。

○学校と家庭の中間の場所（食をツールとして）

不登校の子どもにとって、学校か家庭かではない中間の居場所が必要。家族で食事をする経験がない子どもがたくさんいる。なんでもない話ができる食事の時間、ごはんってみんなで楽しく食べることを体験してほしい。

○地域にある社会的養護を担う施設の活用

退所しても通って来なくなる施設を目指す。行政が信頼して子どもを繋げてくる。地域にある施設のなかで、社会的養護を担う取り組みが広がっていくことが必要。

○親への取り組み

母親自身が困難を抱えて生きてきた。母親も子ども期を取り戻

す、大切な自分を学ぶことが重要。子どもへの支援と同時に親への支援を考える。

○学校の役割

出合いのチャンスがない子どもとどう出会うのか。孤立感を持った子どもや差別を受けた子ども、SOSに気づいてもらえないといった子どもがたくさんいるはずだが出会えない。学校はほとんどの子どもと出会うところだが、家ではさまざまなことを練習することができない子どもが多くいることをわかっていない。教員は福祉を学ぶ必要がある。学校以外に子どもを発見するためのシステムも必要。

★子ども村：中高生ホッとステーション

○学校との連携

自治体の学習サポートにも関わっている代表であるが、そこでの子どもとの関わり方は、学習支援スタッフであり生活支援スタッフではない、そこに来ている子どもにその場だけで学習サポートすることだけを求められている感じであり、子どもについての情報共有を学校にお願いしても難しいとのこと。中学校でどのように過ごすが、その後の人生のベースとなっている。子どもをより理解するためにも学校との連携が必要。

○子ども期を保障する

わからないことをわからないと言える、失敗してもいい、管理されない中で、子どもという時期を過ごしてほしい。意思表示する経験なく過ごしてきた子どもの思いを育てることに目を向ける。決めるのは子どもという豊かな子ども観をもつ。

○食事を共にすることの中に、さまざまな要素がある

- ・食事をともにすることで、子どもの生活が垣間見える。食事時間のリラックスした雰囲気のなかでは、気持ちを伝えやすい、自然な交流が生まれる。会話を通して、人との距離を知る経験を積める。自然な「ありがとう」の言葉が重なることで、子どもの自尊心が高まる。インタビューのなかで「もっとみんなと話したい。宿題は早くやるし、受験勉強をがんばる。」「勉強、外遊び、のんびりの時間などで、メリハリをつけられたら、なお良いと思う。」「友だちに紹介するなら食事のことを伝えたい。」などと子どもは言っていたが、学習を進めるためには学習以外の時間が大変重要であると考ええる。
- ・食事スタッフは地域の方である。「○○に食べさせてあげたいんだ」と、子どもを思う人たちが集まってきた。台所では、さすがと思うような連携を取りながら食事を作っている。再びの子育てや、自分の生き方などの思いをもって関わっている。子どもを元気にしたい思いからスタートして、大人も元気になっている。

○地域をつくる

地域には、同じ思いを持った人たちがいる。そうした人たちの居場所にもなっている。色々な人の気持ちを受け止めて、一緒の世界を作る。さまざまな世代が集まること、いろいろな価値観があることのよさがある。この事業を始めなければ出会えなかった人たち（子どもも大人も）がつながることは、地域づくりにつながる。

○学びの場としての地域

子どもへのインタビューでは、「幅のある年齢層の人たちと、話ずらさない。健康的になった。来ている高校生を見ると勉強も遊びも自由だし、中学生とはちがうなと思ひ、あこがれる。」「学校では先生に聞ける時が少ないけれど、ここではわかるまで聞ける。」「自治体の方は、勉強が主で個人の勉強。しゃべっていると注意される。友だちをつくるころではない。」などが得られている。学ぶ場を広く地域に広げ、学ぶことも勉強だけではなく、人間関係を含んで捉えることが必要。

ミッションと現実のはざまから

早稲田大学・非常勤

阿比留久美

1 訪問先

- ・NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡@静岡県清水市（以下、ネットワーク静岡）
- ・NPO法人ゆめ・まち・ねっと@静岡県富士市（以下、ゆめまちねっと）
- ・NPO法人フリースペースたまりば@神奈川県川崎市（以下、たまりば）

2 ヒアリングの所見

1. セーフティネットは特定の領域、目的に特化する方向だけでは成立しない

行政の施策では、「就労支援」「学習支援」など、ある目的に特化して施策が立案されることが一般的であるが、困難を抱える子どものセーフティネットがセーフティネットとして機能するためには、特定の目的を設定し、目的ごとに事業化することでは限界がある。ゆめまちねっとでは、冒険遊び場とたまり場と学習支援とおこない、それらの活動に重複してやってきている子どももいる。それぞれの場で見せる子どもの様子から子どもの置かれた状況が立体的浮かび上がってきており、またいくつもの場が存在することによって自分の居場所があると実感できる子どもも存在していると考えられる。たまりばは、基本的には不登校の子どもを中心とした居場所であるが、そこで毎日お昼ご飯を安価に提供したり、求めに応じて勉強を教えたり、その他さまざまな体験の機会をつくったりしている。行政の施策として目的設定はもちろん必要であるが、活動のある目的に特化させ、その他の活動に制約を加えるような施策や事業の規定は、せっきくの事業をセーフティネットとして機能させることを阻害

させる。

もちろん、就労支援などに特化することによってこそ、セーフティネットが機能する場合もあるのだが、縦割りで専門分化した施策・事業展開では子どもの生活全体をカバーするセーフティネットにはならない場合も多いということを留意した施策の立て方が求められる。

2. 具体的な顔の見える大人と「人として付き合う」関係性の重要性

—— 求められているのは「専門家」なのか？

ネットワーク静岡は専門家としてではなく、地域の大人としてボランティアで青少年の支援にあたっている。ゆめまちねっとでも、渡部さんからは「仕事としてではなく、人として関わる」という発言が、たまりばでは「たまりばは大きな家族みたいなもの」という発言が出ている。

今回訪問した子ども・若者の現場では、大人が専門家然としてかかわるのではなく、まず、子どもと大人が人として出会い信頼関係を築くことが重視されており、日常的な関係が丁寧につむがれている。しかし、子どもとの丁寧な関係構築は、「行政評価」という点では評価されづらい部分である。結果として表れている子どもの質的・量的な変化や成果を支えているのは、この日常的なかかわりであるため、学校復帰人数や利用者数、といった一般的な評価項目とは別に、このようなかかわりの重要性が位置づけられる必要を感じる。

また、そもそも貧困などの困難を抱える子ども・若者が求めているのは「専門家」なのか？という問いも浮かび上がってくる。もちろん、ケースワーカーなどの専門職の必要性はいうまでもない。しかし、民間でどのようなセーフティネットを担えるとよいかという

視点から見た時には、金銭的な貧困だけでなく関係の貧困にも見舞われがちな子ども・若者に対して、「専門家」としてではなく、一人の地域の大人として豊かで長期的な関係を築いてくれる存在こそが必要なのではないか。

専門的支援と「専門家」による支援を区別したうえで、セーフティネットを構想することが求められる（ちなみに、ゆめまちなねっとの渡部さんは、ご自身のされている活動をそもそも「支援」とも思っておられないかもしれない）。

3. どんな子ども・若者も排除しないことを実際にやりつづけることの大変さと意義

ネットワーク静岡、ゆめまちなねっと、たまりばともに、その場にやってくる子ども・若者は、ほかの場では来ないでほしいと言われている子ども・若者、障害をはじめとして大きな困難を抱えている子ども・若者でも、そこに参加したいという本人の意思があれば、組織や大人のほうから、利用できる子ども・若者を限定せず、排除することなく受け入れている点は大きな特徴であった。

しかし、実際、困難を抱える子ども・若者を排除しないということは、時に大変なことであり、ゆめまちなねっとやたまりばの子ども・若者の成長は、誰も排除しないということの大変さを乗り越えたところに存在している。そして、排除しないということを支えるのは、その場にかかわる大人の強い信念と大人同士の共通理解、委託元・資金提供元である行政との信頼関係であるように感じる。理想としては「誰も排除しない場」をつくりたいが、限られた職員体制の中で問題を起こさず、様々な業務を進めていかなければならないために「誰も排除しない場」を実現することができないというジレンマに直面している職員は少なくないだろう。「誰も排除しない場」を実現するのに必要な職場内での信念と共通理解の形成および行政との信頼関係の構築の道筋を探りたい。

4. 単なる行政の「下請け」にならない

ネットワーク静岡では、中心事業である就労支援事業は主に寄付を財源として実施しており、行政の求める実績や評価に左右されながら事業を実施しなくともよいような状況を維持している。たまりばでは、市職員が業務を進めるのに必要な様々な情報を提供するとともに、行政との対話を積み重ね、信頼関係を築き上げ

ている。そのため、たとえば指定管理者の委託要件などを決める前の段階でどのような視点で仕様書や応募要件を設定するかを担当職員と話しあうことができるような関係性がつくられている。また、ゆめまちなねっとでは、「活動に制約がかかり、事業を「計画通りこなす」ことを求められる助成金や委託金には依存しない」というスタンスをとっている。

それぞれの団体と行政（の資金）とのかかわりを見ると、「事業の安定的な実施やまとまった額の資金確保のためにとにかく指定管理や助成を受ける」というスタンスをとることはせず、まず団体のミッションを常に中心に据えたうえで、そのミッションをゆがめなにかたちで行政とのパートナーシップをそれぞれの団体のスタンスのもとに模索している。単なる行政の「下請け」にならないよう、常に団体のミッションを確認しつづけながら、拡大主義に陥ることなく事業をおこなうことによって、ミッションを名目だけでなく実のともなったものとして維持している。それが団体の一貫性や特徴と結びついており、目の前の職員や子どもを大切にしつつ、目的と手段を取り違えずに活動をおこなっていくことの重要性は非常に高い。

5. 専門機関として「実績」をあげることと「ボランティア」の現場認識とのギャップ

ネットワーク静岡は、ボランティア中心に就労支援事業をおこなっており、ボランティアはそれぞれの個性と見解のもとに若者の支援にあたっており、「地域のおせっかいなおじちゃん、おばちゃん」の個性がネットワーク静岡の活動の「肝」ともいえる。しかし、同時にネットワーク静岡はサポステなどの事業も受託しながら活動を実施しており団体としての実績も示し続けなければならない。

ネットワーク静岡のボランティアと、ネットワーク静岡の受託するサポステ職員の間では認識の相違があるように見受けられた。それは、指定管理を受託し、組織として専門性をアピールし続けなければいけないということと、個々のボランティアが感じている課題や限界を団体としての課題として位置づけ、対応していくことの間を生じるギャップである。

しかし、このような状況が生じるのは、ネットワーク静岡のみではないだろう。組織が拡大し、専従職員が出てくる拡大・発展期にはあらゆる団体が直面する状況であり、専従職員の配置などが進み、組織が「専門機関」化していく時期に、どのようなかたちで

「ほっとけない」からはじまったボランティアな活動のボランティア性を殺さない組織づくりをしていくかについては、もっと研究やノウハウの共有が進められていってもよい分野ではないかと感じられた。

3 参考：各団体ヒアリング時の所見

1. 青少年就労支援ネットワーク静岡@静岡県清水市 (2014年9月1日)

- ・ネットワーク静岡の活動は、保護士制度を参考にして、ボランティアベースの活動として立ち上げられたもので、一人ひとりの若者にサポーターがつき、毎週連絡をとり相談にのりながら支援がおこなわれている。就労に困難を抱えた若者にとって、これまで不足していたのは専門的な支援以上に（医療につながっている若者は半数を超え、「専門的」支援にはすでにつながっていることは多い）、一人の人間としての自分に向き合い応援してくれる「ふつう」の人間関係なのではないか。一人のサポーターが多くの若者を担当するのではなく、80数名というかなりの数のサポーターがボランティアとして、それぞれの若者にとっての1人の特別な「近所のおじさん・おばさん」になっていることがネットワーク静岡の活動の魅力であると考えられる。
- ・「おせっかい」をやくサポーターの存在は、地域のつながりが希薄化しているといわれる現代において、若者が「面」としての地域に対面する前に、「線」としての地域のつながりを具体的につくるものであるといえよう。若者にとってつながる相手が具体的に存在し、誰に頼ればよいか明確であるこの支援方法は、若者とサポーターの間のつながりが深化し、就労体験などにつながっていくことを経て、結果として若者が「面」としての地域に出会うきっかけをつくっている。
- ・就労支援ネットワーク静岡の活動は、あえて物理的拠点（≡居場所）をつくらない「静岡方式」を掲げている。確かに物理的居場所をもたずに支援はおこなわれているが、実際にはサポーターの存在は利用者にとって「話を聞いてくれる」「一緒に考えてくれる」「応援してくれる」心理的居場所になっているのではないか。
- ・就労支援セミナー参加時には必ず本人から参加の意思を確認し、就労体験・アルバイト先の選定も本人

のやりたいことを基盤にしながらかこなわれている。支援者からみた必要性や妥当性ではなく、まず当事者のやりたいという気持ち・意思に寄り添う方式が若者に自主性や主体性、自己肯定感を育んでいると考えられる。非専門家も含めたボランティアによる支援が、支援者の思い込みや善意による一方的な支援になることを防いでいるのは、この若者自身のやりたいことをベースに支援を組み立てていくというスタンスなのではないか。

- ・複数の若者の就労支援事業を受託しているにもかかわらず、就労支援セミナーはNPOの単独事業として実施されている。若者の就労支援事業の核ともなるセミナーを単独事業として実施しなければならないのは、受託している若者の就労支援事業における契約と適合しない部分があるためである。現在サポーターは交通費などを自己負担しながら、若者のサポートにあたっている。サポーターからは自由度の高い補助金がほしいという声が出ていたが、自由度の高い補助金とともに、委託事業における受託者の裁量の拡大が必要である。
- ・就労支援セミナー実施中の6か月間は、自分自身の就労という具体的目標に向けてサポーターに伴走されながら、集中的に就労へと駆け抜けていく期間として、若者同士の交流の機会はその間に必要とされないかもしれないが、セミナー終了後、若者が自分自身の今後の方向性を長期的に模索する期間に入ってから若者同士の交流や励まし合いが可能な居場所が必要とされているのではないだろうか。フォローアップセミナーがどのような役割を果たしているのか、今後の展開に注目したい。
- ・就労支援ネットワーク静岡の活動は、地域に今存在している社会資源に若者をつないでいくことによって就労を支援する方式をとっているが、既存の社会資源が不十分である（正規就職の場が少ない、課題を抱えた若者を長期的に受け入れてくれる職場が少ないなど）ことはサポーターからも指摘されており、新しい社会資源を創出することも今後は必要になってくるのではないか。しかし、その場合にはボランティアサポーターのみで新しい社会資源を創出することは困難が予想される。
- ・サポーターの元教員の方は、教員時代に高校を中退していく若者に多く出会い、彼らのその後が気になっていたために、退職後に青少年就労支援ネットワーク静岡の活動にかかわることにしたと話されて

いた。同時に民生委員への依頼は断ったということも話されており、地域のあらゆる活動にかかわる旧来の地縁ベースの活動には必ずしも積極的ではない方も、活動内容が具体的に明確なミッションベースの活動に対してはわかりやすいという特徴をみとることができた。

2. NPO法人ゆめ・まち・ねっと@静岡県富士市 (2014年10月11日~12日)

- ・「ゆめ・まち・ねっと」では、子どもと継続した関係性を築くことをとても大切にされている。一方で、行政職員のジョブ・ローテーションや指定管理者制度の導入のもとでは、一人ひとりの子どもと継続的にかかわり続ける基盤は脆弱なものとなっている。今回の視察では、「仕事」として限定的に子どもとかわる施設や事業における大人の向き合い方に対する強烈なアンチテーゼを感じた。渡部夫妻は、まちづくりには取り組んでいるが、子どもに対しては地域の一大人としてかかわっており、「仕事」として子どもの「支援」にあたっているのではないのではないか。子どものセーフティネット構築は、喫緊の課題であるが、本研究の主目的が、大人が困難を抱える子どもにかかわるための事業の予算化を要請することになってはならないことを渡部夫妻の活動は示しており、むしろ地域や大人の子どもに向き合う姿勢そのものが問われているのではないだろうか。
- ・ともすれば、市民やNPOは、国や自治体に対して、子どもの直面する課題に対する対応を要請しがちである。しかし、ヒアリングからは、国や自治体からの活動への支援を期待することよりも、むしろ国や自治体によってもたらされる子どもの育ちへの阻害要因を増やさないことが重要かもしれないという新たな視点が浮かび上がってきた。そのように考えたとき、事業の組み立て方や活動方針が根本的に転換される可能性があり、その転換を可能にする要件を探ることこそが求められてくる。

3. NPO法人フリースペースたまりば@神奈川県川崎市 (2014年10月22日、11月10日)

- ・「たまりば」開始から約25年、川崎市の「川崎子ども夢パーク」で指定管理を受けての活動を始めて12年という活動の蓄積のなかで、指定管理事業でありながらも、その場所を「いつでも子どもたちが

帰ってこれる場所に」「大きい家族のようなものに」することができるということが示されている活動であった。自前事業でなくても、指定管理や委託、という枠組を超えて、安定的で継続的な活動づくりが可能であることが示されている。

- ・指定管理や事業委託が進むなか、行政との関係はともすれば委託を出す側—受ける側といった関係で固定されてしまう危険性があるが、そのなかでNPOと行政がパートナーシップを形成しようと丁寧に関係を築きつづけてきたことが「たまりば」の活動からはうかがえた。
- ・また、子どもからのインタビューでも、「前は荒れていたけれど、ここに来るようになって落ち着いた」という声や「自閉傾向のある子も『えん』に通ってきているから、コミュニケーションが難しい子どもどうつきあっていいかわかるようになった」という声が出ていた。だれも阻害しない居場所づくりを実際にすすめる時に直面する困難は並大抵のものではなかったであろうし、スタッフの姿勢が問われる場面も多かったと思われるが、その努力が確実に子どもに届いていることを感じた。

ヒアリングの所見

埼玉純真短期大学・非常勤

齋藤史夫

1 訪問調査先

国内

- ・NPO法人山科醍醐こどものひろば
- ・せたがや若者サポートステーション
- ・山王こどもセンター
- ・熊本市自立支援プログラム推進（高校進学等健全育成支援）事業

韓国

- ・韓国保健福祉部・保育振興院・ドリームスタート事業部
- ・ヘソン地域児童センター
- ・虹の青色カエル地域児童センター（1318ハッピーゾーン）（宮下委員まとめ）
- ・ともに笑う村共同体“楽しい家（か）！？”（宮下委員まとめ）

対象とする年齢・子ども若者の課題・活動の内容は多様であり、それぞれの理念から創意を発揮して活動に取り組んでいた。

どの調査先でも、子ども若者の目が輝き、楽しく充実して生活する姿が見られた。

2 「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条）、「すべての児童の幸福」（児童憲章）の実現のために、子どもの生活の全体を視野に入れてとりくむ

1. 基本的な生活（生存権・生活権）の保障

貧困・生活困窮家庭の子どもには、家庭的状況などによって、日常的な精神的な安心や、生命の基本となる食が十分に保障されていない現状がある。そのため

に、夕食作りを活動のプログラムとしたり、食事を提供するなどの事例がある（山科・山王）。

韓国ではドリームスタート事業や、保育園・地域児童センターでの生活を通じて、学校休業期間にも提供される無償給食と、夕食によって、すべての生活困窮家庭の子どもへ最低2食の提供がなされている。

家庭への生活保護の支給、毎日の食の提供や、虐待の防止等によって安全・安心な日常生活を取り戻すなど、基本的な生活の保障がまず求められる。

2. 学習権・成長発達権の保障

学習支援の場で、子どもたちが主体的に学びに取り組むためには、まず第1に、将来に目標・夢がもてることが大切である。そのためには、貧困・生活困窮家庭であっても、高校・短大に進学できると思え、さらに、将来に夢を持ち、なりたい職業・仕事があり、人生に希望を持てる必要がある。その時、子どもたちは、困難があっても挑戦する姿勢に立ち、奨学金・学費減免の制度を調べるなど前向きに立ち向かっている。

第2に、学ぶ子どもたち一人ひとりに寄り添って支援する場とすることによって、子どもたちにわかる喜びと自信を育み、また、他者に対する基本的信頼を回復することが可能となる。今までの学習の到達度や困難としている学習箇所は、それぞれ異なっている。その一人ひとりの状況に見合った学習ができる場とすることが求められる。

学習に当たっては、今までの傷ついてきた体験を癒し乗り越えるための配慮も求められる。小さなホワイトボードを使い間違いをすぐ消せる・他の子に見えない（山科）などの配慮が行われていた。各現場で行われている具体的な配慮も交流し、より子どもに寄り添った学習を実現する知恵を蓄積することも求められ

る。

第3に、共に学ぶ子どもたちが、一緒に入学試験などに挑戦する仲間となることによって、一緒にチャレンジし、励ましあって前へ進むことができる。そのため、日常の子ども同士やスタッフとのおしゃべり、交流会などがその役割を果たしていた(熊本)。

3. 休息・遊び・文化(子どもの権利条約第31条)の権利の保障

子どもの権利条約第31条には、「休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利」(外務省訳)がうたわれている。生活困窮家庭の子どもにとっての、この権利の重要性を強調する必要がある(子どもの権利委員会・参考資料2参照)。

全ての事例において、何らかの形で、子どもの遊び・文化が位置付けられていた。①遊びや文化によって、子どもたちが毎日の生活に楽しさを感じ、子どもの幸せを支えること、②子どものおかれた環境や年齢・性別を超えて、子どもたち同士の差別・偏見のない友だち関係を形成すること(山科・山王)、③文化的活動も子どもの職業能力形成へとつながること(韓国)など、遊びと文化を位置付けることが求められる。

4. 仕事への希望をつちかう

将来に夢を持ち、具体的な職業イメージを持つことが学習意欲や生活の前向きな取り組みにつながる。地域の多様な人とのかかわりや共同の活動によって、職業イメージも具体的に広げることが可能になる(せたがや・山科・韓国)。

また、高校生のアルバイトは、奨学金的な意味合い、実際の職業の体験にもつながり、また一方ではそれにふさわしい人間らしく働ける仕事起こしも求められる。

現在の就労状況の困難が、将来への希望を持ちにくくしている状況があり、その状況の変革への展望を開くことも求められる。

5. 子ども若者集団の主体的な活動への参加を重視して自信を育てる

子ども若者たちが、支援の対象として手厚い保護を受けるのみではなく、主体的な活動に力を発揮して、

子ども同士・地域の人たちとの共同に参加するとき、自信を持ち、人生の課題に前向きに取り組む姿が見られた。

山王・ヘソン・楽しいかななどでは、子どもの会議・子ども自治会による計画立案が行われていた。ヘソンにおける地域に開いた図書館の建設では、ミシン工場跡の施設のペンキ塗りや本棚の設置に子どもたちが取り組んだという。「楽しい家(か)！？」は、子どもの計画・設計・仕事によって、地域に開かれた文化施設が建築されたものであった。

せたがやカレーパン祭りは、サポートステーションの若者と地域のプロフェッショナル・デザイン集団とが共同して取り組んだ。その時には、プロの仕事の高い水準に刺激を受けるとともに、自分たちが主体的に取り組んだことによって自分に自信を持ち、職業を広く考えるきっかけともなり、短期間に成長する姿が見られた。

3 地域に開き・地域に支えられ・地域づくりの主体になる

多くの事例では、活動が地域に支えられることによって、地域で子どもたちが育つ環境が醸成されていく様子が見られた。

ラベリングを防ぐためのプライバシー保護は必要だが、さらに進んで、どのような子どもも地域の大切な子どもとして、支え成長を育む姿勢の涵養が求められる。

教育(幼稚園・学校・教育委員会など)、福祉(貧困生活困窮世帯対応・児童福祉など)、医療、市民セクター(町内組織・福祉教育法人・NPO・任意団体など)などのネットワークと協力が子どもの生活を支える地域を形成する力となる。

また、地域の高校生・大学生・若者などがスタッフ・ボランティアとして参加し、子どもたちを支援していることは、身近で少し先を行く先輩として、子どもたちのあこがれともなり、また、気軽な相談相手ともなっていた。そして、参加しているスタッフ自身にとっても、これからの職業生活などについて考え、成長する機会ともなっている。また、高校進学実現後などに、自分もそのような存在としてこの場にかかわろうと思う子どももいる。

さらに進んで、2,000人が集まったカレーパン祭

りや、地域を嘆くのではなく自分たちで豊かにしようという図書館づくり(ヘソン)、地域に開かれた文化施設づくり(楽しいか)などは、子ども若者が地域づくりの主体となっていた。

地域に子どもを支えるネットワークを作るとともに、子どもたちが地域を作る主体「子ども市民」であることを理解し、活躍の場を多様に保障することが求められる。

4 施策の課題

1. すべての対象の子どもへのアウトリーチと支援の計画の立案、継続的支援によって、「子どもの最善の利益」、「すべての児童の幸福」の実現をはかる。

2. 国内各地域・外国の先進的事例などを調査し施策を充実させるとともに、各事例の創意を活かし、取り組みを限定する枠組みではなく、多様性を尊重し、その発展をはかれる施策枠組みを構築する。

3. 生命の安全・安心、家計収入と食などの基本的生活の保障を、すべての支援の根本として位置付ける。

4. 基本的生活・学習・遊びと文化・仕事にわたる子どもの生活の総合的保障と、奨学金・高校進学後のアルバイト・将来の職業選択など将来への夢を描ける支援を構築する。

5. 地域社会をすべての子どもが幸せに生活し育つ場として位置付け、地域に開かれ、地域の人に育てられるとともに、子どもも地域社会を支えつくる「子ども市民」として活躍できる場をつくり、地域に根付いた総合的な支援施策とする。

【参考資料1】各調査における所見

★NPO法人山科醍醐こどものひろば

活動の全体的な特徴

地域のすべての子どもを対象として、子どもの生活の全体を豊かにする活動

- その中に、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援を位置づける
- ・地域に生活する0～18歳のすべての子どもが対象
- ・福祉・学習・文化(遊び・文化・芸術)の課題に総合的にとりくむ
- ・文化と異年齢の子どもの集団の活動をルーツに持つとともに重要な柱として位置づける
- ・「仕事」をこれからの重要な課題としている

具体的な諸点について

○1. 地域という視点を持つことが大切

- 子どもは地域で育ち大人になる
- 地域で生活する子どもと日々接する中から生まれる具体的な課題に応える
- 地域から具体的な子どもの困難が発見され・解決の場へとつなげられる
- 地域の公的・私的の、組織・団体・人がつながり合う
- 自分の活動の範囲を自覚して他の団体・組織と連携・協力する
- 相談：専門の相談機関へ 高校生：青少年活動センターへ、など
- 毎日の生活が楽しい街づくりへ

○2. 0～18歳のすべての子どもを視野に入れる

- 乳幼児期から・児童期・思春期、さらには青年期・成人期・高齢期までを見通す
- それぞれの子どものそれぞれの時期に生起する課題に応える
- 食・学習・不登校・対人関係の困難

○3. 文化活動・子どもの異年齢の集団活動には大きな意味がある

- 一生活を総合的に豊かにする
- ・生活の楽しさ・充実感
- ・地域を知る・仕事を知る・将来への夢を紡ぐ
- 町たんけん・山科かるた等ー文化・表現活動と子どもの異年齢集団活動として
- 活動の中で仕事をする人に会う・こんなことをしてみたいと思うようになる

(例・ロータリークラブの陶芸プログラムへの参加など)

- ・表現・言葉を得る、日常のコミュニケーションを積み重ねる

○4. 将来への見通しを持つこと

- ・学ぶこと
- わかった・自分にもできた、という成功体験・成長する喜びを積み重ねる
- ・仕事
- 自分はこんなことをしてみたいー将来の職業選択
- 学習後の生活を支えるー高校生のアルバイト
- ・学生ボランティア(若者)の持つ役割

「あんな人になってみたい」

- 5. 一歩先へ足を踏み出すこと
- ・文化活動・集団活動に参加する
- ・支援される側から支援する側に
- ボランティアメンバーとなるーキャンプリダー・一緒に遊ぶ
- ・アルバイトをしたいと思い始める
- 6. 日常の生活の積み重ねの中に、コミュニケーションや人との関わり、将来への希望が育つ

生活の楽しさ・充実・自分の世界と可能性が広がる喜び

遊び・文化

食

学び

自分の役割

日常の中でのちいさなコミュニケーション・表現の積み重ね

★せたがや若者サポートステーション

○1. 若者たちには力と可能性がある

- 少し前まで引きこもり・不登校・中退・発達障害・ニート・フリーター
- 一緒にやった一体感・感謝される体験・共同作業の喜び

支援対象者である若者は、実は、次世代のリーダーともなる存在。

○ 2. 若者の力を引き出す、出会いと主体的な活動への参加

Yさんは、お話を聞く様子では、すでに地域の活動のリーダーとも評価される状況であった。

お話のなかでは、まず、サボステの担当者・世田谷で農業に取り組む井出さんというお二人の方との出会いと継続的なかわり合いが大きな意味を持っていた。信頼できる人との出会い、継続的なかわり合い、活動の共有が用意されることが重要と思われる。

また、せたがやカレーパン祭り・池尻児童館祭りなどに、単なる参加者・当日の活動への一日参加ではなく、事前の準備から若者集団での主体的な動きによって、活動そのものを計画し、準備し、当日を担うことが若者の劇的な変化を生み出していた。

○ 3. 地道な地域への働きかけと、活動を繰り返す中から地域に頼られる若者集団となる

団地の買い物弱者への支援など課題が見えてくる地域に貢献できる存在としての若者集団になっている。

○ 4. 魅力あふれるプロのセンス・芸術性・文化性（地域の社会的資源の発見）

カレーパン祭りという企画そのものの魅力 プロのデザイン集団による活動

企画・パンフレット・チラシ：どれをとってもプロのセンスが光る

その中での取り組み一つひとつが若者の就労支援になっている

企画運営・準備・当日の活動

パンづくりのためのインタビュー

プロの仕事への思いを聞く 象徴する手の写真

デザイナー集団による会社との出会い

○ 5. 施策について

- ・活動の主体性を保障する、柔軟で、かつ継続的な財政基盤。
- ・子ども・若者が地域で主体的に生活し、子ども集団の自治的活動を経て成長できるような地域づくり。

例：児童館の計画的整備、自由に遊べる空間の整備など。

- ・根本的な労働環境の改善。将来に希望が持てる働き方の実現。

★山王子どもセンター

○ 1. センターの特徴

センターに来ている子どもたちは、家庭的な背景が多様であり、経済的には裕福な階層から生活保護世帯まで多様な状況におかれている。靴下に穴が見える子どもなどいるが、遊んでいる姿には全く差別が見えない。また、遊ぶ姿からは、子どもたちにあふれるエネルギーを感じることができた。そして、思い切り遊んだあとは、すぐに静かになって話し合いに集中するなど、メリハリのある生活が行われている姿が見えた。

当日の短時間の観察と、スタッフ・子どものインタビューからは以下のような特徴を持つ場であることが、そのような子どもたちの生活を保障しているのではないかと伺える。

- ① 地域のすべての子どもに開かれた場所であること
- ② 異年齢が、全身を使い、体をぶつけ合って思い切り遊んでいる
- ③ 生活の基本とともに、文化的な取りくみと自治を重視している
- ④ 地域社会の現状をしっかりと知る努力を続けている
- ⑤ 将来の夢をはぐくみ、仲間とつながり、自分の力で生きていける力をつける
- ⑥ それらと結びつき、一人ひとりに寄り添った学びをしている

○ 2. 地域に根付いた場所と活動が必要

地域のすべての子どもが、年齢が何歳であっても、家族状況や家計の背景がどのようなものであっても、障害があってもなくても、だれでも参加でき、実体的に差別なく一つの場所で一緒に活動を共にするという場が大切。

生活困窮家庭の子ども・生活保護世帯の子どもであっても、その階層への子どもへの特別な支援とともに、あらゆる階層・状況の子どもが共に生活するという支援の在り方を構想することが求められる。

また、地域に開いて、地域の人たちに支えられるとともに、困難を抱えた大人も対象とした居場所になっていることで、地域のインクルージョンを保障する場となっている。

○ 3. 食・遊びと文化・仕事・学習・生活の総合的保障

学習の支援にとどまらず、生活の前提となる食の保障や、遊びと文化、現在の就労体験や将来の夢にもとづいた職業意識の形成など、総合的に生活を保障することが求められる。

生存と身体の根本を保障する、生存権と成長発達権の基本を保障することがまず求められる。さらに、子どもの権利条約第31条に

ある遊びと文化の保障が、子どもたちの楽しい人間的な生活を保障し、毎日の生活の充実と明日へ向かうエネルギーを生み出すことを可能とする。そして、将来の職業への具体的なイメージと夢が持ててこそ、学習と人生への意欲がつかわれる。

○ 4. 市民的活動の創意を生かした安定的な行政からの支援

子どもセンターは大阪市子どもの家事業の廃止や、小3までを対象とした大阪市の学童保育事業の限界を超えて、地域のすべての子どもを対象として事業を行っている。

行政の姿勢の変化によって、存続そのものが危機となる状況は防ぐ必要がある。また、制度の枠組みから外れている子どもにとっても、市民的活動が現場のニーズを把握して自主的に事業を実施していることを正しく評価する必要がある。

市民的活動が制度の枠から漏れてしまう、子どもの困難に向き合いセーフティネットとなっていることを、励まし安定的に支えることを、行政施策の在り方として重視することが求められる。

★熊本市自立支援プログラム推進（高校進学等健全育成支援）事業

○ 1. 学習を中心に位置づける事業として生活保護家庭の中学2・3年生の大事な居場所を形成している

約300人の熊本市内生活保護世帯の中学2・3年生の約60名と、およそ2割の子どもが参加して、学びを保障する大切な場を形成している。

当日観察、およびインタビューした子どもたちの様子からは、学習中心の場所として、子どもたちが喜んで通ってきて学びを充実させるとともに、対人関係を豊かにし、将来への夢に向かっていく確信を培う大切な居場所となっていることが見て取れた。

- 特徴として
- ① それぞれが目前の高校受験を突破するとともに、将来への夢を持っている。
 - ② 高校受験がその将来への夢に向かう第一歩として積極的に挑戦する課題となっている。
 - ③ 学習によって確実に自分の学力が伸びていることを実感しており、自己肯定感を高め、学校生活も充実させている。一日常の学習や部活動
 - ④ 子ども同士の友だち関係が深まり、学生・スタッフなど異年齢の親しい・信頼の関係が形成されている。
 - ⑤ 適宜開かれるイベント（仕様書では年10回以上実施することとなっている）が、この学習会の魅力となっている。子どもにとっては、友だち関係を深める・料理などの体験と達成の機会・社会的な状況などを学ぶなど重要な場となっている。同時に、保護者も対象となっていて、保護者自身の生活の再建、学習、子育ての振り返り、親子関係の形成にも好影響を与えていると思われる。

○ 2. 現在の事業実施及び来年度以降の事業展開上の課題

(1) 1に見たように重要な成果を得ているが、現状でも課題がある。

- ① すべての対象の子どもへのアウトリーチ
ケースワーカーの仕事は、基本的に生活保護を受給する世帯の代表者との面接が中心であり、直接対象の子どもを支援することが職掌となっていない。ネグレクト・引きこもり等子ども本人に課題がある場合には、対象から漏れることを防ぐことができない制度的基本となっている。
- ② 対象の子どもの検討と拡大

高校受験を目的とすることで、課題が明確となり、積極的に目標にチャレンジするということで現状は有効である。また、卒業した高校生が継続的に参加できることも、本人の学習の継続と後輩への援助等で有効であり、後輩へも好影響を与えることができる。

しかし、小学校から中学1年生まで、また、高校生で新たに学習したい子どもたちは支援の対象となっておらず、この点を検討することは、すべての子どもの学習の権利を保障するうえで重要である。

(2) 来年度以降の生活困窮者自立支援法に基づく事業への一本化に伴う懸念

- ① 熊本市では、事業一本化に伴って、内容を後退させない手当を行う。

このような場合は事業を後退させずに継続する可能性があるが、自治体の姿勢によって左右されることが予想される。

- ② 現状の継続だけでも市の負担が発生する。現状は生活保護に基づく施策として国が100%の負担から、市が50%負担へとなる。
- ③ 相談を入り口にするという事業そのものの持つ制約がある。現在でも、保護者からの意向聴取という限界はあるが、対象の子どもの保護者を通じてすべての対象児童へのアプローチは行われている。生活困窮者自立支援法に基づく事業が、入り口が総合相談となっており、対象者からの相談が事業参加への前提となっている。現在、モデル事業での学習支援への参加が0名であるように、相談を前提にすることによって対象の子どもへのアプローチがなされなくなる可能性がある。
- ④ ②③のような状況から、生活困窮家庭の子どもへの新たなアプローチがなされるかが不安なだけではなく、現在対象となっている生活保護家庭の子どもへの対応も後退する可能性がある。
- ⑤ 初年度は事業継続したとしても、任意事業であることも合わせ年数経過の中で、自治体が事業継続しない可能性がある。
- 3. 生活保護家庭の子ども対象の事業の成果を後退させず充実を図ることを核に、国の事業実施責任を明確にするとともに根本的拡充の方向を探る。
- ① 対象の子どもを明確にして、アウトリーチによって直接子どもからのニーズ把握を行い、支援計画を立て、継続的な支援を実施し、経過を把握する。
- ② 少なくとも、現行の生活保護法の枠内での事業と相当部分については国が財政負担する。
- ③ 学習支援事業実施を必須とする。
- ④ 教育、および、児童福祉部門との連携を図る。
- ⑤ 0歳から18歳までの子どもを対象に、生活の総合的保障の視点から、生活困窮者自立支援法の枠組みにとどまらずに、制度の在り方を根本的に検討する。

★韓国保健福祉部・保育振興院・ドリームスタート事業部

- 1. 日本の厚生労働省に当たる韓国保健福祉部が、すべての子どもに夢を持てる出発点を保障するという理念を明確にして、事業を設定し、実際に動いている。
- 日本においても、児童憲章の理念「すべての児童の幸福をはかる」などの基本を確認し、据えることが必要。
- 2. 対象とする子どもを100%把握して実際に訪問する。
- 韓国においても、生活保護を申請しない家庭もあるが、次上位（生活保護基準の120%）というカテゴリーを設定することによって、対象とする家庭を100%把握する。
- 親・地域からの相談も受け付けているが、対象となる全児童を訪問することによって、対象でありながら支援・サービスから漏れるという子どもがいないようにしている。
- 3. 基本的な食事が最低2食は保障される。
- 学校においては無償給食
放課後は、地域児童センターにおいて夕食が提供される（今回訪問による事例参照）
- 4. 今回は十分に調査できなかったが、支援に当たっては地域の連携も目指されているようである。
- 例 地域の薬局・福祉館など

★ヘソン地域児童センター

- 1. すべての対象の子どもに対するもれない支援
福祉・教育・地域が、すべての対象の子どもを把握し、協議会を開き対応する。
- 2. 子どものために地道に行われてきた市民的活動の意味と重要性を行政が認識して公的制度化する
コンパンとして地道に行われてきた活動を、行政が評価し、公的施策である児童福祉施設として法的に位置づけ、必要な支援も年々拡充している。市民的なイニシアティブの持つ意味を理解して尊重し、必要な制度設計に生かす姿勢が求められる。
- 3. 地域にひらき地域とともに子どもを育てる
施設がただ単に単独に子どものためにあるのみではなく、地域の中の施設として社会的かかわりを保障する場として存在する。行政としての地域の連携とともに、地域コミュニティ・市民社会とつながることが重要。
- 4. 一人ひとりの子どもを尊重し、子どもの自治を大切にすると

ともに、地域社会の一員としての子ども・市民としての子どもとして育てる

子どもたちが主体的に生活を創り、自立的に生活することが位置付けられている。同時に、地域社会をよりよくしていく子ども市民として、実際に図書館づくりや壁画作りを通して地域の重要な構成員として活動を展開している。

○ 5. 文化・自主的な学びの重視

遊び・音楽など、文化を重視して活動していた。また、学びについては、注入的な学習ではなく、子どもたちの学ぶ意欲を尊重して引き出す自主的な学びを重視していた。

○ 6. 子どもの生活の総合的保障

子どもの基本的生活・学習・文化・仕事を総合的に実現すること、地域に開き多様な人間関係とコミュニケーションを保障していること。

【参考資料2】

国連・子どもの権利委員会「一般的意見17号：休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的活動および芸術に対する子どもの権利（第31条）」2013年4月17日

VII. 第31条に基づく諸権利を実現するために特別な注意を必要とする子どもたち

49. 貧困下で暮らしている子ども：諸便益にアクセスできないこと、参加費用が負担できないこと、近隣地域が危険であり放置されていること、働かなければならないこと、ならびに、無力感および周縁に追いやられているという感覚があることはいずれも、第31条に定められた諸権利の実現から最貧層の子どもたちを排除することになる。多くの子どもたちにとって、家庭外における健康・安全へのリスクは、遊びやレクリエーションのための空間または余地がほとんどないしまったくない家庭環境によって増幅される。親のいない子どもたちは、第31条に基づく諸権利をとりわけ失いやすい。路上の状況にある子どもたちは遊びのための条件を与えられておらず、また市街の公園や遊び場から積極的に排除されるのが通例である（もともと、このような子どもたちは独自の創造性を用いて路上のインフォーマルな環境を遊ぶ機会のために活用している）。自治体当局は、貧困下で暮らしている子どもたちが第31条に定められた諸権利を実現するためには公園および遊び場が重要であることを認識するとともに、警察による取締り、計画および開発についての取り組みに関してこれらの子どもたちと対話を行わなければならない。国は、文化的・芸術的活動へのアクセスおよびこのような活動の機会の双方をすべての子どもたちに対して確保し、かつ遊びおよびレクリエーションのための平等な機会を確保するための措置をとる必要がある。



学習支援調査の分析と考察

宮下与兵衛

1 果たしている役割・意義

1. 「十勝びばっと」の特徴は、学習支援の形態を、①拠点型学習支援（毎週土曜日午後場所を借りて実施。現在9人）、②通信型学習支援（拠点に通えない子どものための通信教育。現在10人）、③訪問型学習支援（拠点に通えない子どものための訪問支援。現在1人）の3通りを実施していることである。また、夏休みと冬休みの年2回、合宿学習を実施している。さらに、電話による養育相談も実施している。このことによって、学校でいじめを受けて対人恐怖症になり、拠点で他の子どもたちと共に学ぶことができない子どもも学習支援を受けられるようになってきている。また、通信学習支援や訪問学習支援を受けていた子どもが支援員とのコミュニケーションにより拠点学習に通えるようになった子どもたちのケースがあり、多様な支援形態は子どもの実態に合わせた支援を可能にしている。

2. 子どもたちは学習に自信がなく、自己肯定感も低いので、プリント学習での間違いの指摘では細やかな配慮ある言葉を掛けている。通信学習の場合は子どもが傷つかないようにさらに配慮してコメントを書いているという。そうしたコミュニケーションが大切である。

3. 貧困家庭の子どもにとって「社会関係資本（家庭、学校、地域における人とのつながり）が学力のセーフティネット」で、学校における人間関係が最も大切と指摘されている（志水宏吉『「つながり格差」が学力格差を生む』）が、貧困ゆえのいじめや学習が理解できないなどで不登校児童が多い。母親から「いじめられるから、生活保護をうけていることを言う

な」と言われている子どももいる。通うようになり、どの子どもも「友だちができ、楽しい」と述べている。また、支援員の大人や異年齢の子どもたちとコミュニケーションをとれるようになり、「他人とどのように接したらいいかわからな」かったのが、「その人にあつた接し方ができるようになってきて、クラスのみんなどとも話せるようになり、人間関係に自信が持てるようになった」子どもは不登校もなくなった。こうして人間関係形成能力が発達し、また学習意欲も高まっている。合宿で仕事を手伝うことを学び、下級生の面倒も見られるようになってきている。

4. 学習については、分からなくても学校では質問できなかったが、支援員に「分からないことは何でも聞けて、苦手な科目も分かるようになってきた」とほとんどの子どもが答えていた。また、中学生の子どもたちは「将来のことも相談でき」、みな「高校へ進学したい」と思うようになり、さらにその後の進学や職業についても考えるようになってきている。

5. 母親たちも支援員から子どものことで電話をもらえることを嬉しがっていて、養育相談で悩み事や愚痴を言える人間関係＝社会関係資本ができてきていて、親の教育力もサポートしている。

6. ボランティアに参加してくる若者には、本人自身が問題を抱えている人もいるが、子どもたちへの支援や支援員とのコミュニケーションによって成長しているケースが多い。

7. 勉強を教えるから学力が向上するという単純なことではない。小学校の基礎学力から欠けているので、すぐに成績が伸びる訳ではない。また、学習に対する

モチベーションの低い子どもが多い。自尊感情も低い子どもが多いので、どこでも支援員はまず子どもとのコミュニケーションを大切に人間関係をつくり、子どもとの語りの中で進路の話などを行っている。「十勝びばっと」のアンケートでは、57%の子どもたちが「進路について考えるようになった」と回答している。進路について考えるようになり、高校進学のことを考えることで学習しようというモチベーションが生まれてきて学習に集中するようになってきている。したがって、最初から学習目的で通ってくる塾とは違い、まず人間関係（社会関係資本）を形成することが重要になっている。

2 韓国の地域児童センターから学ぶこと

1. 地域の市民がつくり、運営している

まず、市民が貧困家庭の中・高校生のために「地域児童センター」をつくった。子どもたちの音楽練習が近隣の騒音になったが禁止するのではなく、防音設備のついた施設「楽しい家」をつくった。日本では、若者たちが音楽練習をする場所が地域にないために、ライブハウスを借りるしかなく、使用料が高くてなかなか練習できない。市民がこうして子どもの文化的要求に基づいた若者のための社会教育施設を保障している。

2. 職業体験で社会に出る力をつけている

韓国の一般的な家庭の子どもたちは毎日放課後塾通いで、平均的に3塾、多い子どもは5塾も通っているということである。ここでは、学習もするが、音楽やダンス、インドアクライミングなどができる設備があり、子どもたちは放課後の生活を楽しんでいる。また、激しい進学競争をさせるのではなく、家庭の経済力の面からも手に職をつける指導を重視していて、市民が自分の職人としてのスキルを子どもたちに伝えて職業体験をさせている。日本にはない学校と社会をつなげる職業体験の場をつくっている。

3. シティズンシップ教育の場になっている

子どもたちは地域の市民によって居場所を確保してもらい、市民から職業について学んでいる。そして、子どもたちは地域のお年寄りに自分たちで作った料理を食べてもらい、音楽やダンスを発表している。

また子どもたちは施設の中で子どもによる自治を体

験し、さらに、地域の中で自分たちの要求をプラカードに書いてアピールし、また、選挙の投票を呼びかけるなどの社会参加をしている。こうした活動を通じて、地域の中で市民として育つ教育（シティズンシップ教育）を実現している。

3 提言に向けて

1. 韓国では生活保護基準の120%の家庭を訪問して捕捉率を100%にしている。日本では生活保護は申請によるもので、捕捉率は20%以下で、生活保護を受けていない家庭が500万世帯以上もあると言われている。住民税などを基準にして捕捉率を上げることが必要である。

2. 子どもたちの多くの家庭が母子家庭であり、母親が1日に2つ以上のパート労働をしているケースも多くて夜間や休日も不在な家庭が多い。そのために、きちんとした食事もとっていないケースも多い。週1日か2日開設というところが多いが、子どもたちの要求にもあるように開設日を多くすること、また学習支援とともに食事支援をすることも必要である。

3. 多くが市の施設などを借りて開設しているため、一部屋だけで実施している所が多い。子どもたちが休憩したり、遊んだりする場所が必要である。韓国のように子どもたちが食事もでき、音楽やダンスなどでもできる施設を借りられるようにすることが望ましい。

4. 貧困家庭の子どもが進学できるように、給付制奨学金を大幅に拡大することが求められる。特に大学進学は困難なので、ヨーロッパのような生活費までみてくれる給付制奨学金までいなくても学費保障の給付制奨学金制度は最低必要である。

5. 貧困家庭の急増、格差拡大の中で学習権が保障されず学べない子どもたちにとって学習支援事業は大変重要である。折角始めた学習支援事業が、来年度から国100%負担であったのが自治体50%負担になると実施自治体は減ることはあっても増えることは望めなくなる。国は100%負担を維持して、この良い制度をなくすことなく広げていくべきである。

Ⅱ 海外事情調査の報告

訪問先リスト、訪問先別調査報告

1. 虹の青色カエル地域児童センター（1318ハッピーゾーン）
齋藤史夫、宮下与兵衛、北川裕士
コーディネイト・通訳：南銀伊
2. 関連施設「楽しい家（か）」
齋藤史夫、宮下与兵衛、北川裕士
コーディネイト・通訳：南銀伊
3. ヒアリングからの考察
宮下与兵衛
4. 日本と韓国の比較からの示唆
齋藤史夫

1. 虹の青色カエル地域児童センター（1318ハッピーゾーン）

調査日：2014年11月17日 17:00～18:30

調査者：齋藤史夫、宮下与兵衛、北川裕士

コーディネイト・通訳：南銀伊

インタビュー対象者：イ・マンボク センター長（まちづくり共同体代表）

記録者：宮下与兵衛

1 「小さな愛を分かち合う会」について

「社団法人 小さな愛を分かち合う会」（プスロギサラナヌムフェ：부스러기사랑나눔회）は、低所得者層の居住地域を中心に、「地域児童センター」の運営や活動支援、また中学生・高校生のための「1318ハッピーゾーン」の運営などを行っている団体である。1986年に発足し、2006年に法人化した。

「地域児童センター」の活動は、日本の児童館活動に近いもので、貧困地域を中心に給食活動や学習指導などが積極的に行われている。歴史的には民間のボランティア活動が支える「勉強部屋（コンプバン：공부방）」がベースになっている。「小さな愛を分かち合う会」は、全国1,400カ所の地域児童センターを会員として支援し、42,000名の児童とともに歩んでいる。（資料より）

2 「1318ハッピーゾーン」について

これは現在33カ所あり、特に13歳から18歳の中学生・高校生を支援するプログラムで、韓国企業の社会貢献活動と連携した、「小さな愛を分かち合う会」の特徴的な活動である。（資料より）

3 イ・マンボクさん（センター長）の話

「ここでは地域の人たちが子どもたちに職業体験指導をしている」

ここでは中学生・高校生に対して学習支援、進路指導—職業体験指導—進学指導をしている。そのスタッフは地域のいろいろな職業の人—例えば陶芸家など、

をボランティアで頼んで職業体験指導をしてもらっている。子どもたちは兄弟のように生活していて共同体のようになっている。食事も出て、それは有機農法の作物でつくったものである。月に2回、親との交流会をしている。

夏休みには15日間、田舎に行き、廃校になった建物などで携帯電話のない生活を体験する。自然との遊びや子どもたちの関係性づくりなどのプログラムを子どもたちが選択してすすめている。

4 子ども（高校2年生男子）へのインタビュー

「いろいろな仕事を学べるところ」

中学1年から毎日ここに来ている。パン作りなどいろいろな仕事が学べていい。将来は車の修理の仕事をしたい。ここでは友だちもできる。



2. 関連施設「楽しい家(か)」

調査日：2014年11月17日 18:30~20:00

調査者：齋藤史夫、宮下与兵衛、北川裕士

コーディネイト・通訳：南銀伊

インタビュー対象者：イン・クンジョム 自治会長

記録者：宮下与兵衛

1 「ともに笑う村共同体“楽しい家(か)！？”について

「ともに笑う村共同体“楽しいか！？”」の歴史はソウル市ソンパ区ムンジョン2洞にある「ゲミマウル(ありのむら)」のビニルハウスの村にある勉強部屋の「ソンパゆめの木」にさかのぼる。「ソンパゆめの木」はその後、「虹色青カエル地域児童センター」に進化する。「ともに笑う村共同体“楽しいか！？”」は地域児童センターの子どもたちのバンド練習場のために、ある企業の支援を得て、推進された。「楽しいか」の構造は非常に独特だ。防音されたバンド練習室、岩壁登山壁、卓球台、ダンス演習室、屋根裏部屋、カフェ、図書館、シャワー室、洗面台、食堂、事務室などがある。公演が開かれる時には岩壁登山壁は舞台になる。

大きなブロックを積んで客席も作っており、その上には屋根裏部屋がある。カフェはバリスタを夢見ている「バウ(ニックネーム,17歳)」が担当していたが、今は休んでいる。

内部構造の設計は子ども達がA4用紙にこの空間をどのように構えたいのか書いた後、それを村住民である「AtoDto」ゾジョンミスック代表がそのまま設計したという。工事は建設労働者協同組合である「でんでんむし建設」が引き受けた。地下空間なのにじめじめするとかかび臭い感じが全然ない。まったく知らぬ業者による建築ではなく、ビニルハウス時代からこの村の歴史を知っている人が工事を担当した。「楽しいか」空間を単に「虹色青カエル地域児童センター」の子ども達のためだけでなく、地域住民たちのための空間としても使える事にしたことはこのためだ。

「楽しいか」に通う子ども達は村住民たちに分かち

合うボランティアもしている。毎月第3週土曜日独居老人を対象にする「麺分け」がそれだ。また月に一回、障がい者福祉施設を訪問して一ヶ月間学んだ料理の中で一番おいしい料理をもてなしている。(南銀伊さんより)

2 イン・クンジョムさん(会長)の話

「子どもたちが設計して、市民がつくった」

ここは「楽しい家(か?)」という建物で、子どもたちがハッピーゾーンで音楽バンドの練習をしていて近所からうるさいと言われたので市民の力で2010年につくった。ここは元々、貧しい人たちのビニールハウスの家が集まり建っていた場所を、みんなで片付けて建築した。設計は子どもたちのアイデアですすめていったが、子どもの要望したハンモックだけは作れなかった。

ここの2つの目標は、①協同組合で若者の仕事の場づくりをすすめる、②若者の仕事の創業、である。若者たちがこの地域で働き、子どもたちが次のまちづくりで残るようなサイクルをつくらうとしている。最初は子どもたちの施設と考えたが、大人も使えるものにしたら、ここで大人と子どもが挨拶をかわすので地域の中でよい関係づくりができています。

ここはマウル以前につくったが、マウル以降に補助金ももらった。ハッピーゾーンと運営は別になっている。運営費は毎月200万ウォン(22万円ほど)かかり、2013年までは順調に2人のスタッフでやっていた。しかし今は、1人はボランティアで、音響機材の貸し出し収入で給与を払っている。建物も2団体以上で使う時は無料だが、1団体で使用する場合は有料にしている。地方から子どもたちが来た時には泊めて

やり、ここの子どもたちが地方に行く時には泊めてもらっている。

「子どもたちは町に出て、選挙活動もしている」

子ども自治を大切にしている。子どもたちは毎月1回、地域のお年寄りの集まりに料理を作って出し、音楽やダンスなどの発表を見てもらっている。

子どもたちは自分たちの要求である「遊び場をつくって欲しい」などのプラカードを作って町の中をパレードして市民に訴えている。

教育監（教育長。韓国では、日本が1956年に廃止した教育長の公選を実施している）の選挙の時には、子どもたちは「選挙に行ってください」というプラカードを作って、駅前に立ったり、町の中をパレードして大人に訴えている。

また、この前の石油流出などの社会問題が起きると、町で募金活動をしている。



韓国保健福祉部・保育振興院・ドリームスタート事業部

調査日 2014年11月17日 10:30~12:30

調査者 宮下与兵衛・齋藤史夫 コーディネート・通訳 南銀伊
インタビュー対象者

Headquarters of Dream Start Moon Sejeong 事務長

Choi Geumsoon

記録者・齋藤史夫

韓国語 HP

<http://www.dreamstart.kr/>

日本語・参考 HP

http://multiculture.dibrary.net/html_contents/htmls/2010_ja_JA/2010m_mp000011.htm

1

I 事業の概要

- * 2006年スタート 2007年度事業名「希望スタート」事業
現事業名「ドリームスタート」事業
- * 対象児童 0~12歳 貧困家庭の子ども（人口比 約7%）・妊婦・その家族
（女性家族部課程相談開発に小4から高校生ままでを対象とした事業あり）
対象者の収入基準 生活保護世帯・次上位（生活保護基準の120%）世帯
ソウル市・4人家族の生活保護基準 月172万ウォン
- * 全国の市・郡・区役所にドリームスタートセンターを設置（現在220/230）
メンバー 公務員・地域の専門家
事務室・プログラム運営室・相談室
- * 韓国保健福祉部・保育振興院・ドリームスタート事業部の役割
ー市郡区の事業実施についての教育・点検・評価
- * 事業についての中心的考え
すべての子どもに、夢を持てる出発の機会を保障する。
そのために、隠れている問題を発見する。

II 対象児童の100%訪問と継続的な支援

事業の実施の流れ

- ① 家庭訪問（相談）

- ② 事情把握（分類）
- ③ 事例会議（サービス計画）
- ④ サービス（4分野）
- ⑤ 点検支援（持続・関与・点検・支援）
- ⑥ 終了

Ⅲ 提供するサービスの内容（4つのカテゴリー）

- ① 身体・健康
診断・予防接種等
- ② 認知・言語
基礎学力検査・学習支援等
- ③ 情緒・行動
社会性発達プログラム・心理判定・文化体験等
- ④ 親・家族支援（家族および統合支援サービス）

Ⅳ 具体的な支援の例

*シングルマザー 所得が低く子どもを保育園に行かせていない

家庭訪問

→「いかせても大丈夫ですよ」「助けます」

→保育園と連携

→保育園に通うまで管理

*先生の体罰を発見

→先生・子ども・心理相談士等 相談・問題把握

事業訪問からの考察

（1）日本の厚生労働省に当たる韓国保健福祉部が、すべての子どもに夢を持てる出発点を保障するという理念を明確にして、事業を設定し、実際に動いている。

日本においても、児童憲章の理念「すべての児童の幸福をはかる」などの基本を確認し、据えることが必要。

（2）対象とする子どもを100%把握して実際に訪問する。

韓国においても、生活保護を申請しない家庭もあるが、次上位（生活保護基準の120%）というカテゴリーを設定することによって、対象とする家庭を100%把握する。

親・地域からの相談も受け付けているが、対象となる全児童を訪問することによって、

対象でありながら支援・サービスから漏れるという子どもがいないようにしている。

(3) 基本的な食事が最低2食は保障される。

学校においては無償給食

放課後は、地域児童センターにおいて夕食が提供される（今回訪問による事例参照）

(4) 今回は十分に調査できなかったが、支援に当たっては地域の連携も目指されているようである。

例 地域の薬局・福祉館など

セーフティネット研究会韓国調査報告書

ヘソン地域児童センター

調査日 2014年11月17日 14:00~16:00

調査者 宮下与兵衛・齋藤史夫 コーディネート・通訳 南銀伊
インタビュー調査（ヘソン地域児童センター図書館にて）

キムミア（金美姫）所長

記録者・齋藤史夫

I 地域児童センターについて

2004年の児童福祉法改正によって「児童福祉施設」として位置づけられる。

以前 240か所→現在 4000か所へ

法定化時 29人の子どもが在籍するセンター 運営費 67万ウォン/月+給食費

現在

運営費 430万ウォン/月+給食費

入所児童は 生活保護世帯の子ども+次上位の子ども 7~9割

無料

経済の両極化で働くことができない親も存在。

100万人の児童が食べ物がない・共働き家庭の子どもが火事で死亡・かぎっ子の増加などの状況を受けて国が制度化した。

II 支援が必要な子どもをすべて把握して支援に漏れないように

対象 大きくは社会的に放任されている子ども

・ドルボム（ケア・支援）協議会

学校（教育委員会）・区役所（ドリームスタート）・地域社会

ケアが必要な子どもを発掘する・適切な支援の場所に配置する

その際に学校・親の意見を聞き調査する。

どこに行きたいか：地域児童センター・塾等

III ヘソン地域児童センターの出発点と教育的価値

ヘソン地域児童センターが大切にしている教育的価値は、自立と成長である。

教育は生活の中にあり、お互い違うことを認め合うことが大切。

共同育児の考えによる共同保育が出发点。

ともに育つ

韓国の教育は注入式教育であり、自主性・自発性は育たない

体験すること・自然と関わる大切なのに。

IV 図書館の建設と地域にひらいた児童センター

*2012年12月、児童センターの近隣に図書館を開設。今回のインタビューの場所ともなった。プロジェクター・コピー機も設置し、炊事場所もある。メインの図書室と、コジマリティシタもう1つの図書室もある。

教育の3主体は、子どもたち・教師・親であるが、それだけではなく、村・地域社会を主体に入りたい。ヘソン地域児童センターだけでは子どもは育たない。子どもに親和的な村（まち）づくりをしよう。

もうひとつは、子どももこのまちに住む一人として、自分にできることを探して変化させよう、もっといいまちにするために私を変えよう、という姿勢を育みたい。そのために、近所の壁が汚いから壁画を描こう（センターのまわりは壁画が有名な地域になっている）、図書館がないからつくろうと行動した。

開設の初期資金は、初代センター長（現大学教授チョン・ビョンホウ氏）の母からの1千万ウォンの寄付・朴ソウル市長のファンドから2500万ウォン（そのうち1千万ウォンは福祉館の資金に）・不足分は寄付で。

図書館づくりのプロジェクトをつくり、もとミシン工場を、子どもが壁のペイントやインテリアづくりにも取り組む。

現在は、ヘソンと近隣5児童センターが利用するとともに、地域住民が7つの読書セミナー・天然ろうそくづくり・村共同体の会議等に利用している。

V 子ども自治の哲学

（調査日当日、17時40分よりすべての子どもの参加が唯一義務づけられている子ども自治会が開催される予定であった。次の調査先への移動のため、その時間まで滞在が不可能であったため、見学のため、時間を早めることはできないかと依頼した。しかし、この会議は子どもの自治にもとづく最も大切な時間であり、事前に子どもたちの了承無く変更することは不可能であるとの話であった。このことから、単に形式的に開かれる会議ではなく、子どもたちの主体的な意志を共同で決定する重要な時間となっていることがうかがわれた。次回の訪問を約束して、今回の見学はあきらめることとした。）

・別に行われた以前の調査では、毎週水曜日午後は学校の授業が無く、遠足が行われることとなっていた。その行き先も重要議題であり、スタッフが提案する博物館等の社会見学（国立博物館等は基本的に無料）とともに、チムジルバン（韓国の温泉施設）でサウナや映画鑑賞など・スケート・映画館などが選定される。遠足の夜は、みんなそろっての夕食の日となっており、資金は日常の夕食代の節約や用途を指定されない寄付などによることであった。

*子ども自治の哲学は、子どもたちに、自分の生きる道に責任を負う自立的な人間に育てほしい、そのためには日常的生活の中で自分が決定していくことが必要だからという

ものである。

小 1 でセンターに入る前は放任され、パソコンや携帯ゲームだけしてきて、考える力が落ちている。日常から、対話・コミュニケーション・討議・本を読むなどが必要である。

自分で自分をケアできるようになってほしい。知識は学校で教わるが、自分の内側の感情を自分で把握することは足りない。

センターの活動では、唯一子ども自治会への参加のみが義務である。その他は選択的参加であるが、例えば読書セミナーに参加しない場合は、「なぜ参加したくないのか」、代案として「 をする」という。

VI 文化の位置づけ

・以前の調査から

ソウル市に申請することによって、対象児童には無料で音楽講師が派遣され、ギター・ウクレレ・バイオリン・チェロ・フルートなどの個人レッスンを毎週木曜日に受けることができる。対象以外の子どもは有料。

*文化の位置づけについてうかがった。

今年の文化的活動についての目標は

- 1 自分を知ってうまく表現しよう。人とのコミュニケーションをとろう。
- 2 芸術的に集中してやってみよう。
- 3 村共同体の中で文化の拠点になろう。

そのために、一人がひとつの楽器を毎週 1 回レッスンを受ける。同時にもっと楽しむために上手になろうと毎日 15 分の練習に取り組んでいる。

アンサンブルにも取り組み、発表会も行っている。

<本調査からの考察>

(1) すべての対象の子どもに対するもれない支援

福祉・教育・地域が、すべての対象の子どもを把握し、協議会を開き対応する。

(2) 子どものために地道に行われてきた市民的活動の意味と重要性を行政が認識して公的制度化する

コンブバンとして地道に行われてきた活動を、行政が評価し、公的施策である児童福祉施設として法的に位置づけ、必要な支援も年々拡充している。市民的なイニシアティブの持つ意味を理解して尊重し、必要な制度設計に生かす姿勢が求められる。

(3) 地域にひらき地域とともに子どもを育てる

施設がただ単に単独に子どものためにあるのみではなく、地域の中の施設として社会的かかわりを保障する場として存在する。行政としての地域の連携とともに、地域コミュニティ・市民社会とつながることが重要。

(4) 一人ひとりの子どもを尊重し、子どもの自治を大切にするとともに、地域社会の一員としての子ども・市民としての子どもとして育てる

子どもたちが主体的に生活を創り、自立的に生活することが位置付けられている。同時に、地域社会をよりよくしていく子ども市民として、実際に図書館づくりや壁画作りを通して地域の重要な構成員として活動を展開している。

(5) 文化・自主的な学びの重視

遊び・音楽など、文化を重視して活動していた。また、学びについては、注入的な学習ではなく、子どもたちの学ぶ意欲を尊重して引き出す自主的な学びを重視していた。

(6) 子どもの生活の総合的保障

子どもの基本的な生活・学習・文化・仕事を総合的に実現すること、地域に開き多様な人間関係とコミュニケーションを保障していること。

本報告は、今回の調査に加え、2012年8月30日・2014年2月26日に齋藤が増山・南らと行ったヒアリング内容によっても補っている。

<参考資料>増山均・南銀伊「韓国における学童保育の現状—『地域児童センター』に注目して」(日本学童保育学会紀要『学童保育』第4号 2014年)より要約

*韓国の「地域児童センター」について

「児童福祉法」第16条11項にもとづき、2004年から保健福祉家族部が所管する児童福祉施設として新設。1980年代から、低所得層の子どもを対象に行われてきた放課後の保育・学習指導の場である「コンブバン」(「コンブ」は勉強、「バン」は部屋の意)が制度化されたものである。

地域社会の中で保護・支援を必要とする18歳未満の児童を対象(含.不登校など)

①給食(夕食)、②生活相談、③学習指導があり、運営は1日8時間以上、週5日制が原則
児童30人以上の場合、施設長1人、栄養士1人、生活福祉士2人

児童10人から30人未満では 施設長1人、生活福祉士1人

児童10人未満の場合、施設長1人が配置

2013年6月4,036ヶ所設置、109,256名の子どもが利用

近年、「地域児童センター」は低所得層の子どもを対象に行われてきた放課後の支援・学習指導だけではなく、広い範囲の児童を対象として地域社会の中の一般児童を対象とした多様なプログラムを準備して運営されており、児童福祉における重要な役割を果たしている。

*ヘソン地域児童センターの特徴

子ども30人、職員5人(「生活福祉士」の有資格者)と調理師1人、区から派遣される夜担当の職員1人(週3回)が子どもの支援と施設運営にあっている。

①. 歴史も長く「地域児童センター」の草分け的存在であり、ほかの地域児童センターにも影響を与えている。

②. 子ども会議」での話し合いを重視し、「子どもの自治」「子ども参加」を基本理念とし

ている。へソンに入所した子どもは、月曜日の「子ども自治会」への参加を義務づけられる。

- ③. 学習塾の代替となるような「学習支援」には重点を置いていない。
- ④. 生活体験学習をとりいれるとともに、「楽しい学び」「自主的な学び」を重視している。
- ⑤. 「読書セミナー」や「音楽プログラム」などの文化活動、表現活動を重視している。
- ⑥. 毎年12月には評価会を行い、1年間の取り組みの総括が行われる。その取り組みの中に「子ども会議」が必ず位置づけられている。

そうした振り返りに基づき、1月に次年度のプログラムが構想され、2月に親の全体会が開催され、活動方針が決められる。

3. ヒアリングからの考察

宮下与兵衛

1 地域の市民がつくり、運営している

まず、市民が貧困家庭の中・高校生のために「虹の青色カエル地域児童センター」をつくった。子どもたちの音楽練習が近隣の騒音になったが禁止するのではなく、防音設備のついた施設「楽しい家」をつくった。日本では、若者たちが音楽練習をする場所が地域にないために、ライブハウスを借りるしかなく、使用料が高くてなかなか練習できない。市民がこうして若者のための社会教育施設を保障している。

2 職業体験で社会に出る力をつけている

韓国の一般的な家庭の子どもたちは毎日放課後塾通いで、平均的に3塾、多い子どもは5塾も通っているということである。ここでは、学習もするが、音楽やダンス、インドアクライミングなどができる設備があり、子どもたちは放課後の生活を楽しんでいる。また、激しい進学競争をさせるのではなく、家庭の経済力の面からも手に職をつける指導を重視していて、市民が自分の職人としてのスキルを子どもたちに伝えて職業体験をさせている。日本にはない学校と社会をつなげる職業体験の場をつくっている。

3 シティズンシップ教育の場になっている

子どもたちは地域の市民によって居場所を確保してもらい、市民から職業について学んでいる。そして、子どもたちは地域のお年寄りに自分たちで作った料理を食べてもらい、音楽やダンスを発表している。

また子どもたちは施設の中で子どもによる自治を体験し、さらに、地域の中で自分たちの要求をプラカードに書いてアピールし、また、選挙の投票を呼びかけるなどの社会参加をしている。こうした活動を通じて、地域の中で市民として育つ教育（シティズンシップ教育）を実現している。

日本では子どもが選挙投票を呼びかける活動など考えられず、韓国における主権者教育、政治教育についてのより詳細な調査が求められる。

資料写真

(出展 : http://www.ohmynews.com/nws_web/view/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0001824390)





4. 日本と韓国の比較からの示唆

齋藤史夫

1 日本における子どもの貧困対策の概略と国際的な研究の必要

1. 日本の施策及び対策の概略

(1) 公的施策

① 従来から実施されてきているもの

生活保護、就学援助、児童福祉の諸施策：児童養護施設など

② 「子どもの貧困」の発見と「子どもの貧困対策の推進に関する法律」2013年月26日公布

☆ 第二条（基本理念）

「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。」

☆ 「子供の貧困対策に関する大綱」2014年8月29日閣議決定

当面の重点施策

- 1 教育の支援
- 2 生活の支援
- 3 保護者に対する就労の支援
- 4 経済的支援
- 5 その他

1万人のスクールソーシャルワーカーの配置など、縦割りをこえて、福祉・教育などの部門とともに、地域をつないでいく可能性もある。

③ 生活困窮者自立支援制度と子どもの学習支援

生活困窮者自立支援法（2013年12月）に基づき、生活困窮者自立支援制度が実施される。その柱は、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他とされる。

「貧困の連鎖の防止」のためとして、生活保護家庭の子どもも対象として含んで、学習支援事業が位置付けられる。

(2) 民間の活動

今回の調査先をはじめ、社会福祉法人、NPO、市民団体などの民間組織が、目の前にいる子どものニーズに見合った活動を、行政との協働や独自の活動として多様に展開している。

2. 諸外国における生活困窮家庭の子どもへの対応の研究と交流の必要性

今回は、1回のみ調査であり（委員によるこれまでの数次の調査を反映はしているが）、実態の把握と考察は不十分なものにとどまっているが、多くの示唆を得ることができ、継続的な調査と交流が望まれる。

日本の厚生労働省に当たる韓国保健福祉部の調査に際し、日本の子どもの貧困対策について承知していないということで、国立社会保障・人口問題研究所の阿部彩氏の著書2冊（『子どもの貧困』『子どもの貧困Ⅱ』岩波書店）を持参した。その意味では、本調査が、初めて、韓国の子どもの貧困対策の担当部署に、日本の子どもの貧困の現状と対策について伝えるものともなった。

日本の厚生労働省による外国の施策把握の現状は承知しないが、国際的な相互研究と交流はこれからの課題となっていると考えられる。公的部門、民間部門とも、また、政策決定部門・事業実施主体が相互研究、交流を図ることは双方の対策の発展にとって有意義であろう。

2 韓国保健福祉部・保育振興院・ドリームスタート事業

1. 事業理念について

「ドリームスタート」という名前に見られるように、韓国のすべての子どもがにとって、自分の人生、将来に対して夢を持つことができるという点において格差を作らない、という理念から事業を行っている。日本の子どもの貧困対策法では「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現する」、学習等支援においては、「貧困の連鎖を防止」とされている。児童憲章のすべての児童の幸福の保障、子どもの権利条約の子どもの最善の利益、などの理念も参考に、一人ひとりの幸福、将来に対する夢を育む、などへとつながる事業理念を打ち出すことが求められる。

2. すべての対象の子どもへのアウトリーチとケアの計画と実施

本事業においては、生活保護基準の120%の所得範囲（次上位）の家庭の子どもを対象として100%把握し、対象の子どもをもれなく訪問・ケア計画の立案・定期的な点検・ケアの継続的实施を行うこととされている。

この点は日本では明確にされているとは言えず、この視点を参考に、対象とする子どものすべてに支援が届く施策として計画立案し実施することが求められる。

3. 地域ネットワークの構築

本事業の実施に当たっては、ドルボム（ケア）協議会が開かれている。ここには教育（学校）・福祉・地域などのネットワークが一堂に会している。日本でも、スクールソーシャルワーカーの配置は、教育と福祉の縦割りをつなぐものと考えられるが、関係の期間、地域社会をつなぐネットワークの構築が求められる。

4. 基本的生活の保障

日本においては、給食のみが満足な食事であり、夏休みが明けたら体重が減少してやせていた、などの状況も報告されている。無償給食と地域児童センターでの夕食によって、すべての子どもに最低2食は保障されていることは、至急日本でも実現すべき課題である。

5. 継続した支援

ドリームスタート事業は、0歳から12歳まで、途切れることのない支援を続けることを目指している。特に、ケアの計画が予定通り実施しているのかを点検している点は、日本でも参考にする必要がある。

3 地域児童センターについて

韓国児童福祉法に位置付けられた地域児童センターは、0歳から18歳までの貧困・生活困窮家庭の子どもを対象とした児童福祉施設であり、一般児童対象の施設へと変化しつつある様子もある。日本の類似事業・施設には学童保育・児童館などがあるが、その相違と共通点を研究することが求められる。

今回は、小学生対象と、中高生対象の各一か所の地域児童センターを訪問できたのみであり、今後の継続調査が望まれる。

しかし、限られた調査からではあるが、日本における子ども若者のセーフティネットの構築に当たって示唆される点は、以下のようなものが挙げられる。

- ① 児童福祉施設として公的責任を明確にして果たす
基本運営費と給食費（学期中は夕食・休み中は昼食と夕食）が保障されている。政策理念として「教育福祉」が掲げられているが、さらに文化も重視されており、子どもの生存権・生活権、教育権・学習権、文化権を総合的に保障する場としての可能性を示していると思われる。日本における政策理念設定と公的責任の範囲を検討する上で参考となる。
- ② ラベリング・差別を超える活動が可能
子どもたちは生き生きと生活し、力を発揮し、ここへ毎日通うことが楽しくてたまらない様子を見せており、貧困・生活困窮者などへのラベリングを超える魅力ある場所を創ることが可能であることがわかる。
- ③ 基本的な生活の保障
子どもたちの生活する場所・毎日の夕食などすべての子どもに基本的な生活を保障している。セーフティネットの最も基本として、日本でも急ぎ実現する必要がある。
- ④ 自主的な学びを引き出す
子どもたちが自分たちでサークルをつくるなどして自主的に学習している（英語・日本語など）。学びの自発性を引き出す方法を考えることが求められる。
- ⑤ 文化を大切にする

文化を子どもの生活に必要な不可欠なものとして位置付け保障している(子どもの権利条約第31条: 休息・遊び・文化の権利の保障)。貧困のもとで生活している子どもにとっての文化の必要性についての国連・子どもの権利委員会の指摘(General comment No. 17 (2013) on the right of the child to rest, leisure, play, recreational activities, cultural life and the arts (art. 31) :49. Children living in poverty)なども参考にしながら施策化することが求められる。

⑥ 子どもの自治による運営

子どもたちが毎日の生活を自分たちでつくる主体となる、子どもの自治が重視され、定期的な子ども会議などによって運営されていた。子どもたちの自発性を引き出す生活とする必要がある。

⑦ 日々の生活の中からの職業能力・意志の形成

直接の職業へとつながる活動に加え(ミシンやコンピュータなど)、自分たちの食事の調理や音楽などを含めて毎日の生活と活動が、将来の職業能力への形成へとつながることが意図されていた。また、自分たちの仕事が人の役に立つことで、仕事を通じて自己有用感も高まるものと思われる(⑧参照)。

⑧ 貧困を乗り越える地域と社会を形成する子ども市民

子どもたちは支援されるのみではなく、地域の高齢者に食事を調理して提供するなど、他者を支援する存在ともなっていた。また、地域をかえる主体として、図書館・「ともに笑う村共同体“楽しいか!?”」づくりにとりくんだ。そして、教育監選挙でのパレードなど社会的なアピールも行っている。これらは、子どもたちも「子ども市民」として、地域・市民社会を形成する一員となっている姿とみることができる。

⑨ 地域ネットワークを形成し、地域に支えられる

ケアの計画はドルボム協議会によって行われ、図書館・「楽しいか」の活動は市民社会との協働が行われていた。事業を地域に開き、地域に支えられ、地域とともに実施している。

⑩ 企業や市民からの経済的・非経済的支援を引き出す

地域児童センターの施設運営や活動には多様な企業や市民からの経済的・非経済的(建設への協力・音楽指導その他)支援が寄せられている。その中には、日常の事業への支援とともに運営スタッフの日本派遣と研修(CJ財団)などもあり、日本においても、企業や市民の支援を引き出す方策(税制措置など)の検討

が求められる。

(*参考研究として、増山均・南銀伊2014「韓国における学童保育の現状—『地域児童センター』に注目して—」日本学童保育学会紀要『学童保育』第4巻、がある。)

4 学習等支援に関して

日本では、生活困窮者自立支援法において子どもの学習支援事業が実施されることとなった。今回の調査では、日本以上に教育加熱しているともいわれる韓国の貧困・生活困窮家庭の子どもへの学習支援の全体像については把握するまでには至らなかった。しかし、一部とはいえ、示唆を受けた視点もある。

① 子どもの自主性からの学び

ヘソン地域児童センターでは、子どもたちの自主的な学びによる英語のプリントが壁に貼られ、また、調査者の以前の訪問の際には日本語の勉強会で学んだという日本語のあいさつがされた。子どもたちが毎日の生活の中で、自分たちで学びをつくるという視点は参考になる。

② 学習そのものの本質を深める

今回の2つの地域児童センターの事業では、生活そのものの全体が、「学習」の過程ともとらえられた。ユネスコ21世紀教育国際委員会は『学習：秘められた宝』において、「学習の4本柱」として、「知ることを学ぶ(learning to know)・試すことを学ぶ(learning to do)・共に生きることを学ぶ(learning to live together)・人間として生きることを学ぶ(learning to be)」という理念をあげている。地域児童センターにおける生活は、全体としてこの4つの学習を総合的に行っている過程ともとらえられる。

日本での生活保護家庭の子ども的高校進学に向けた学習支援においては、子どもたちが積極的に自分の夢を実現するために向かっていく姿が見られた。このような形で、学校の勉強に立ち向かうことは重視する必要がある。同時に、学習そのものについてもその内実を深め、生活全体を通じた学習の在り方を検討して保障することが求められる。

Ⅲ 分析と考察に基づく提言

東京家政大学名誉教授 / 運営委員長

片岡輝

1 はじめに

平成26年8月、「子どもの貧困対策大綱」の閣議決定以降、全国の自治体で対策が始動し、すでに支援に取り組んできている民間団体や個人の活動への関心も高まりつつある。本調査研究は、平成27年4月の学習支援を核とする新法の施行とともに各自治体とNPOなどの民間団体が参画・実施する支援を、貧困の連鎖を断ち切る上で真に効果のあるものにするために、先行実施団体と韓国の団体を訪問して支援スタッフと被支援者である子ども・若者に対してヒアリング調査を行い、支援の実態・支援の効果・支援を阻害する要因・支援をより効果的にする提言等聴取した結果を集約、運営委員会での検討・討議をへて、今後の支援事業の立案・実施の参考に供するものである。

貧困の連鎖を断ち切るためのセーフティネットの現状を巡る先行事例調査から見えてきた問題を改善するためのキーワードは、次の4つである。

- ①縦割りから横断的支援へ
- ②囲い込み（排除・偏見・差別）から包摂（受容・理解・共生）へ
- ③被保護から自立へ
- ④事務的対応から人間的対応へ

以下、これらのキーワードに即し、調査結果の分析と考察に基づいて、貧困の連鎖に苦しむ子ども・若者を一人でも多く自立へと導く支援の在り方を構築しようとして日夜取り組んでいる福祉団体・NPO関係者や政策立案・実施に携わる立法・行政担当者の方々への提言としたい。

2 提言Ⅰ：縦割りから横断的支援へ

縦割りの弊害は、社会の様々な領域でこれまでも繰り返し論じられ、改善のための試みが積み重ねられてきたが、一旦構築されたシステムの強固な壁に取り込まれた私たちの意識下に沁み込んだ目に見えない障壁を突き崩すのは容易ではない。内なる障壁を突き崩す取り組みには何が必要かを、調査結果を参照しつつ提言して行きたい。

特定目的に特化した支援の限界

静岡県清水市・富士市・神奈川県川崎市で支援活動

を行っている3つのNPOのヒアリング調査を担当した阿比留久美委員・石井清孝・稲田怜史・神保隆秀ワーカーズコープスタッフ・は、〈行政の施策では、「就労支援」「学習支援」など、ある目的に特化して施策が立案されるのが一般的であるが、困難を抱える子どものセーフティネットが機能するには、特定の目的を設定し、目的ごとに事業化することでは限界がある。富士市の「ゆめまちなえと」では、冒険遊び場とたまり場と学習支援を行っているが、それらの活動に重複してやってきている子どもがいて、それぞれの場で見せる子どもの様子からその子どもが置かれている状況が立体的に浮かび上がってくる。また、いくつもの場が存在することによって、自分の居場所があるとの実感が得られていると考えられる。川崎市の「たまりば」は、基本的には不登校の子どもをコアとした居場所であるが、そこでは毎日のお昼ご飯を安価に提供したり、求めに応じて勉強を教えたり、さまざまな体験の機会を作ったりしている。こうした何気ない日常を積み重ねる活動を通し、この団体では学習支援・居場所・相談支援・生活支援の4つのカテゴリーの複合支援をおこなっている。

行政の施策としての目的設定は無論必要だが、活動を特定の目的に限り、その他の活動を制約をするような施策や事業の規定は、セーフティネットとしての機能を阻害しかねない。

ある自治体の学習支援事業に関わった指導員は、スタッフと子どもとの関わりは、学習支援に限られていて、生活支援には踏み込めない限界を感じた。子どもをより深く理解しようと思っても、学校との情報共有は難しいという。ここにも縦割り行政の尻尾の残滓が見られる。学習に問題を抱えている子どもから学習だけを切り離して支援しても、問題の根本的な解決には至らないことは、誰の目にも明らかである。支援の仕組み作りに私たちの社会が持つあらゆる資源を結びつける横断的な制度設計と支援体制が求められている。

無論、就労支援のように特化することで効果的に機能する場合もあるが、縦割りで専門分化した施策・事業展開では、子どもの生活全体をカバーする支援にはなり得ない場合も多いということに留意した施策のあり方が求められると考察を締めくくっている。

「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークの主催で、約100人の教師・自治体関係者・市民団体などが参加して1月24日に行われた情報交換会では、自治体職員が「学校での貧困対策には、新たな仕事を

押し付けられると、現場の抵抗観が強い」と述べたのに対して、公立校の教師は「外部の人が学校に入ることによって学校への批判が強まるのを恐れている面がある」と応じた。小児科医の竹内一教教授が約300人の新生児の生活背景を調べた結果によると、貧困家庭の母親は、そうでない母親に比べて、10代の割合が約7倍、低学歴の割合は約2倍だった。(朝日新聞1/25)

横断的な制度設計と支援には、異なった現場の意識改革や、貧困家庭の子どもの思春期教育等、細やかな目配りが必要である。

18歳未満の生活保護受給者がこの13年で1.5倍に増加している東京の足立区では、実態把握のため、担当部署を新設し、区立小の低学年家庭の年間収入、1か月の食費、家賃の滞納、生活に必要な家電の有無、朝食、就寝時間など、子どもの生活状態などを調べて、国立成育医療センターに分析を依頼し、貧困が子どもにもたらす影響を把握して施策に活かす。この取り組みは23区で初の試みというが、結果がどのように活かされるか注目したい。

横断的支援の基盤としての地域に根差した人間関係と食環境

東京都田無市・荒川区・新宿区の3団体で、貧困家庭の子どもの食環境についてヒアリングを行った山田恵子委員、中村央ワーカーズコープスタッフは、食への支援が学習や人間関係に与える影響の大きさという観点から、多様な支援活動を展開している団体の横のつながりの重要性について、次のように報告している。〈田無市の「猫の足あと」の代表は、教師として在職中から家族ぐるみで支援に熱心に取り組んできた方だが、その代表でさえ、在職中は子どもたちが抱えているさまざまな課題が見えなかったという。その理由は、教師がおおらかでいられない日常的な忙しさや閉塞感によって、子どもを一人の生活者として見る視点を持ち得なかったからではないか。こうした反省から、「猫の足あと」の学習支援は、子どもとともに育ち合える大学生を指導者にして、個別学習により子どもが学びの面白さを知り、やる気を持つまで丁寧支援している。こうした方法を取ることで、大学生との間に「教わる教える」の循環が生れているという。また、食事を共にしながら話をする中で、人とかかわりや学習に良い影響があり、学びの場を地域のたまり場として解放することで子どもに地域の一員として

の自覚も育っているという。

新宿区の「かしわヴィレッジ」は、高校への進学に困難を抱える子どもたちが進学を断念することによってより困難な状態に陥ることのないよう、中学の3年間を通しての学習支援と、高校からの中退予防のアフターケアを行っている。

高校に通い続けるための支援として、子ども期を通して人間関係で傷ついてきたことを、ここで出会った学習の労苦を共にする仲間・先輩・大人との新しい人間関係を築く過程で癒し、学習と本気で向き合う力を回復させている。

不登校の子どもに、学校か家庭かの二者択一を迫るのではなく、両者の中間に位置する居場所を提供し、家族と一緒に食事をした経験が乏しい子どもたちに、何でも話し合いながら食事を楽しめる時間を提供している。

スタッフは、学習支援を効果的に進めるためには、困難を抱えて生きている親の支援を同時に行うとともに、地域の社会的養護を担う施設との連携や学校、特に支援を必要としている子どもを早期発見に教師との連携が重要であること訴えている。

荒川区の「子ども村・中高生ホットステーション」では、リラックスした雰囲気の中で、気持ちが伝えやすくなり、自然な交流が生れやすい食事時間に、会話を通して、人との距離感やマナーを学ばせて、自尊心を育てることで、学習意欲の向上を図っている。

さらに食事を提供するスタッフに地域住民を迎え、期せずして多様な世代の交流の場となっており、地域づくりの拠点になりつつあるという。

ここで学習支援を受けている子どもたちも、学校とは違って、分かるまで聞くことが出来、地域の幅広い世代から教科の勉強以外のことも学べる、と目を輝かせてインタビューに答えていた。

- ・子どもは、いわゆる教科の学習以外のさまざまな経験を通して力を付け、社会を広げて行く。
- ・子どもは、学校と家庭との中間の居場所で、地域の多様な他者との交流の中で自分を取り戻して伸びて行く。それを支援する上で親への働きかけと地域の社会的養護関係者との連携が重要である。
- ・子どもの健全な成長には、学びと暮らしと文化の支えが欠かせない」と報告を結んでいる。

国際比較研究調査のために訪問した韓国に於いては、後述のように、わが国の省庁に当たる文化観光体育部、保健福祉家族部、女性家族部、教育科学技術部

が連携して経済格差に苦しむ貧困家庭の子どもの横断的な支援プロジェクトを立ち上げ、子どもの成育に欠かせない学習・生活・文化にわたるきめ細かい支援を行っており、学ぶところが多々ある。

以上、ヒアリングで得られた支援現場のスタッフと被支援者の所見ならびに調査に当たった委員の考察、委員会での検討を経て、所轄省庁・各行政機関による支援の仕組みの立案・実施を、すでにわが国でも萌芽が見られる子どもの成長発達をトータルに支える横断的支援へと、転換移行することを提言する。

3 提言Ⅱ：囲い込み（排除・偏見・差別）から包摂（受容・理解・共生）へ

この提言の趣旨は、福祉の世界ではすでに20世紀半ば、デンマークのニルス・エリク・バンク・ミケルセンが提唱した「ノーマライゼーション」（障がい者や高齢者が普通の人々の中で、等しく生きる社会環境の整備、実現を目指す考えと活動）のコンセプトと同じであり、目新しさはない。貧困と差別に苦しむ子どもや若者が「ノーマライゼーション」を必要する存在として顕在化したということにほかならない。しかし、自らの預かり知らない理由で貧困と差別を受ける環境に置かれてしまっている子どもや若者にとっては、囲い込みから包摂へと社会の在り方が変わることこそが、自らの力で生きやすさに近づくための一歩を踏み出すために必要な基盤整備ではないだろうか。

齋藤史夫委員・宮下与兵衛委員・北川裕士ワーカーズコープスタッフ・石井清孝ワーカーズコープスタッフ・上平泰博協同総研専務が訪問した団体は、京都・山科醍醐こどものひろば、大阪市西成区の社会福祉法人ストローム福祉会山王こどもセンター、東京・せたがや若者サポートステーション、北海道・十勝びばっと、熊本市役所健康福祉こども局、熊本市・アスポーツ学習教室、東区月出コミュニティセンター学習会、鳥取市学習支援教室すてっぷ、韓国虹の青色カエル地域児童センター、韓国保健福祉部保育振興院ドリームスタート事業部、韓国ヘソン地域児童センターの各所である。

囲い込みとラベリングの落とし穴からの脱出～なんだ普通じゃないかの発見

齋藤史夫委員は、子どもの権利条約第31条「休

息・余暇・遊び・文化的・芸術的生活への参加の権利」を巡って国連子どもの権利委員会で出された一般的意見（Ⅶ-49）「貧困下で暮らしている子ども：諸便益にアクセスできないこと、参加費用が負担できないこと、近隣地域が危険であり放置されていること、働かなければならないこと、ならびに、無力感および周縁に追いやられているという感覚があることは、いずれも、第31条に定められた諸権利の実現から最貧困の子どもたちを排除することになる」という警告を引用しつつ、調査研究の際の重要なビューポイントとして提案、各委員もこれに賛同して調査に当たった。

囲い込み（排除・偏見・差別）は、貧困・学習困難児というレッテル貼り（ラベリング）から始まる。一旦レッテルを張られると、周囲は無論、本人もそのラベリングの呪縛から解放されるのは極めて難しい。被保護者としての呪縛を解き、自立した人間として社会へ巣立って行くことが出来るようにするために、各支援現場では、どのような取り組みがなされているのだろうか。

「せたがや若者サポートステーション」では、引きこもり・不登校・中退・発達障がい・ニート・フリーターといった負のレッテルを引きずっている若者たちに、これまで経験したことのない協働作業を通して、共に働くの楽しさや一緒に何かを成し遂げたという達成感や他者から感謝される喜びを味わせることで、自信や誇りに付けさせる仕掛けを活動の基盤にしている。

その一例が、「世田谷カレーパンまつり」で、3日間の会期中に延べ2,000人の地域住民が集まった。このイベントは、世田谷ものづくり学校のツール・ド・デザインとの共催で、企画から実施までの2カ月間、若者たちは、パン屋さんに取材に行き、当日配布するパンフレットを作ったり、地域のさまざまな人々と接して、仕事や働くことを学んだり、当日はパンの受け取り・運搬・販売を経験し、自分たちの中にある生きる力と、協働することで自分たちの可能性が大きな仕事として結実することを発見して行った。

こうした経験を生かして、地域の児童館まつりの警備やサポート、餅搗きやデイキャンプでのアルバイト、団地の高齢者の買い物支援など、地道な活動を積み重ね、頼られる若者集団に成長し、周りの大人の目も「やれば出来るんだ。なんだ、普通じゃないか」という評価に到り、その評価が若者たちの自己肯定感を育てるという好循環が生まれる。大人・子ども・若者

の気付きこそが自立へのスタートラインとなることをこの実践は教えてくれている。

「十勝びばっと」は、学習支援の形態を、拠点型、通信型、訪問型、夏冬の合宿学習、親への電話による養育相談と、多様化し、社会関係資本（家庭・学校・地域での人とのつながり）の欠落（つながり格差）を克服するための足がかりを提供することで、囲い込み型の支援を開かれた包摂型の支援へと転換させようとしている。

この方式により、対人恐怖症で拠点で仲間と学ぶことが出来ない子どもも自宅で支援を受けることが出来、通信支援や訪問支援で支援員と触れ合うことから拠点に通えるようになるなど、貧困⇒いじめ⇒不登校⇒学習遅滞⇒人間関係形成能力の未発達⇒社会関係資本の欠落からの着実な立ち直りの変化が子どもたちに見られる。

それぞれの方式での支援では、自信を失っている子どもの心理に配慮した言葉掛けを行ったり、異年齢の子ども同士の学び合いの機会を作ったりすることで、人間関係形成能力が生まれ、学習意欲も高まり、登校出来るようになった例もみられる。また、中学生の中には、支援員との話し合いで、進学・就職など将来のことについても考えられる子も出てきている。

親への養育支援についても、支援員からの働きかけで、悩み事や愚痴を言える人間関係が出来、親の教育力の向上が見られるという。さらに、ボランティアとして参加する若者には、本人自身が問題を抱えていることが多いが、子どもたちへの支援や支援員との協働によって立ち直るケースが見られる。

生活に根差した複合支援

親子劇場運動をルーツとする「山科醍醐こどものひろば」は、子どもの生活をトータルにとらえ、その全体の中に目の前の支援を位置付けることを理念として学習支援を行っている。

生存の基本である「食」を共にすることで人間関係を再生させ、生活困窮支援の盲点となっている文化や遊びへの支援を、子どもの権利条約31条の観点から、学習のその先に、生活の中の文化・遊びの楽しみ・表現による自己解放・地域とのつながりとさまざまな人との交流の場を用意することで、子どもたちの豊かな人間性と将来への夢を培う支援を目指している。また、トータルな支援を提供するため、地域の福祉セクター（社会福祉協議会・民生児童委員）と教育

セクター（学校・教育委員会）と密接に連携を取りながら一人一人の子どもに寄り添う支援を行っている。

大阪の山王こどもセンターは、1964年、ドイツ人の宣教師エリザベス・ストロームが自宅を解放して幼児を預かる活動を始めたことに、そのルーツを持つ。その後、家庭保育の家、ベビーセンターの活動を経て、山王こどもセンターとして自主運営を続け、1996年に社会福祉法人の資格を得て、第2種小型児童館として活動してきたが、大阪市のこどもの家事業廃止に伴い、現在は、留守家庭児童対策事業として、幼児から青年まで、障がいを持つ子どもも無条件で受け入れ、おやつ代50円、給食代270円の実費のほかは原則無料で、寄付、カンパ、バザーなどで運営している。

このセンターが位置する地区は、釜が崎地区に隣接しており、「給食費に270円払うより100円のカップラーメン」という感覚の親もおり、経済的貧困のみならず、社会的、文化的にも貧困な家庭が多い。

活動は、昼、夜、四季の特別プログラムと子どもの生活時間全般をカバーしており、その内容も、昼は、伝承・集団遊び、おやつ作り、工作、ボール遊び、遠足、園外遊び、夜は、誕生日会、おかしクラブ、ゲーム大会、スポーツ大会、料理クラブ、絵本の読み聞かせと工作、宿題や苦手な科目にチャレンジする勉強会、特別では、春のお泊まり会、キャンプ、夏の運動会、中高生トレーニングキャンプ、野外炊飯、夏のこどもまつり、サマーキャンプ、秋のリーダーキャンプ、秋のこどもまつり、冬のクリスマス会、新年会、餅搗き大会…、と多彩で、特筆すべきは、勉強会「社会を知ろうー西成区の今と昔」をきっかけに始まった月一回土曜の夜回りで夜宿している方にお話を聞きに行く活動を通じて地域を理解させ、地域のリーダーを育てている取り組みだ。地域性を理解させ、地域への愛着心を育てることは、ひいては、自立した市民意識の形成、家族愛、自尊感情の育成につながるものとして注目したい。こうした活動から見えてきたことは、文化活動や地域に根差した異年齢の集団活動が、学習指導だけでは育たない集中力をはじめ、コミュニケーション力、クリエイティビティ、協調性、思いやり、労働への意欲などの豊かな人間性を育み、自立への道を自らの足で歩み始めるという事実である。また、親への働きかけは、子どもの生活環境の改善に効果があり、地域を巻き込む活動は、次世代を地域の手で育てることにつながる。

問題を抱える子ども・若者・親を受容し、理解し、共生しようとする具体的な実践例から学ぶところが大きいと言えよう。

厚生労働省の2011年度の調査では、母子家庭の母親の8割がパートやバイトで生計を立てており、平均年収は児童扶養手当や養育費を含めても223万円に過ぎず、帰宅時間は4割が18~20時、20時過ぎが1割以上だった。

湯沢直美立教大学教授(社会福祉論)は、「住宅や教育費の負担は大きく、長時間働かざるを得ず、子どもと居る時間が奪われる悪循環が起きている」とし、男女の賃金格差を縮める就労環境の改善や児童手当の増額を訴えている。(東京新聞3/8)

格差是正と生活に根差す総合支援の仕組み作りは、国の基盤作りとして喫緊の急務である。

4 提言Ⅲ：受身の被保護から 自立・協同する学びの主体者へ

支援を受ける子ども・若者たちが、受身の被保護の立場から学びの主体者としての意識に目覚め、それぞれの可能性を生かして自立へと踏み出す…、訪問した各支援団体が支援のゴールとして持つ共通認識であることが、今回の調査で確認できたが、ゴールに到るまでのプロセスは各団体それぞれの理念・方法論・団体規模・地域性等々の与件によって多岐にわたる。交互に情報を交換し、学び合い、補い合う協働の仕組みを構築することが支援をより効果的にすると考えられる。

学び合うことは、互いに「向き合う」ことを前提にした上で、「話し合う」「伝え合う」「教え合う」「語り合う」など、人と人との関係をつなげるものである。

それこそが、「協同の営み」であり、学びあうことと協同することは一対の関係にある。「孤立化」された社会の中で、協同することは、学ぶ場自身を自分たちでつくる、つまり社会をつくる当事者として、自治を担うことにつながる。

視野を広げる目的で、韓国の担当官庁の部局と支援団体を訪問して得られた情報をレビューしながら、提言の趣旨に沿った支援の実態を紹介したい。

子ども自治の哲学に根差す韓国の支援

韓国では、1980年代から、低所得層の子どもを

対象に、放課後の保育・学習指導を行う「コンブバン(勉強部屋)」が各地で活動していたが、2004年、「児童福祉法」に基づき、不登校など、地域社会の中で保護・支援を必要とする18歳未満の児童を対象に、夕食の提供・生活相談・学習指導を行う「地域児童センター」が制度化され、4,000の地域でおよそ11万人の児童を受け入れて活動を展開している。

増山均早稲田大学文学学術院教授と南銀伊同大学院生の調査によると、4,000センターの運営主体は、65%が個人、次いで宗教学法人9.2%、社会福祉法人8.4%、財団法人8.4%、社団法人5.5%で、ほぼすべてが国からの助成を受けている。

韓国の児童福祉法には、「地域児童センターは、地域児童の保護、教育、健全な遊びと娯楽の提供、保護者と地域社会の連携など児童の健全育成のため、総合的な児童福祉サービスを提供する施設である」と規定されている。

ヘソン地域児童センターもその一つで、共同育児の考えによる共同保育を原点に持ち、子ども・教師・親と村・地域社会が連携して「ドルボム(ケア・支援)協議会」を立ち上げて運営に関わっている。受け入れている子どもは、30人、スタッフは延べ6人である。

センターと地域住民の関係を象徴する例として、近隣に建設された図書館がある。プロジェクター・コピー機・キッチンなどを備えており、ヘソンと近隣5センターの子どものほか、地域住民が7つの読書セミナー、ろうそくの手作り、村共同体の会議など、幅広く利用されている。

建設の初期資金は、個人寄付、市のファンドで賄われた。

このセンターでは、「子どもの自治」「子どもの参画」を基本理念とし、入所児童は、毎月曜に開かれる「子ども自治会」への参加が義務付けられているほか、火曜は「読書セミナー」、水曜は「遠足・地域活動」、木曜「音楽活動」、金曜「1週の振り返りの会」と「宿題と復習」、土曜「子ども自治会で決めたクラブ活動」に参加する。自主性と子どもの権利を尊重したバランスの取れた充実した内容になっている。ひるがえってわが国の現状を顧みる時、支援の基本理念の貧しさや運営哲学の欠損が、子どもの生活の質をやせ細ったものにしていくことが多いと指摘せざるを得ない。

「名は体を表す」を地で行く活動

たとえば、教養のある猫に習って読み書きが出来

るようになる少年の物語『ルドルフとイッパイアツテナ』（斎藤洋作）にちなんで、「猫のあしあと」と名付けられた田無市の学び塾のように、支援団体のネーミングには、その団体の活動の理念を表わしたものが数多い。

韓国の「1318ハッピーゾーン」は、企業の社会貢献事業と連携した13歳から18歳の中学・高校生対象にした「幸福地域」の実現を目指した、学習支援・職業体験指導・進学指導を行っている施設で、現在、33カ所で活動している。

その一つである「虹色青カエル地域児童センター」は、ソウル市ソンパ区ムンジョン2洞にあり、地域住民の陶芸家・農家等のボランティアが窯業や有機農業といった職業訓練を指導し、成果物で食事を楽しんだり、親子の交流会を催したり、自然との触れ合いや関係性作りに取り組んでいる。

このセンターには、子どもたちが設計して、市民が作った「ともに笑う村共同体・楽しいか(家)」と名付けられた、バンド練習室・ダンス練習室・卓球室・ロッククライミング壁・図書館・カフェ・シャワー室などの施設があり、地域住民にも開放しており、ネーミングの通り、地域の「楽しいか(家)」になっている。

ヒアリングで分かったことは、このセンターが、貧困家庭の子どもの学習支援にとどまらず、地域市民との職業体験やイベントを地域市民との協働することと施設の生活の中で自治を体験することを通して、地域に生きる自立した市民として育つシティズンシップの教育を実現しているということである。

わが国の若者に見られる社会的引きこもりなどの自立・就労困難事例の増加と常態化の改善・予防にも有効な学びと支援として、プログラム化を提言したい。

血の通った支援施策

韓国保健福祉部保育振興院ドリームスタート事業部は、事業名を部局名に冠している。

ドリームスタート事業は、貧困家庭の0～12歳の子ども（人口比約7%）と妊婦とその家族を対象にして、生活保護基準（ソウル市の4人家族で172万ウォン/月）の120%を支給している。

窓口のドリームスタートセンターは、全国の市・郡・区の役所（約230カ所）設置されていて、対象児童の100%訪問により、実態と事情を把握した上、事例会議でその子が必要としている支援を検討、

①身体・健康⇒診断・予防接種等、②認知・言語⇒基礎学力検査・学習支援等、③情緒・行動⇒社会性発達プログラム・心理判定・文化体験等、④親・家族支援⇒統合支援サービスの4カテゴリーの支援を提供している。

このヒアリングに学ぶべきは、国連の第14回総会の「児童の権利に関する宣言」前文の「児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のために」の理念に則って事業を策定して、数値目標である100%実施に取り組み、特に貧困家庭が陥りがちな食生活へのしわ寄せを、無償学校給食・地域児童センターでの夕食提供により2食を保障するなどのきめ細やかな施策と、地域の医療・心理・保育・教育・福祉・文化の関係機関と連携してで、対象児が支援・サービスから漏れることのないようにしていることである。

今回の国内外の訪問調査により、支援を要する子どもへの血の通った保護が必要であることはもとより自明だが、貧困の連鎖を断ち切るには、子どもたちが自らの足で立ち上がり自立する力を身に付けるための知・情・意・体の全人的な発達の支援が必要であることを改めて痛感する。現行のセーフティネットを、被保護から自立支援への観点から振り返り精査することを提言したい。

5 提言Ⅳ：事務的対応から人間的対応へ

「ハードよりソフトへ」と社会のパラダイムがシフトしたのは、高度成長期が終焉を迎えた頃からだったが、セーフティネットの被支援者・支援者双方のヒアリングから見えてきたのは、いかに良く制度設計されていようとも、実施・運用に当たる関係者の人間性や気付きの如何によって、成果が大きく左右されるという事実である。このこともまた、すでに人口に膾炙されているが、具体例を支援を受けている子ども・若者と、支援に従事している関係者の発言からピックアップして、提言の趣旨説明に代えたい。熊本・アスポーツ学習教室では、市内5地区の5カ所のコミュニティセンターで高校受験の中学生を対象にして活動している。家庭環境は大半が単親家庭で、保護者は精神的に不安定なケースが多い。

学習習慣が身につけていなくて学習困難に陥っていた子どもが成長していく過程を追ってみる。「家庭訪

問のケースワーカーの説明を聞いた親の勧めで参加。基礎からのスタートで、まず友達ができて通う気になり、支援専門員や支援ボランティアとの会話でモチベーションが高まって学習成果が上がり自信をつけ、脱落気味の友達に声をかけるまで成長した。

中学の支援学級に通ってある発達障がいを持つ生徒の親は、学校に不信感を持ち、学習教室に通わせることに抵抗があったが、支援員が何回も訪問を重ねたことで心を開くようになった。閉塞した家庭環境で育った子どもたちも教室で信頼できる大人とつながり、学習に加え、スポーツや調理実習などの交流を通して仲間と居場所ができ、夢や希望が語れるまで前向きな生き方ができるようになっている」

仕事への義務感を超えた支援員の人間味あふれた向き合い方が、セーフティネットの成果を支えているケースは、訪問したどこの支援施設でも豊富に見られた。

人との触れ合いが変わる力を育む

子どもたちの声に耳を傾けてみよう。

- ・苛立ちがなくなっていったのは、職員の声かけのおかげ。支えてくれることや「期待している」という言葉で頑張ろうという気持ちになった。(山王子どもセンター)
- ・おとなになった。さまざまなタイプの人たちの接し方を覚え、苛立ちがなくなっていった。ここにきて自分が変わったと断言できる。(同上)
- ・ここにきて、人見知りが出た。将来は、このような場所で子どもたちと関わる仕事をしたい。(同上)
- ・「ぼっち(一人ぼっち)」ではなくなった。この「えん」にくる子は、口は悪かったりするが、なんだかんだ言ってもみんなやさしい。女子同士で話していて笑いが絶えないし、男子とも話すようになっている。(フリースペースたまりば)
- ・自分は嫌なことがあると抱え込んで自爆するタイプだった。小学生のころからいじめられっ子ポジションで、高学年になってものを隠されたり。いじめにあうようになって、5年の夏から学校をさぼるようになった。ここの来たのは、壁にぶち当たって、逃げたけれど、このままでは駄目だということも分かっていたし、いつか学校にも行かなきゃと思ってたから中1から通うようになった。来始めた時は、人とのかわりが怖かったけれど、1年前と比べて進歩したと思う。学校にも行くようになった

し、初めて会った人ともコミュニケーションが取れるようになった」(同前)

- ・「えん」は、基本的に自由だから、自分で考えて、決めて、実行することができるようになった。学校では、先生に「ああしろ、こうしろ」と言われ、「はい」
- ・と従うことの連続だった。逃げ場所も必要だと思う。(同前)
- ・公設の職員は「ダメ」ということが多く、親身の相談に乗ってくれない。相談しても、話をそらされたりする。ゆめ・まち・ネットの渡部夫妻には、聞き辛いようなことも聞けるし、分かったふりをしなくていい。(ゆめ・まち・ネット)

多数のコメントの中の極く一部を紹介したが、支援活動の最前線を担う支援員が職責を超えて取り組む姿から、子どもたちは人間への信頼を取り戻し、自立への一歩を歩み始める。そのような支援員がさらに一人でも多くなることを願って、「事務的対応から人間的対応へ」を提言4としたい。

6 終わりに

今回の訪問調査で、現在活動している官民のさまざまなセーフティネットの現状と課題の一端が明らかになってきた。

誰もが安心して過ごせる居場所、そこでは「生きている」ただそれだけで互いに祝福し合い、喜び合える。そんな場所と時間を作りたい。不幸にしてそれが出来ない家庭の中で生きている子ども・若者がいる。貧困率が高まりとともに、生きにくい状況が広がり、深刻さが増している。発達障がいや精神疾患でハンディキャップを背負う人、学習障がいやコミュニケーション不全に悩む人等、支援を必要とする層が厚くなる一方で、不景気による家庭経済のひっ迫と、国・地方自治体の財政危機を理由とする福祉予算の締め付けで、支援が縮小しつつあるという厳しい現実がある。

特に東日本大震災の被災地では、奨学金などの教育支援が必要な家庭の37%が年収250万円の貧困家庭で、高校受験を控える中3の75%が塾や習い事に通えない現実がある。中学生の塾の費用は全国平均月22,300円で、中3の64,2%が通っていることから、明らかに格差がある。

これまで、貧困家庭の子どもに塾や習い事など学校

外の教育を支援する法制度は存在しなかったが、この4月から自治体の貧困家庭の子どもへの学習支援を後押しする新法が施行される。

これに先立ち、大阪市では、2013年から、生活保護や就学援助を受けている中学生にICカードによる月1万円の助成を行っており、対象生徒の約半数の9,000人が塾やスポーツ教室で利用している。こうした先行事例に学ぶことは多い。

また、新法の実施に当たり、本来は公共が担うべき支援事業の指定管理化や事業委託化で、発注側と受注側との関係が固定し、協働（コラボレーション）の形骸化が進み、子どものための最善の利益の実現が阻害される恐れがないか。すでに管理する側・される側という縛りが支援の在り方を事務的な方向へと押し流そうとしている傾向が見られる。

生活困窮者自立支援法は、相談事業のほかに、住居確保給付金、就労準備支援金、家計相談支援、学習支援などを、行政の各部署、外部団体との連携で行うことを謳っている。この仕組みを真に稼働させるためには、関係者の細やかな気付きや、速やかな関係部署間の情報交換に基づく要支援者への人間的な対応が不可欠である。

また、国の補助100%で実施された学習支援モデル事業は、今年度で終わり、次年度からは、国の補助が半減することになったが、地方自治体の50%負担は財政事情からして困難な自治体が多く、学習支援事業の縮小が懸念される。貧困の連鎖を断ち切るための国家的プロジェクトを継続させるため、補助100%の復活を切望したい。

「教育」と「福祉」という狭間に落ちこぼれる子どもが出ないように、「暮らし」という視点で、包括的な支援を可能とする横断的なシステムの構築を、明確な理念と哲学の共有のもと、官民共同で進めることを強く要望して、分析と考察の基づく提言を締めくくりたい。

IV 総括

子ども・若者のいる地域社会へ ―社会福祉の視点から―
沖縄大学名誉教授 加藤彰彦

「学び」と「育ち」の協同化によるセーフティネットの構築
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会 古村伸宏

安定した国家基盤の構築の視点から
白梅学園大学学長 汐見稔幸

子ども・若者のいる地域社会へー社会福祉の視点からー

沖縄大学名誉教授

加藤彰彦

1 人間関係はなぜ希薄になったのか

日本が近代化される以前の社会は、世界の中でもっとも子ども・若者が生き生きと暮らし地域社会の中で大事にされていた時代であった。

江戸時代の子どもの暮らしを見ると、路上で遊びたわむれ、おとな達と一緒に仕事を手伝っている様子が数多く描かれている。

近代学校の始まる以前には寺子屋に集まり、学びだけでなく生活の知恵も身につけていた記録も数多く残されている。(『近代日本児童生活史序説』野本三吉著、社会評論社)

こうして日本の社会では、子どもが地域の宝として大切に育てられてきたのであった。

しかし、現在子ども・若者達は生きる意欲をなくし、家の中に閉じ込められ、社会参加のできない若者がふえている。

この大きな変化の原因はどこにあったのであろうか。

明治維新から始まった日本の近代化では、ヨーロッパの文化を取り入れ、近代化、工業化へと大きく生活スタイルが変わり、生産中心の社会となった。

農業、漁業、林業等の第一次産業から、工業生産、流通産業を中心とした都市型文化へと転換したのである。そのため、そうした社会を担う人材育成のため近代学校が作られた。全ての子ども達は、義務として学校で学び、読み書きソロバンの力を身につけることになった。子ども達は、成長して都市に出、大臣や学者、会社の社長になることを夢みて勉強に励むことになった。

それまでの故郷の山谷、畑、海や川で暮らす生活から都会生活へ憧れて、村を離れていくようになったのである。

一つの見方から言えば「農本主義」から「資本主義」へと時代の方針が大きく変わったのである。

資本主義社会の本質は利潤追求にあり、生産性を高め、能率化、合理化を求める。ユックリ、丁寧にやっているよりは、より早く大量につくることが求められる。もともと適応力のある日本人は、こうして日本の近代化を進め、日本も資本主義社会の仲間入りをしていくことになった。

しかし、この大量生産、大量消費、大量廃棄という産業システムによって、技術革新も目まぐるしく変化し、互いに競争しなければ成り立たない社会となり、競争に敗れば仕事を失うという過酷な社会となった。

生産量を上げるため長時間労働も増え、低価格で売るため、働く人々の賃金も低く抑えられるようになった。

労働者の生活は辛いものとなり、病気やケガ人も多くなり、仕事をやめる人も出て、生活困窮者が増えることになった。

欧米諸国よりも遅れて資本主義化した日本は、列強の国々の仲間として生き残るためには経済戦争に勝つことが必然となり、第二次世界大戦に突入していくことになった。

この戦争では日本人だけでも200万人以上が亡くなるという大きな犠牲を払うことになり、二度とこのような誤りをしないようにし、日本人全体が安心して暮らせるような社会となるため「日本国憲法」が制定され、社会保障制度もつくられたのであった。

しかし、日本の戦後の経済政策は、基本的には資本主義社会の中で進められ、生産と利潤追求のシステムは変わらず、より強化されることになってしまった。

そのため競争社会、能力主義社会は社会全体に拡がり、学校社会でも競争、能力中心の生活になってし

まった。

子どもは本来、一人ひとりその能力も異なっており、その子に合った能力が評価され伸ばされ、期待されて育てられるはずのものなのだが、勉強の成績のみが評価されるようになり、そこにはごく自然に格差が生まれてきてしまったのであった。

上級学校へ進学できる子とできない子、テストの成績がよい子、悪い子というレッテルがつくようになり、その評価が卒業してからの人生にも大きく影響するような社会になってしまったのであった。

学校の中で付けられた評価は、家庭でもまた社会の中でも子ども達について廻り、勉強以外の能力が評価されない社会になってしまったのである。

社会全体が「学校化」し、その評価は会社や企業等の就労先から期待される能力と合わせて評価され、より子ども達を苦しめ始めていた。言われたことにテキパキと応え、すぐにやれる力。そして、言われたことに逆わず素直に返事をする。

おかしいな、いやだなと思ったことがあっても、それを押し殺し、従順であることが求められる社会。

子どもとは本来、好奇心一杯で、いたづらをする存在であり、子ども同士でも言い争いつつ、人間関係を学んでいくのである。

ところが、そうした生き方は社会全体から否定されていく。ワンパクで、いたづらで、遊び廻り、群れをつかって走り廻っていた子ども達の姿は、学校にも地域にもなくなり、「仲間」「時間」「空間(場)」もなくなり三つの「間」を失った子ども達が増えてしまったのである。

こうした社会の中で、自分に何ができるのか、居場所も仲間もいなくなって孤立してしまった子ども達が日本全体に増えてしまった時代が今であると考えられるのではないか。

人間関係もうまくつくれず、一人で閉じこもっている子ども達が増えてきた歴史と、その原因をもう一度ふり返り、子どもや若者が生き生きと生きられる地域をつくれるかどうか。一人ひとりの子ども・若者の能力を認め、一緒に育てていけるかどうか。

この課題が今、私達全体に投げかけられている課題だという気がしている。

2 セーフティネットに求められるもの

今回、居場所のない、子ども・若者を対象とした援助事業の先進事例を見て感ずるのは、どの実施事例も、日本の近代社会が抜け落としてしまった子ども・若者達の暮らしをもう一度丁寧に取り戻そうとしている姿勢である。

居場所を失った子ども・若者達は単に空間を失っただけでなく、居場所に存在する自分との人間関係、それを求めているのである。

だから、そこに行けば自分のことを受け入れてくれる人がいる。話を聴いてくれる人がいるという安心感が、まず第一に必要とされているということである。

専門家の人がいて、テーブルに向かい合い「何か悩んでいることはありますか」と聴くのではなく、軽く手を上げ、スーッと側に行け気軽に話せる環境があるということである。

そこには同じような辛さや苦しみを抱えてやってきた人もいる。

つまり一人ぼっちではないという安心感もある。したがって、いつのまにか一緒にゲームをやったり唄ったりもできるし、話しをする機会も生まれてくる。

さらに、こうした居場所としてのセーフティネットには、生きていく上でありうるさまざまな要素も用意されている。

人間が生きていく上で大切なものとは、食べること、休むことで、ここでは食事ができる設備がある。オニギリやパンがあって、空腹の場合はすぐ食べられるが、炊事の設備もあって、調理をし、カレーやうどん、ラーメンなどがつくれるようになっている。

空腹はもっとも辛いことだが、その不安がなくなれば、他のことに関心が向いていく。

また横になったり、ユックリ座り休める場所もある。音楽が聴けたり、楽器を演奏できる準備もある。そしてオシャベリや簡単なスポーツのやれる設備が用意されているところもある。

こうして、学校とも家とも違う場で安心して過ごせ、しかも相手になってくれる人がいる。今、自分が安心して暮らせ、何かやりたいこと、話したいことができる空間があると、人は自分の中から湧いてくる思いに気付かされていく。何かしてみたい。動いてみたい。どこかへ行きたい。

人間は動物であり、手も足もあるので自由になり安

心すると動きたくなる。

一度ここで居場所を見つけると、子どもも若者も家にいるよりはここに来たくなる。

通うことができるようになる。そして徐々に自分のしたいことを言葉にして出すようになっていく。ここから少しずつ社会生活が戻ってくるのである。

しかし、この居場所に来るまでが大変であることは、今回の調査からも伺われる。

家の中に閉じこもり、中々人とも会おうとしない状況の中で、どうやってその子ども、若者に会い、接点をつくれるのか。

そう考えると、居場所づくりの前提として、その地域の子ども、若者の実態について知る必要がある。

2015年4月からスタートする「地域子ども、子育て支援事業」でも、地域の子ども達の実態を知り、対策を立てるために「子ども、子育て会議」を開催するよう提案している。

地域の関係者が集まり、実態を知った上で何をすればよいのかという支援計画を立てることになっている。

こうした行政施策との関連でいえば、子ども、若者会議を設定し、若者までを含めた実態調査を行い、そこから見えてきた課題を共有しながら、居場所づくりを検討するのも一つの方向性だと考える。

そこで、家の中にひきこもっている若者がいることがわかった場合、誰がどのような形で声をかけたり語り合えるのかを考えることになる。そして、その若者との信頼関係をつくることになる。

何回か訪問して話ができるようになったら、子どもには好きなことができる場としての居場所を紹介することになる。

若者の場合には、それプラス手伝ってもらえる仕事のようなものを紹介することも重要になりそうだ。

かつては、中学を卒業すれば農業や漁業、家の手伝いなど、働く場はいろいろあったし、一人前になることも可能であった。

しかし現在は、若者にイメージできる仕事がない。それが若者を苦しめている。

さらに、子どもからおとなになるために若者はみな「若衆宿」「娘宿」に入り、先輩から指導を受け、地域社会の「おとな」（一人前）として認められるようになっていた。

その一人前の内容とは以下の三つであったといわれている。

- 1 仕事が一前にできること。
- 2 性的に一人前となること。
- 3 つきあい方が一人前にできること。

この三つの要素は、一人前のおとな（社会人）になるために必要なことなのだが、現在はどこでもキチンと伝えてくれていない。

アルバイトや職業訓練も、本人の望んだものではない場合が多く、若者にとっては「働きたい」という思いを受けとめてくれる場が特に必要とされているような気がする。

つまり、セーフティネットとしての居場所には、生きていくために必要な力をつけてくれる準備も今後、重要になってくるという気がしてならない。

仕事につく前の「中間的就労」の場をいかに作り出せるか。これまで中学卒業後の若者への対応が極めて手薄であったことを含め、その対応が重要であると思われる。

そのためには地域社会との関わりが大切であり、地域の中で必要とされる仕事を発掘し、その後継者づくりをすることにまで目配りをしていかないと、セーフティネットの役割は果たせない時代になっている。

3 地域共同体の再生と創造

はじめにも述べたように、現代社会の矛盾は、近代社会へと進む中で、地域社会を捨て、都市社会中心となり、機械化、技術革新の中で、人の手を使って行う仕事が減ってしまい、働ける階層が一部分に集中し、多くの人に仕事がなくなってしまったというところにある。

その意味では、セーフティネットのもっとも基本である「完全雇用」、全ての人が仕事につける社会をつくっていかねばならない。

そのためには、日本という自然環境に恵まれた風土では、稲作や野菜、果実などの農業はもっとも適しており、小規模でもやれる家族農業を復活させていくこと。

豆腐や味噌など、さまざまな調味料や食材、薬草など地域で採れるものを中心とした地場産業を育成し、その中心に子ども・若者も一緒に参加し、食料の安定化を進める必要があると思う。同様に漁業、林業も復活すれば、日本の風土に適した仕事が増えていくと思われる。また、さまざまな職人の仕事も機械化の中で

失われているが、もう一度地域からそうした手仕事の世界を復活させることも大切になる。

子ども・若者の居場所をつくった場合、それが一時的なものであってはならない。

継続し、長期的に続いていく必要がある。

そのためには、その居場所を地域社会が支えていく必要がある。

子ども・若者の居場所は、いつも明るく笑いがたえないし、いろいろな考えや発想が湧いてくる場である。

そうであれば、そこは子ども・若者だけでなく地域のおとなも高齢者も集ってくる場になっていく可能性がある。

子どもも若者も身近なおとなや高齢者が集ってくる場の中で一緒に話し、手伝い、そこからこれからの地域社会の夢が湧いてくることもあるはずである。

こうした居場所が、生きる力をつけていく場としてその役割を果たすには、その中にだけいたのでは無理で、地域の中に出て行く必要がある。

地域にある農家やお店や、作業場などさまざまな場が、子ども・若者の居場所として展開されていかなければならない。

当然、子どもや若者の通っている学校も、その機能を少しずつ変えていかなければならない。

地域と切り離された学びの場としての学校にとどまる限り、その場は地域から孤立した閉鎖空間になってしまう。

学校もまた、子ども、若者の居場所としてその役割に目覚める必要がある。

現在、学校社会は制度としても限界にきており、このままでは不登校、いじめが増加していくことは明らかである。

また教師も生き甲斐を失い、悩みも解決しないはずである。

学校は、「地域コミュニティスクール」として再生しなければならない時代に入っているような気がする。

学校には地域の人が自由に出入りし、教師役も果たし、子ども、若者たちも地域に出て、地域の人々と交流し共に学び合い、仕事をする。

こういう光景が始まった時、学校はその輝きを増し、学校が子ども、若者の居場所となっていく可能性もある。

もし学校が地域の人々も集まり交流する場になると

すれば、子ども達は地域の課題と一緒に担い解決していく若い仲間となっていくはずである。

子どもも若者も、今は自分のもっている力（能力）に気付いていない。

何も期待されないと思っている。しかし、子ども達はどの子もこの地域の未来を担っていく後継者である。

だとすれば、どの子もその地域にとって大切な存在であり、その子にある力を最大限発揮してもらって、地域づくりが行われていく。

地域の中に子ども・若者の居場所ができ、そこを拠点として人の交流が生まれ、新たな仕事起こしが始まっていくとすれば、その渦は子どもが暮らす家をも拠点に変えていく。

家も居場所になり、両親も地域との交流を始めていくはずである。

そして、地域の自治会（町内会）も、地域の課題を共に担っていく活動をしていくことになるはずである。

そうすると、これまで元気のなかった「子ども会」も活発になり、「青年団」も復活するかもしれない。

暮らしやすい地域社会が復活すれば、若者は何も都会に出ていなくてもよい。

競争と経済戦争の中で、いつやめさせられるか不安の中にもいなくても、地域の人のためになる仕事をじっくりとやっていけばよいという安定した心の通い合う仕事につくことができるようになる。

人は、生まれてから幼い子ども時代に生涯の原風景を心に刻み、常に原体験としての子どもの時代を振り返ることになる。

まだ自然の残っている地域での暮らしには豊かな樹木も草花もある。川や山も海もある。

こうした自然と共に生きていかれるとすれば、子ども・若者達は、またこの原風景に戻ってきたいと思うし、そこで老後を迎えたいとも思うはずである。

子ども・若者の居場所づくり、セーフティネットづくりは、結局は彼等の育つ地域をつくりあげていくということになっていくと思えてならない。

一緒に語り、つくりあげていく体験を通して人は、自らの能力と役割を発見し、鍛えていく。そうした機会に恵まれない子ども・若者たちに、セーフティネットは新たな光を当て、共に生きていくことによって、人は学び育つことを目指しているのだということを再確認したいと考えている。

「学び」と「育ち」の協同化によるセーフティネットの構築

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

古村伸宏

1 貧困と社会的排除・孤立の構造

1. 多面的に広がる子ども・若者の孤立

2015年4月より出発する「生活困窮者自立支援」制度には、現に困窮状態にある人々への支援機能だけでなく、将来困窮状態に陥ることを未然に防ぐ、予防的意味も大きい。制度の中では、「貧困の連鎖」を断つための事業として「学習支援」が任意事業として用意されている。これは、生活保護受給世帯等の子どもに向けた学習支援の対象を拡充したものである。本来、生活保護受給世帯の子どもは被保護者ではない。したがって、将来被保護者になる割合が高いことから、「貧困の連鎖」を絶つ事業として、新たな制度に位置づけることとなった。

ところで、現に貧困に窮する家庭の子どもが背負う将来の貧困リスクの分析、つまり貧困の連鎖の分析は明らかになりつつあるが、全ての子どもが貧困に陥るリスク要因は、極めて多様に広がっている。例えば、経済的困窮にない家庭においても、居場所のない子どもたち、孤立する子どもたちが、難民化し夜のまちをさまよう例や、部屋に引きこもり他者との接触を断つなど、困難を抱え込む状態が生み出されている。しかも、こうした孤立した状態が青年期へと長期化する例も少なくない。したがって、子ども・若者たち総体を覆う、社会的な排除や孤立を生む要因がどこにあるのかを解明することは、生活困窮問題の根を絶つ重要な課題と言える。

2. 社会構造の変化から「学び」と「育ち」を捉える

新たな社会的セーフティネットの必要性は、かねてより顕在化していた。1980年代より、EU統合の政策の中で「社会的包摂」が打ち出されたが、この政策は、「社会的排除との闘い」として登場してきた。

その中心テーマは若年者に対する労働市場からの排除であり、日本においてはようやく2002年以降政策課題となり、対策が講じられた。また若者に限らず、「非正規雇用」の増大によって顕著となった。そのことは、日本の経済政策を根として顕在化し、労働政策や社会政策に影響を与えてきたと言える。古くは、工業化・都市化（人口流動化）を中核とする高度経済成長によって、様々なコミュニティや社会保障機能は変容した。また、人材派遣をはじめとする就労形態の多様化は、その多くが生活の不安定化を招き、人々の将来設計も難しくした。こうした事態は、職場や学校、家庭や地域といった、様々なコミュニティ機能の劣化を招いた。その結果、属するコミュニティの脆弱化と共に、疎外や排除・孤立が顕著となった。90年代後半から、自殺者が年間3万人を超える時代が続き、ニートと呼ばれる若年無業者数は高止まり、ひきこもりと呼ばれる人々が全世代にわたり、生きていく拠点を失うホームレス化が特殊でなくなった。こうした生活困窮問題への対応を迫る事態が、リーマンショックとその後の「年越し派遣村」によって一気に顕在化し、「社会的孤立」が可視化された。

こうした問題を俯瞰する立場から、改めて子どもや若者の「育ち」や「学び」を巡る困難を捉え直すと、一人ひとりが「学び」や「育ち」を経ながら、主体的に参加できる社会のあり方について、明確なビジョンが求められていると言える。社会が生み出す子どもや若者たちの困難は、子どもや若者の主体的な取り組みによって打開し、それを社会の力・社会のあり方として定着させて行く必要がある。要は、狭い制度の中でこのテーマは完結しない、もっと大きな人間の社会性、人間にとっての社会とは、という根源的な問いかけから出発し帰結することが重要である。

2 「困窮者自立支援」としての「学習支援」

1. 制度の位置づく学習支援事業の現況

「生活困窮者自立支援」制度に位置付けられた学習支援事業は、自治体の判断によって実施される「任意事業」である。厚生労働省社会・援護局地域福祉課・生活困窮者自立支援室が2015年2月23日に公表した、「生活困窮者自立支援法に関する施行準備進捗状況調査」（平成26年12月実施分）によると、事業実施901地域のうち、学習支援事業の実施を予定しているのは313（34.7%）であり、半数にも満たない。ただし、任意事業全体では、最も実施率は高くなっており、その必要性は高く認識されているといえる。しかし、その必要性は（実施）地域によって開きがある。例えば、一定の人口的まとまりのある市町村福祉事務所設置自治体（856カ所）では、実施予定289カ所（33.8%）であり、これが全体の平均を構成しているが、広域を対象とする都道府県福祉事務所設置自治体（45カ所）では、24カ所（53.3%）と高い割合を示している。この違いは定かではないが、予算確保の問題と、地域資源の違いが大きく影響していると思われる。

2. 広義の「学習＝学び」支援の展開

ところで、生活困窮者モデル事業及び生保受給世帯向け学習支援事業は、その多くが中学生を対象としてきた。いわゆる進学（受験）対策が中心であることから、3年生に焦点化する傾向もある。ところが、いわゆる「教科学習」の課題と共に、学ぶ環境や学ぶ意識、社会経験や生活体験からくる困難が横たわっており、「学習」のほかに「相談」機能・「居場所」機能・「仲間づくり」機能・「社会体験」機能等、重層的な展開が求められ、その効果も多くの実施団体によって証明されている。したがって、学齢に関係なく、また制度の枠を超えた、様々な「学び」と「育ち」の環境やしくみ・事業を、横断的で重層的にネットワーク化することが、広義の学習支援機能を地域に構築することになる。しかし、そのコーディネート機能はこれからの課題であり、多くの地域と住民意識の中には、こうした機能は「学校」にあると認識されるのが一般的と言える。しかし、現実には起こっている困窮世帯を中心とした学びと育ちの課題の中から、すでに学校機能で全てをカバーしコーディネートすることの限界が示されている。したがって、生活困窮者自立支援制度に

おける学習支援事業者は、困窮する世帯にとどまらず、全ての子どもや若者の学びと育ちに関わる組織・事業・実践をコーディネートし、貧困の予防に役割を果たすことが期待される。また、全ての地域の必須事業である「自立相談支援」事業において、役割として位置づけられている社会資源の発掘や開発の観点から、こうした学びと育ちのネットワーク化に役割を果たすことが期待される。ただし、そのネットワークを動かすのは、本制度の枠を超えたレベルで現実化していかなければならない。

3 全ての子どもを対象とする「学び」と「育ち」への新たなアプローチ

1. 「くらし（生活）」をテーマとする「学び」と「育ち」

「自立」という観点から、どんな目標を持って学び、どんな力を育てることが求められているのか。ともすれば、学校や企業に入ることが目的化し、その中でどんな力を培い、どんな力を発揮し、どんな役割を担うか、明確にできない子どもたちが多いのではない。しかも、これらは「自立」の観点から言えば、「稼ぎ」のレベルとして想定される場合が多いのではない。そしてその「稼ぎ」のレベルが自立度であるという理解も広がっているのではない。

本来「自立」の基本は、自らのくらし（生活）場面において、経験に基づき培われる「実践知」であり、その経験はまた、世代間で伝承されてきた。ところが、「くらしの体験」と「学び」が分離し、家の手伝いをする暇があったら勉強することが当たり前が増えて久しい。子どもたちにとっての「学び」は、今と未来のくらしに関わるものであり、知識と体験の交差の中で、学びは体質化する。衣食住など暮らしの基本を自力で賄っていくということが乏しい時代における、学びの空洞化とでもいべき課題ではないだろうか。特に、「食」を巡る体験や知識、そして価値観の衰退は、命そのものへの尊厳や関心を後退させ、本来生きていく上で必須の「つながり」や「循環」を形がい化させつつある。くらしの変容と、生きる本質が見えなくしてしまっている結果として、排除や孤立が蔓延する事態を引き起こしていると言え言い過ぎだろうか。現に、調査対象になった実践の中には、「子ども村：中高生ホッとステーション（東京都荒川

区)」のように、「食」を通じた場づくりや関係づくりを大切にしたい取り組みが成果を上げている事例が多く見られた。

自力を基礎に生きていく基本は、暮らしの中にある。例えば、香川県の小学校から始まった「弁当の日」の実践は、自分の食事を自分で作る体験を通じて、様々な気づきや学び、感謝や喜びを培い、全国に広がっている。また、ワーカーズコープの鹿児島の学童保育所では、米や野菜を自分たち育てて食べたり、庭で鶏を飼い、廃鶏をつぶして「命をいただく日」を実践している。あるいは学校教育においても、福島県喜多方市では、総合的学習の時間の中で「農業科」を実践し、地域を知り生きる力を育てる取り組みを進めている。こうした日々の暮らしの成り立ちを知り、それを賄う力を培う「学び」を組織化し、その中で「育ち」を検証・発信することの重要性は増している。

2. 「働く(就労)」をテーマとする学びと育ち

働くことは、本来くらすことや生きることと大きく重なっていた。しかし、働くことの持つ意味が経済的な側面に偏り、仕事とくらしが分離してきた。このことは、工業化・都市化と共に進んだ傾向であり、その意味では必然的であった。一方で働くという事は、自分のためだけではなく、むしろ他者のために役割を果たす、社会的な存在意識を自覚し実感するものでもある。その意味では、他者とつながりや社会とつながる(社会を構成している)実感を得るのも、働く意味であり目的と言える。

しかし、子どもや若者の「学び」と「育ち」を巡る最大の困難は、この「働く」と言う事を巡る混迷と困難に由来しているのではないかと。極端に言えば、「働けない」若者という存在は、「働く意味・価値・可能性を見えなくした社会」の中で必然ともいえる。それは「働けない」とレッテルを貼る側に課題があると言えるのではないかと。働くことで、自らと社会を豊かにし、自分のくらしと他人のくらしの両方を充実させることが可能だと自覚できるのは、「働く」と「仕事」を重ねることである。働くという営みは、仕事という「結果」と連動しており、豊かさを図るのは「仕事(の成果)の中身」である。

したがって、「豊かさ」を巡る社会的価値基準を再構築することが重要であり、それは「学びと育ち」「働くことと仕事」「くらしと人生」「他人と社会」の4

つをシンクロさせる実践の中で見定められていくのではないだろうか。少なくとも、一人ひとりが仕事を通して働くことの中から、どんな豊かさやどんな社会を構想し実感しうるのか、そのプロセスを地域の中に無数に生み出すことが、新たなアプローチとして求められている。

4 「学び」と「育ち」の社会化に向けた課題

1. 「学ぶ力」を根づかせ、「育つ力」を引き出す

子どもから若者への生育過程において、「学ぶ力」を根づかせる環境づくりが、全ての地域の課題となっている。過度な学校への依存から脱却し、「くらし」や「働く」にも着目した「学びの環境づくり」は、地域づくりと不離一体である。地域の質は、「学びの環境」が決めると言っても過言ではない。その環境づくりのカギは、「地域の資源」を再発見し活用することである。その資源とは、自然環境や産業、歴史や伝統・文化、そしてそこで暮らす人々など多岐に渡る。例えば大阪市西成区という貧困の厳しい地域において、すべての子どもが自由に出入りできる「山王子子どもセンター」の実践の中では、こうした厳しい地域の中で厳しさを共有し、そこから地域をつくるリーダーが育ち、世代の循環がセンターと地域を支える事例が報告されている。こうした地域の資源を動員し、全ての人々の「学び」と「育ち」を実践し体系化する中で、ネットワークが生まれ、しくみが創造され、新たな仕事や文化が生まれ、人がそこに根づくことを促すという循環を生むだろう。そのカギを握るのが「子ども」や「若者」の存在である。同時にこうした地域づくりは、一人ひとりの「学ぶ力」を育て、「育つ力」を引き出す地域づくりといえる。そのためにも、機会の保障に取り組み、様々な学びと育ちの体験化を広げ、学びの検証を積み重ね記録化していく事が求められる。こうした営み・挑戦自身が、子どもや若者たちのセーフティネットを形成するものとなる。生活困窮者自立支援における「庁内連携」は、こうした視点・テーマからも推進されなければならない。

2. 学びと育ちの「協同化」

最後に、学びと育ちの中心軸は「主体性」である。「主体性」なくして「学びと育ち」は進まず、「学び

と育ち」なくして「主体性」は育まれない。しかし、今日の学びと育ちを巡る困難に直面し、これを克服するための制度が動き出すからこそ、制度にすぎり制度に頼るだけではなく、自らがその困難を打開していく術を手にし、その成果を継承していく事が、「学びと育ち」の困難に対する最大のテーマである。

そのためには、孤立しひとりでは解決できない困難であるからこそ、同じ困難に直面する人々と出会い・つながること。そしてともにその解決に向けて知恵と力をあわせること。またこの困難を解決しようと願う人々とも出会いつながること。こうした「仲間づくり」が極めて重要である。北海道「十勝びばっと」の学習支援は、拠点・訪問・通信という3つの支援形態からアプローチし、最終的には子どもたちが集まる「拠点」へと修練させながら、成果を上げている。入口は様々であっても、「仲間」という存在に恵まれるかどうか、学びと育ちにとっても非常に大きな意味を持つことが示された。

そうしたつながりと連帯を組織化し、事業を通じて継続的に困難を打開する手段（組織）が協同組合である。人間に備わる「共感力」は、協同を必然とする社会の形成と共に育まれた。そして人間が生きる上で、あるいは社会を形成する上で必須の課題である「学びと育ち」は、まさに「協同」の営みであり、それを阻害する要因にもまた、仲間と共に「協同」で立ち向かうのが「筋」である。世界の協同組合運動の中には、イタリアから始まった「社会的協同組合」という、当事者主体の社会的排除と闘う取り組みのうねりが広がっている。学習支援の枠を超え、学びと育ちを全ての人々が手にする営みは、それを手にする営みの協同化が決定的であると呼びかけ、日本における「協同組合」と「協同労働」をこのテーマに取り組む中で新たに育て広げたい。

安定した国家基盤の構築の視点から

白梅学園大学学長

汐見稔幸

1

詳述するまでもなく、今①日本やアメリカなど競争を原理に人材のリクルートシステムを作ってきた国々、②旧ヨーロッパの国々のように人口減少が顕著のため移民を多数認めて社会の維持を図ろうとしてきている国々、そして③中国やインドなど、急速な工業化を推し進めて第一次産業と第二次、第三次産業との間に大きな格差がうまれてきている国々では、それぞれ異なる理由からであるが、経済的な貧富の差が広がっている。しかもその格差が、文化的格差、そして人格的格差にまで及んできているという現実がある。

ピケティの指摘を待つまでもなく、このまま進めば、世界の各国とも経済格差は確実に広がっていく可能性が高い。世界のたった1%の人が世界の富の99%を所有するということがすぐ起こるだろう。

貧富の格差が広がっても、その底辺にいる貧困層の人たちの生活がそれなりになり立つというレベルであれば問題は深刻にはならない。貧乏でもそれなりに暮らしていけるという地縁血縁等の支えがあれば貧困に直結しない。そうではなく、ある程度のお金がないと生活がなり立たないという方向に変わってきた国々や地域でお金がないという状態、いいかえれば貧乏が貧困に直結する状態が広がると、問題は深刻化する。少しのことで餓死・病死したり、ものの奪い合いで戦争になったりする。こうした状況に、教育の貧困が重なると、事態は大変なことになる。

今はネット情報はどんな田舎の村にも届くし、偽情報を含めて、情報によって操作されてしまう可能性は以前に比して極めて高くなっている。その情報を読み取る知的訓練がされている場合はいいが、そうでないと、偽情報だけでパニックをおこすことが増えてくる。知的な訓練がたいへん大事な意味を持つ社会、歴史になってきているのである。生活が地に足が着いていた時代には生活知と人生

知が重なりやすかった。しかし、生活がお金を稼ぐスタイルになりその窓からしか世界が見えなくなってくると、生活知は容易に人生知に重ならなくなる。世界を冷静に読むにはそれなりの知的訓練が必要になってくる。それが欠けると宗教的煽動にたやすく洗脳されてしまう可能性がたかまってしまう。今世界のあちこちでイスラム原理主義者等が起こしているテロリズムは、宗教的対立の形をとっているが、根っこには貧困問題があり教育問題がある。

2

どうして21世紀は格差が拡大しやすく、放置すると貧困問題が深刻化してしまうようになるのか。

理由は国、地域によって異なるが、共通していることもある。冒頭で国の3つのタイプをあげたが、それぞれ以下の理由で貧困が拡大している。

①の国は日本、アメリカ、韓国、中国などがそれにあたるが、パイが潤沢にあれば競争して手に入れるものは、個別に差があるにしても、それぞれにある。しかし競争はパイが少ないから競争になるわけで、競争原理を社会構成の原理としていくと、やがてどうしてもパイに与れない層が大量に出てくるようになる。日本はこれまで学校を利用して偏差値というみえやすい数字で人間を序列化し、その数字を参考にして就職先(企業、役所等)が選抜するという制度を作り、それがそれなりに機能していた。しかし、社会変化が早く、第三次産業が70%を占めてくるようになると、企業はたえず戦略の転換を図らねばならなくなり、点数=偏差値で選んだ人間の多くが、その変化に適切に適応できないという現実につきあたる。20歳代で選んだ人のもっている専門性は20年後にはその企業には必要ないものになる可能性が大きい。そこで企業は若者に即戦力を求めたり、仮雇いの雇用を増やしていこ

うとする。永久に正社員になれない人も出てくる。教育が若者に大きな組織に依存しないで生きる力を育てていない場合、このことにより深刻な貧困問題は簡単には解決できなくなる。

②人口減少が明確になっている国は今では日本とか韓国などだが、その前から人口が減少し始めていたのは旧西ヨーロッパ諸国であった。人口減少が常態化すると、国、自治体等の税収入が継続的に減少し、労働力、購買力が持続的に下がっていく社会になっていく。いわゆる右肩上がりの経済、社会は実現不可能になるわけで、この論理で社会を作り続けていくと空回りが始まる。経済や人口の数字が右肩下がりであっても、みんなが働くところがあり、しあわせにもなれるという社会を構想しなくてはならなくなるわけで、日本はまさにそのことが課題になっている。旧西ヨーロッパ諸国の多くはそれを模索しつつも、当面人口の急速な減少を防ぐために積極的に移民政策をとっている。しかし、移民としてくる人たちは、たいして高等教育を受けてきた人たちではなく、移民としてきてもその国の言語の読み書きが苦手であったり、その国の文化に違和感をもっていたり（たとえばイスラム教徒がキリスト教国家に来たような場合）、その国でも下働きの仕事しかさせてもらえないことが多い。そのため移民の多くがその国の貧困層を形成してまともな住み、貧困地域ができあがる。この親たちは家庭でわが子にその国で必要とされている教育をすることができないことが多く、その子たちもまた学校で成功できずに貧困層になっていく。この悪循環をどう防ぐかに貧困対策の大きな課題がある。

③韓国、中国、インドそしてベトナム、タイ、インドネシアなど、東アジア、東南アジア諸国は今猛烈ないきおいで工業化、産業化を進めている。いわゆる高度経済成長のさなかである。こうした後発国は、先進国に追いつき追い越そうとするため、教育に特別な力をさくという政策をとることが多い。人材の多さ・優秀さで勝負ということである。しかし、その教育を受けられる層とそうでない層、つまり経済的なゆとりのある層とそうでない層の格差をなくす政策が必ずしも十分でないまま進められることが多いので、結果として教育格差が拡大し、それが経済格差、成功格差と即リンクしてしまうということが起こっている。ここでも、せっきくのそうした政策が格差拡大に繋がらない新たな保障をどう構想するかということが課題になっている。

以上簡単に3つのパターンの格差拡大、貧困問題の深刻化の背景を見た。いずれであっても、若者の人生選択の狭隘化、不全化という形で、この問題が若者の生き方の格

差、差別化という形で集中してあらわれていることに注目しておかねばならない。あるいはもう少し広げて、子どもの生き方、自尊感情、希望等の育ちの問題としてあらわれてきているということを自覚することが大事になっている。

ここで、貧困問題がこれ以上拡大・深刻化しないようにするには、それぞれの新たなセーフティネットを張ることが大きな課題になっているという問題を考えよう。この新たなセーフティネットとは何か。

3

ここでは、②のヨーロッパ諸国が抱えた貧困問題とその克服の施策を参考にしてみたい。というのは、この3つの中では②の諸国が最も早く格差拡大問題の克服、貧困問題の解決に一步を踏み出したからである。

参考になるのは1997年に成立したイギリスの労働党政権、ブレア政権の施策である。

ブレア首相は、長く続いたサッチャーリズムのひずみを克服することを課題として登場した政権である。サッチャーリズムは、国営企業の民営化をはじめ、公的住宅政策の放棄と持ち家政策化、グリーンベルトの解体など、それまでゆりかごから墓場までといわれてきてイギリスの福祉政策の多くを解体し、新自由主義の政策にきり変えた。学校も日本に倣い、競争システムの再編して、高校の大学進学実績をタブロイド版の新聞で毎年公表して競争させるという施策にきり変えたことは周知であろう。その根っこにあったのは、先進各国が抱えた資本主義経済の行き詰まりであった。重化学工業を中心にして生産高を上げることで経済的豊かさを実現して、国家と家族と個人の繁栄を図ろうとする施策の前提が成り立たなくなってきた現実、たとえば化石燃料等は有限でやがて枯渇すること、新興国がこうした重化学工業的な産業の担い手としてのしてきたときに先進国はその競争に勝てなくなること、等をどう克服していくかということが課題になったのである。

そこでイギリスやアメリカ、日本などはもう一度資本主義の原点に戻して、公的に保障してきた部門も自由な競争の対象にして、新たな産業の勃興を応援するシステムを構築することを標榜したのである。アメリカはアメリカのやり方で、日本は日本のやり方で、ということもよく知られているだろう。こうして国鉄も郵便局も炭鉱もすべて民営化して自由な競争の世界を増やそうとしたのがサッチャー政権であった。

確かにサッチャー政権のもとで一定の経済の活性化は実現したといわれている。しかし自由な競争にすべて戻していくということは、勝ち組負け組をたくさんつくることと同義であった。イギリスでは、先に述べたような理由で若者の失業率が拡大しときに20%台にもなった。ブレア政権に交代した1997年の貧困率は14%台の半ばであり、かつてない数字になっていた。そこでこの弊害を克服することをブレア政権は課題としたのである。ブレア政権のスローガンは「貧困の撲滅」であったことは有名であろう。

ブレア政権はそのため社会学者アンソニー・ギデンズをブレインにして、単純な資本主義でも単純な社会主義でもない「第三の道」を模索し標榜した。この政策の延長で貧困対策が打ち出され、貧困の撲滅に最も有効なのは貧困層の家庭の教育、子育てを支援することであり、その子がイギリス社会に上手に適応して学校でもきちんとした学習をし、社会でしかるべき地位を手に入れるのを応援することだとの判断がうまれた。そのためブレア政権は手はじめに、貧困層が多い9つの地域にこども園、学童保育所、親支援センター、保健センターの4つがそろった総合施設をつくり、そこに子どもたちと親を通わせたのである。これは「確かな一歩を踏み出そう」という意味で「シュア・スタート」プロジェクトと名付けられたが、やがてこれらが改善され、統合されて、多くのチルドレンセンターがつくられて今日に至っている。

実際にこの政策は効果を上げ、ブレア政権へ交代の10年後には貧困率を8%台まで下げることができたという。その間にこども園に相当する幼児施設の保育料を無償化し(3歳以降)、子育て支援、保育支援に割く予算をうなぎ登りで増やしていったのであった。

4

これはイギリスの例であるが、実は西ヨーロッパの各国は各国とも、この20年ほどの間、乳幼児の保育・教育に大きな力を入れ、予算を増やす施策をとってきた。その背景にあるのは、西ヨーロッパ諸国の公共政策づくりであった。各国とも経済の抜本的再編成ということだけでなく、人口減少問題、環境問題等の深刻な自然＝社会問題、貧困と格差拡大問題、移民問題等の問題が深刻化する事が明白になってきて、新たな公共政策の構想が課題となってきたのであった。

こうしたことに関心を持って各国の施策の交流と合

理化等を図る先頭に立ってきたのが経済協力開発機構と邦訳されているOECDという団体である。ここでは1996年に「Making Lifelong Learning a Reality for All」(万人のための(現実を学ぶ)生涯学習の創造)と題して行われた加盟国の蔵相会議のことを紹介しておこう。この会議で出された声明には「生涯学習の基盤を強化するために、幼児教育・保育ECECへのアクセスおよび質の改善を最優先課題とする」という文言が書かれ、保育・幼児教育に本格的に投資することが共同課題とされたのである。OECDは、この声明に基づいて、その後Starting Strong人生のはじめこそ力強くというスローガンの基に加盟国の保育・幼児教育の質のアップのための共同研究を開始した。(報告書はStarting Strong I及びII及びIII)

この声明のベースとなったのは1985年から1995年に亘って行われてきたEC(のちのEU)保育ネットワークという組織がその調査まとめを1996年の1月に発表したことであった。このまとめには各国政府が今後10年間に取り組むべき目標が書かれていた。この目標は9の柱の基の40項目からなっている。その中には、各国政府が今後0～6歳までの保育・幼児教育サービスを提供するための政策提言を公式に表明すること、から始まって、その具体化のために各国は保育サービスに各国GDP比で1%以上の公費を費やすべきこと、養成校を卒業した保育者には小学校教諭と同じ給与を支払うべきこと、3歳以上の子どもはひとりの保育者の担当する子どもは15人以下にするべきこと等々の40項目の目標が書かれている。ちなみに、現在の日本では、保育・幼児教育に費やされている公費は日本のGDP比でわずか0.31%である(新制度が始まる直前まで)。日本のGDPは名目で現在約500兆円であるから、1%は約5兆円になる。現在の保育・幼児教育関係公費は1兆5千億円程度であるから、ヨーロッパのOECD加盟国の目標である1%を超えるには後少なくとも3兆5千億円程度が保育・幼児教育に注がなければならない。2015年度からの新制度では約7,000億円程度の増額をはかることになっているが、これが具体化しても1%には遠く及ばない。

それほどにヨーロッパ各国は保育・幼児教育に力を割こうとしているのだが、その理由として先に21世紀型の公共政策としてという理由をあげておいたが、これをもう少し詳しく紹介しよう。

先に紹介したStarting Strong IIという保育・幼児教育の質を向上させるための共同調査の報告書には、その理由を3つ挙げている。

①ひとつは、ブレア政権が追求したような、貧困対策のためである。貧困は、教育を通じて身につけるはずの自尊心を身につけるチャンスを子どもから奪い、自己有能感を十分に身につけずに社会に出ることを強いる。学歴を高めるチャンスも奪うだけでなく、リーガルリテラシー等のファンクショナルリテラシーの獲得も不全化させる。子どもたち、若者たちが社会で自分らしく生きていくには、子どもの頃の教育を通じて、人間としての誇りや社会力等の基礎力を身につけることが不可欠であるが、貧困がそれを身につけるチャンスを奪ってしまう。ノーベル経済学賞を受賞したヘックマンたちは、経済学の立場から何歳頃からの教育が（貧困対策という意味で）効果が大きいのかについて調べ、早ければ早いほど効果が高いし費用対効果もよいということを見いだした。OECDは幼い頃からのていねいな教育が結果として貧困～子どもを救う可能性を高めると考えている。

②21世紀は、20世紀に予想していたよりも深刻な問題が発生することが分かってきた。深刻化する環境問題、地球規模での人口爆発問題と先進国での人口減少問題、少子高齢化問題、貧困と格差拡大問題、食料の確保問題、化石燃料の減少と新たなエネルギー施策の必要問題、そこに原発問題も付け加わってきて問題群はどんどんふくらんでいる。こうした問題のすべてがまだ根本的な解決策を見つけていない。こうした問題群を克服して産業を確保して誰もが争わずしあわせに生き、かつ22世紀に向けて地球を持続可能な状態をつないでいくには、各国とも国民の教育水準を上げていくしかない。誰もが大学までいくような社会をつかって、すべての国民が科学のこと、環境のこと、地球のこと、他国のこと等をしっかり考え、それを足下の問題と結びつけて考えることができる知的な力や判断力、工夫力等を持つような社会をつくるのがもっとも大事になる。つまり21世紀は教育にかかっているということで、その効果は、先に見たように乳幼児期から行うことがもっとも効果が高い。だからこそ、そこに力を注ぐべきだということである。

③各国とも、女性の労働力が社会に不可欠のものとなっている。第三次産業が中心になってきて、力仕事というよりはデザイン力や発想力など多様な力が必要になっている。それを担う存在として女性に注目が次第に集まるようになってきたが、女性がどんどん労働市場に参入するには、育児の広範囲な社会化が必要になってくる。今までよりも自由度の高い保育・幼児教育システムを作ることが大事になっているのである。これもまた保育・幼児教育を充実する必要が出てきている社会的背景

になっている。

以上3点をOECDは挙げているのだが、わかりやすくいうと21世紀社会を、安全で、だれもが働くことができ、格差を広げないで、みんなが差別なく幸せになれる社会にするために必要な社会的セーフティネットとして保育・幼児教育重視策が考えられているということである。つまり新たな社会の新たな公共政策の目玉として保育・幼児教育重視策が浮かび出たということである。日本もこうした施策が緊急に必要なになっているといえるだろう。

5

さて、日本は今ブレア政権が「貧困の撲滅」を掲げて登場したときよりも貧困率が高くなっている。このまま貧困と差別が拡大していけば、貴重な人材を大量に無駄にする社会になっていき、その負の遺産がスパイラル的に連鎖していくと、おそらく国家の基盤そのものが揺らいでいき、場合によっては崩壊まで進む。

世界の各国、いわゆる先進国は同じ問題を抱えているといってくよく、それを克服するために新たな公共政策を作り始めているのだが、その基本的な方向は乳幼児期からの教育の重視策になってきている。もちろん、貧困層の子どもを中心とする補償教育的な学習支援は今でも大事ではある。が、今わが国に必要なのは、そうした対象療法的な学習支援にとどまらず、幼児期からの保育・教育と保護者支援に本気で取り組もうという方向に緊急に舵を切り替えるべきである。

イスラム教の国々で武装勢力やテロリズムが横行している背景には若者を襲っている深刻な貧困とそこからくる差別、そして教育機会の剥奪という問題への怨嗟ということがある。そこに一部勢力が宗教の論理を利用して入り込み、ある種の教育を行い武装勢力として育てていく。そういう構造があるといわれている。その点からも、乳幼児期からの保育・教育を重視する施策は世界的規模で広げられていかねばならず、わが国等がモデルを示して、後発国を応援していくということを緊急に始めなければならない。貧困と差別の負の連鎖を断つ政策こそがテロリズムの台頭から民主主義を守ることになり、その意味でも日本での新たな公共政策としての保育・教育重視策は大きい意味を持っているし、期待が大きい。貧困対策は貧困層だけの問題ではない。すべての人、社会、国家にとって、平和、平等、安心等をもたらす効果の大きい施策だという発想の転換が必要である。

V 資料

生活困窮者自立支援法

子供の貧困対策法

「貧困などによる子ども・若者を対象にした
セーフティネットの現状とその課題に対する提言に向けた調査研究」

事業概要

最終報告会資料

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

※ 第185回国会で可決・成立。平成25年12月13日公布。

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・ 本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・ 本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・ 生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・ 生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。）
- ・ 生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1) 包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2) 個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3) 早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4) 継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5) 分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

子どもの学習支援等について

新事業の概要

- 統合補助金事業により、地域の実情に応じた柔軟な事業運営を行う。
- 例えば、生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援など育成支援等を行う。

支援のイメージ(現行の学習支援に関する取組例)

生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的な生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に関する支援を総合的に行う事業が全国94自治体で実施(平成24年度)

埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

【対象】埼玉県内(政令市以外)の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等

【運営】一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員OBなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行う。

県内17カ所で週1～3回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援も実施。

【実績】平成24年度は中学3年生の対象者782人のうち331人が参加。うち321人(97%)が高校へ進学。

高知市高知チャレンジ塾における学習支援

【対象】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。

【運営】市が雇用した就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行う。

民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。

【実績】平成24年度は生活保護受給世帯の生徒106人が参加。中学3年生43人のうち41人が高校へ進学。

期待される効果

- 地域の創意工夫により、実情に応じた生活困窮者支援が可能となる。
- 例えば、学習支援など効果的な事業に安定的に取り組むことができるようになる。

○ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 都道府県等による支援の実施（第四条—第九条）

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定（第十条）

第四章 雑則（第十一条—第十九条）

第五章 罰則（第二十条—第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間において、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

- 1 -

5 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間において、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

6 この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）をいう。

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第三条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関（次項第二号において単に「関係機関」という。）との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

第二章 都道府県等による支援の実施

（生活困窮者自立相談支援事業）

第四条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 -

（生活困窮者住居確保給付金の支給）

第五条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第二条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（生活困窮者就労準備支援事業）

第六条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 生活困窮者就労準備支援事業

二 生活困窮者一時生活支援事業

三 生活困窮者家計相談支援事業

四 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業

五 その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

2 第四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

（市等の支弁）

第七条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

一 第四条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用

二 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

三 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

（都道府県の支弁）

第八条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第四条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用

二 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

三 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

（国の負担及び補助）

- 3 -

第九条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

一 第七条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

二 第七条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

三 前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

四 前条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

一 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第三号及び前条第三号に掲げる費用の三分の二以内

二 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第四号及び前条第四号に掲げる費用の二分の一以内

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第十条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（第十五条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

第四章 雑則

（雇用の機会の確保）

第十一条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する

- 4 -

る情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

（不正利得の徴収）

第十二条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（受給権の保護）

第十三条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十四条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（報告等）

第十五条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（資料の提供等）

第十六条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資

産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

（町村の一部事務組合等）

第十七条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

（大都市等の特例）

第十八条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

（実施規定）

第十九条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰則

第二十条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十一条 第四条第三項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十号又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行前の準備）

第三条 第十条第一項の規定による認定の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（地方自治法の一部改正）

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務
（地方財政法の一部改正）

第五条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十二 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費
（地方財政法の一部改正に伴う調整規定）

第六条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十二 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とあるのは、「三十一 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とする。

2 前項の場合において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十一 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）」とあるのは、「三十二 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）」とする。

（生活保護法の一部改正）

第七条 生活保護法の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項に次の一号を加える。

六 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号）による生活困窮

者住居確保給付金の支給に関する情報
（社会福祉法の一部改正）

第八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第九条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
（社会保険労務士法の一部改正）

第十条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二十号の二十三の次に次の一号を加える。

二十の二十四 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号）第十条第一項及び第十五条第二項の規定に限る。）
（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

生活困窮者が増加する中で、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るため、生活困窮者に対し、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

○ 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
 ○ 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

○ 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

○ 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。

○ 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・ 高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減
 - ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

**全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現**

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・ 母子家庭の就業率: 80.6% (正規39.4% 非正規47.4%)
 - ・ 父子家庭の就業率: 91.3% (正規67.2% 非正規8.0%)
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)

など、25の指標

子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

目的・理念

○ 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
 ○ 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路: 就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路: 就職率 46.1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成25年)
 - (中学校卒業後: 進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後: 進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就職率 (保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後: 進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後: 進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) / スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)
 - (毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)
 - (入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子) (平成25年度実績)
 - (無利子: 予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子: 予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)
 - (母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6% (平成24年)

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

子供の貧困対策の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 基本的施策（第八条―第十四条）

第三章 子供の貧困対策会議（第十五条・第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

一

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体を実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び

三

当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県子どもの貧困対策計画）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。
 (調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議
 (設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「保護並びに」を「保護」に改め、「推進」の下に「並びに子どもの貧困対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 子どもの貧困対策に関する大綱(子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第八条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表自殺総合対策会議の項の次に次のように加える。

項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四條 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十九條のうち内閣府設置法第四條第二項の改正規定中「保護」を「推進」に改める。

事業概要について

一般社団法人 協同総合研究所

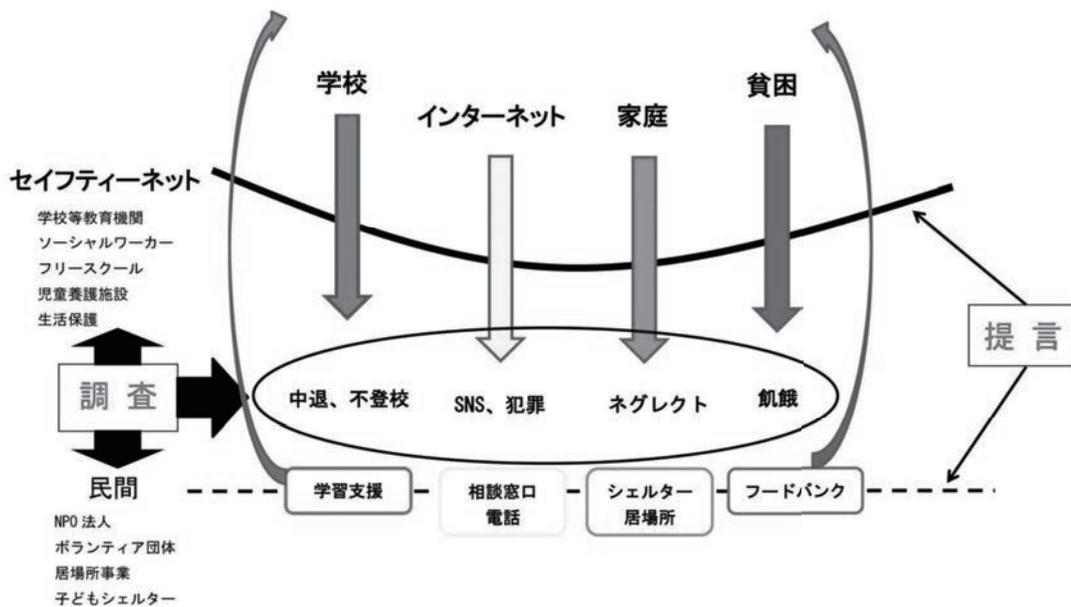
■タイトル

貧困などによる子ども・若者を対象にしたセーフティネットの現状と

その課題に対する提言に向けた調査研究

■概要

貧困などによる子ども・若者を対象とした
セーフティネットの課題



居場所のない子ども・若者を対象とした援助事業の先進事例の検証から、そこにある課題の解決に向けたきめ細かいセーフティネットの運用、新しい視点のセーフティネットの創出、貧困の連鎖の予防策に関する提言を作成する。

■運営委員メンバー

委員長・片岡 輝	東京家政大学 名誉教授
副委員長・平本 哲男	日本労働者協同組合(ワーカーズコープ) 連合会センター事業団 理事
委員・汐見 稔幸	白梅学園大学 学長
加藤 彰彦	沖縄大学 名誉教授
古村 伸宏	日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 専務理事
佐藤 洋作	特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク 代表
宮下 与兵衛	首都大学東京教育センター 特任教授
阿比留 久美	早稲田大学 非常勤講師
斉藤 史夫	埼玉純真短期大学 非常勤講師
山田 恵子	早稲田大学院文研究科 博士課程

＜厚生労働省・平成26年度社会福祉推進事業＞ 最終報告会

貧困等による子ども・若者を対象にした セーフティネットの現状とその課題

～貧困と社会的孤立を生まない地域づくりのために～

私たちはこれまで、居場所のない子ども・若者を対象とした援助事業の先進事例の検証から、そこにある課題の解決に向けたきめ細かいセーフティネットの運用、新しい視点のセーフティネットの創出、貧困の連鎖の予防策に関する提言を作成することを目的に学習支援、相談支援、居場所、食支援の事業や活動をしている団体に訪問し調査を行ってきました。

6人に1人の子どもが相対的貧困にあると言われ、経済的困窮や社会的孤立が進む現代。

既に施行されている子どもの貧困対策法、2015年度より、全国の福祉事務所設置自治体で始まる「生活困窮者自立支援事業」。任意事業ではありますが、子どもたちへの学習支援事業も取り組みを始めていく自治体もあります。

そもそも地域の中で遊び、学び、生活文化、つながりを作りだし、成長をあたたく見守り、支え合い、豊かな人間性を育みあうには、どういった環境づくりが必要なのか。

調査から見えた先進事例の紹介と提言を発表し、取り組み方の視点、制度活用等について考え合う機会にしたいと考えています。

と き 2015年3月9日(月) 14:00～18:30 (開場 13:40)

と ころ 新宿文化センター 小ホール

(住所:新宿区新宿 6-14-1 電話:03-3350-1141) ※地図は裏面にあります。

参加費 無料

内 容 I. 子どもを中心とした地域づくりの展開

山科醍醐子どものひろば・理事長 村井 琢哉

* 地域に住む全ての子どもたちが心豊かに育つことをめざし活動している団体です*

II. 子ども・若者からの発言～未来に希望が持てる地域に！

フリースペースたまりば・利用者 × せたがや若者サポートステーション・利用者

III. 遊び、学び、生活文化、つながりの場を地域に

山王子どもセンター (社会福祉法人ストローム福祉会・大阪府大阪市)

十勝びばっと (NPO法人ワーカーズコープ・北海道帯広市)

子ども村中高生ホットステーション (東京都荒川区)

IV. 学習支援事業に取り組んで

認定特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク (東京都三鷹市)

V. 調査研究の総括と提言

片岡 輝 (運営委員長・東京家政大学名誉教授)

主催 一般社団法人協同総合研究所

共 催 特定非営利活動法人ワーカーズコープ、一般社団法人日本社会連帯機構

連絡先 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1丁目44-3 ISP タマビル7階

電話 03-6907-8033 F A X 03-6907-8034 メール kyodoken@roukyou.or.jp

子ども・若者の貧困等 調査研究事業

子ども・若者のセーフティネット 暮らしに総合的な支援を

一般社団法人協同総合研究所は厚生労働省「平成26年度社会福祉推進事業」を受託し、子ども・若者を対象とした支援事業の実態を調査し、貧困に対するセーフティネットの現状とその課題、貧困の連鎖の予防に向けた提言を作成しています。3月9日、最終報告会「貧困等による子ども・若者を対象にしたセーフティネットの現状とその課題」を新宿文化センター小ホールで行い、93人が集まりました。

NPPO法人山科醸造り、食事やお風呂、就寝などのひろは(京都府)の村井琢哉理事長が、35年の活動の中で、経済的貧困による困難を抱えながらも親との出会いが増え、また全体で支え合えるように、地域で連携してきたこの視点を中心に発表。

子どもと大学生のサポート(地域のお兄ちゃん、お姉ちゃん)が「対一」の関係をく

り、食事も日替り、就寝など日替りの行為を一緒に行うことで支援。小学校の学校運営協議会に加わったり、中学校の中に地域のボランティアが入って学習支援を行うなど、学校の環境そのものをよくする活動も。

「貧困の家庭にある子どもたちは、生活の中で困難に巻き込まれやすいため、暮らしや学び、成長を支

えてくれる人たちが周りにいるという状況を地域でつくらなければ」と。

第2部は、子ども・若者からの発言。コメントーターは齋藤史夫委員(増玉純真短期大学特任講師)と阿比留久美委員(早稲田大学非常勤講師)。NPPO法

人フリースペースたまらひの不登校の子どもの居場所「フリースペースえん」を利用し

ている10代の2人は、異年齢でかわりあえること、思いっきり自分らしさを発揮できることなどを笑顔で。

NPPO法人ワーカーズコープが実施するセ

たがや若者サポートステーションの利用者2人は、喫茶店でのジョブトレーニングなどをさまざまなプログラムを体験。アルバイトで失敗があっても「サポ

テの仲間や地域の人、喫茶店のお客様は自分を受け入れてくれた」と振り返ることができた。地域に根ざした居場所づくりが目標

第3部はパネ

ルティスカッション。コーディネ

子ども・若者の発表、互いに質問も

ネーターは宮下与兵衛委員(首都大学東京大)学教育センター特任教授、山田恵子委員(早稲田大学大学院文学研究科博士課程)。

子ども村…中高生ホッとステーション(東京都荒川区)の村みさ子代表は、中高生の学校と家庭を結ぶ地域として、夕食を共にし、生活や学習をサポートする場を、地域の多様なボランティアの力で運営。大人と子どもの集団討論で「コミュニケーションを学んだり、自己肯定感を育む経験も。コメントーターの加藤彰彦委員(神縄大学名誉教授)が「いきいきとした地域をつくらう」といつと、次の時代を託す子ども、若者を抜かしてはならない。困窮、困るとい

授が調査研究の総括と4つの提言①統制りから横断的支援へ、②困り込み(排除・偏見・差別)から包摂(受容・理解・共生)へ、③被保護から自立へ、④事務的対応から人間的対応へを発表。学習に問題を抱えているからと学習支援だけをするのではなく、生活や居場所、相談など、子どもの暮らし全体を見た上での総合的な支援が効力をもつことなどを考察しました。



最終報告会の様子

厚生労働省 平成26年度セーフティネット支援対策事業（社会福祉推進事業）

**貧困などによる子ども・若者を対象にした
セーフティネットの現状とその課題に対する提言に向けた調査研究**

発行日

2015年3月

発行

一般社団法人 協同総合研究所

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-44-3 ISPタマビル7F

TEL.03-6907-8033 FAX.03-6907-8034

<http://jicr.org>

企画・編集

東京家政大学名誉教授/運営委員長 片岡輝

一般社団法人 協同総合研究所 北川裕士、石井清孝

編集協力・DTP・表紙デザイン

東京家政大学 ヒューマンライフ支援センター 坂本理恵

印刷・製本

株式会社 グラフィカ・ウエマツ